

2018 年度知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2018

(仮訳)

韓国特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2018年度知的財産活動実態調査(2019年3月)」を
ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3081&catmenu=m04_06_01_02)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

利用者のために

01. この報告書は韓国企業、大学・公共研究機関の知的財産活動の状況を把握するために、基準年度に産業財産権の出願及び登録実績がある企業及び大学・公共研究機関を対象に2018年に実施した知的財産活動の調査結果を盛り込んだ。
02. 報告書に盛り込まれた統計数値は、「知的財産活動を行う」企業及び大学・公共研究機関の実態について調査した結果であるため、該当統計数値を知的財産活動を行わない一般的企業の状況に拡大して解釈することには注意が必要である。
03. 統計表の統計数値は別途の注釈がない限り、標本調査の結果を基に母数を推定 (parameter estimates) したものである。統計数値は四捨五入したことで、各項目の合計と総計が一致しない場合もあり、複数回答項目は構成比の合計が100を超える。
04. この報告書で使われたすべての図と表の年度は別途表示がない限り、回答対象基準年度 (2017年度) を意味する。
05. この報告書の内容に関するお問い合わせは、韓国知識財産研究院保護・新知識研究室 (02-2189 -2627) まで、報告書は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) でもダウンロードできる。

目次

要約文	1
第1章 調査の概要	16
第1節 調査目的及び沿革	17
1. 調査の目的	17
2. 調査の沿革	17
第2節 調査質問項目及び標本設計	20
1. 調査質問項目の設計	20
2. 標本設計	23
第3節 調査方法及び結果	29
1. 調査方法	29
2. 調査結果	31
第2章 企業の知的財産活動	36
第1節 知的財産活動のインフラ	37
1. 知的財産担当組織及び人材	37
2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費	42
3. 知的財産サービスの利用状況	45
第2節 特許基盤の知的財産活動	47
1. 職務発明補償	47
2. 先行特許（技術）調査など特許情報の活用	54
3. 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	55
第3節 知的財産の創出及び活用	59
1. 知的財産の基礎統計情報及び情報システム	59
2. 外部からの知的財産の導入実績及び今後の計画	61

3.	保有知的財産に対する実態調査の実施状況	64
4.	知的財産権の売却・移転及び活用状況	66
5.	知的財産の効果的な創出及び活用に必要な政策支援	68
第4節	知的財産の保護	70
1.	予備評価の実施状況	70
2.	研究開発の成果保護戦略	71
3.	産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	74
4.	産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定	76
5.	効果的な知的財産保護に必要な政策支援	80
第3章	大学及び公共研究機関の知的財産活動	82
第1節	知的財産活動のインフラ	83
1.	知的財産担当組織及び人材	83
2.	知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費	88
3.	知的財産サービスの活用及び総合的管理システムの構築状況	91
第2節	特許基盤の知的財産活動	95
1.	職務発明補償	95
2.	先行特許（技術）調査など特許情報の活用	102
3.	技術取引機関、技術マーケティング企業との協力	104
第3節	知的財産の創出及び活用活動	108
1.	知的財産の基礎統計情報及び情報システム	108
2.	知的財産創出のための研究開発活動及び今後の戦略	109
3.	保有知的財産に対する実態調査の状況	110
4.	知的財産権の売却・移転及び活用状況	112
5.	知的財産の効果的な創出及び活用に必要な政策支援	115

第4節 知的財産の保護	117
1. 予備評価の実施状況	117
2. 研究開発の成果保護戦略	118
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	120
4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定	122
5. 効果的な知的財産保護に必要な政策支援	123
第4章 韓国の知的財産活動の年度別傾向	127
1. 知的財産組織及び人材の専門性強化	128
2. 企業と大学・公共（研）の知的財産先行活動	130
3. 企業の知的財産導入戦略の変化	133
4. 知的財産の活用及び事業化活動の強化	135
5. 知的財産保護戦略の変化	136
用語整理	140
付録	145
1. 業種分類・韓国標準産業分類表（KSIC）対照表	146
2. 知的財産活動調査表（企業用）	148
3. 知的財産活動調査表（大学、公共研究機関用）	168

表の一覧

[表1.1]知的財産活動の分類	21
[表1.2]知的財産活動実態調査の主な調査項目	22
[表1.3]既存の母集団と現在の母集団の比較	23
[表1.4]年度別母集団の数	24
[表1.5]企業母集団の分布	25
[表1.6]大学・公共研究機関の母集団の分布	26
[表1.7]企業の標本分布	27
[表1.8]アンケート調査の手続き及び方法	29
[表1.9]調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対応策	30
[表1.10]有効標本規模及び回答率	32
[表1.11]業種別の有効標本規模及び回答率	32
[表1.12]業種別、企業類型別回答企業の分布	33
[表1.13]大学・公共（研）類型別回答機関の分布	33
[表 2.1]職務教育において実施を希望する内容	43
[表 2.2]知的財産担当者にかかる人件費及び教育費	44
[表 2.3]知的財産サービス利用状況	45
[表 2.4]職務発明補償金の支給状況（発明申告/出願/登録補償）	50
[表 2.5]職務発明補償金支給状況（実施/処分補償）	51
[表 2.6]国内技術取引システムの利用度	57
[表 2.7]直近3年間で外部から知的財産を導入した企業の知的財産導入チャンネルごとの 利用率	63
[表 2.8]回答企業の保有特許の活用件数及び事業化件数、比率	68
[表 2.9]効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性	69
[表 2.10]効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性	69
[表 2.11]研究開発の成果保護戦略の活用度	72
[表 2.12]2018年に比べた2019年の知的財産権出願計画	75
[表 2.13]国内における産業財産権の出願増減に影響する要因	76
[表 2.14]知的財産の出願・審査・維持費用	77

[表 2.15]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	80
[表3.1]職務教育において実施を希望する内容	89
[表3.2]知的財産担当者への人件費及び教育費	90
[表3.3]知的財産サービスの利用状況	91
[表3.4]職務発明に対する非金銭的補償（実績評価など）の実施状況	98
[表3.5]職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録に対する補償）	99
[表3.6]職務発明補償金の支給状況（実施・処分に対する補償）	100
[表3.7]国内技術取引システムの利用度	106
[表3.8]効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性	115
[表3.9]効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性	116
[表3.10]2019年の知的財産権出願計画（2018年比）	121
[表3.11]国内における産業財産権出願の増減に影響する要因	122
[表3.12]知的財産の出願・審査・維持費用	123
[表3.13]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性	124

図の一覧

[図2. 1] 知的財産担当組織の保有状況	37
[図2. 2] 知的財産担当組織の総括者の職位	38
[図2. 3] 知的財産担当人材の保有状況	39
[図2. 4] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士	40
[図2. 5] 知的財産専門担当人材の経歴別分布	41
[図2. 6] 知的財産関連業務を行っている企業の比重	41
[図2. 7] 知的財産専門担当人材の採用予定比率	42
[図2. 8] 知的財産担当人材に対する職務教育の状況	43
[図2. 9] 知的財産人材のスキルアップに必要な政策	44
[図2. 10] 知的財産サービス提供機関の利用率	46
[図2. 11] 職務発明補償規定の保有状況	47
[図2. 12] 職務発明補償規定を設けていない主な理由	48
[図2. 13] 職務発明補償規定がある企業の発明申告・特許出願・登録に対する補償	49
[図2. 14] 職務発明補償規定がある企業の実施/処分に対する補償	49
[図2. 15] 職務発明補償規定がある企業及びない企業の知的財産活動状況	53
[図2. 16] 先行特許（技術）調査の実施状況	54
[図2. 17] 先行特許（技術）調査を実施している場合、その担当者	55
[図2. 18] 直近3年間における技術取引機関との業務依頼及び契約締結状況	56
[図2. 19] 技術取引機関などに業務依頼をした場合、主な費用支払方法	56
[図2. 20] 特許技術事業化を妨げる最大の障壁	58
[図2. 21] 知的財産の基礎統計情報の活用率	59
[図2. 22] 企業類型別に見た知的財産情報システムの利用	60
[図2. 23] 出願規模別に見た知的財産情報システムの活用	61
[図2. 24] 国内で知的財産を導入した企業の比率及び平均導入件数	61
[図2. 25] 知的財産を導入した企業の類型別導入件数	62

[図2.26] 知的財産導入拡大予定の企業の比率	63
[図2.27] 知的財産導入のための投資拡大の方向	64
[図2.28] 知的財産に対する実態調査の実施状況	65
[図2.29] 知的財産に対する実態調査を実施している場合、その担当者	65
[図2.30] 知的財産の売却・移転状況	66
[図2.31] 知的財産の売却・移転を妨げる最大の障壁	67
[図2.32] 特許権の活用率及び事業化率	67
[図2.33] 産業財産権の出願などに先立つ社内予備評価の実施状況	70
[図2.34] 予備評価を実施している場合、その担当者	71
[図2.35] 研究開発の成果保護戦略の活用率及び活用度	72
[図2.36] 公式的/非公式的な権利保護の比率	73
[図2.37] 国内の知的財産保護水準に対する意見	74
[図2.38] 特許権を海外に出願及び登録した企業の比率	74
[図2.39] 特許権を海外に出願及び登録した企業の比率	75
[図2.40] 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況	77
[図2.41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人材管理状況	78
[図2.42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物の管理状況	79
[図2.43] 産業財産権紛争（侵害など）を事前に防止するための活動状況	79
[図3.1] 知的財産担当組織の保有状況	84
[図3.2] 知的財産担当人材の保有状況	84
[図3.3] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士	85
[図3.4] 知的財産専門担当人材の経歴別分布	86
[図3.5] 知的財産担当者の主な業務	87
[図3.6] 知的財産専門担当人材の採用計画	88
[図3.7] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況	89
[図3.8] 知的財産人材のスキルアップに必要な政策	90
[図3.9] 知的財産サービス提供機関の利用率	92

[図 3. 10] 知的財産管理システムの構築及び活用状況	93
[図 3. 11] 知的財産管理システムの構築・維持費用	93
[図 3. 12] 職務発明補償規定の保有状況	95
[図 3. 13] 職務発明補償規定を設けていない場合、その主な理由	96
[図 3. 14] 職務発明補償規定がある機関の発明申告・特許出願・登録補償の実施状況	96
[図 3. 15] 職務発明補償規定がある機関の実施/処分補償の実施状況	97
[図 3. 16] 職務発明補償規定の保有・未保有機関による産業財産権の活用率	101
[図 3. 17] 先行特許（技術）調査の状況	102
[図 3. 18] 先行特許（技術）調査を実施している場合、その担当者	103
[図 3. 19] 先行特許（技術）調査に対する機関の支援	104
[図 3. 20] 直近 3 年間の技術取引機関への業務依頼及び締結の状況	105
[図 3. 21] 技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払方法	105
[図 3. 22] 知的財産の基礎統計情報の利用率	108
[図 3. 23] 各機関の知的財産情報システムの利用	109
[図 3. 24] 優秀な知的財産創出のための活動及び戦略	110
[図 3. 25] 知的財産に対する実態調査の実施状況	111
[図 3. 26] 知的財産に対する実態調査を実施している場合、その担当者	111
[図 3. 27] 知的財産を売却・移転した機関の比率及び件数	112
[図 3. 28] 知的財産の売却/移転を妨げる障壁	113
[図 3. 29] 特許権の保有件数に占める活用件数の割合	113
[図 3. 30] 特許権を活用しない理由	114
[図 3. 31] 産業財産権の出願などに先立つ予備評価の実施率	117
[図 3. 32] 予備評価を実施している場合、その担当者	118
[図 3. 33] 研究開発の成果保護戦略の活用率及び活用度	118
[図 3. 34] 公式的/非公式的な権利保護の比率	119
[図 3. 35] 現在の国内知的財産保護水準に対する認識	120
[図 3. 36] 特許権の海外出願率及び登録率	121

[図 4.1] 知的財産担当組織の保有率の推移	128
[図 4.2] 専門担当人材の保有率及び専門担当人材数の推移	129
[図 4.3] 知的財産担当人材に対する職務教育の実施状況	130
[図 4.4] 企業の先行活動実施率の推移	131
[図 4.5] 特許、実用新案出願企業の先行活動実施率の推移	131
[図 4.6] 大学及び公共（研）の先行活動実行率の推移	132
[図 4.7] 研究開発の課題、発明、保有知的財産に対する実施率の変化	133
[図 4.8] 企業の知的財産導入の推移	134
[図 4.9] 知的財産の導入拡大方向の変化	135
[図 4.10] 全体特許保有件数に占める活用率及び事業化率	135
[図 4.11] 権利保護手続きを進める比率	136
[図 4.12] 国内の知的財産保護水準強化の必要性	137
[図 4.13] 海外出願及び登録の推移	138

要約文

I. 調査目的及び沿革

1. 必要性及び目的

- 知的財産政策を効率良く策定・推進するために、各企業、大学・公共研究機関の活動状況について総合的に把握・分析できる統計資料が必要
- 知識財産基本法第 31 条に基づき、知的財産の創出・保護・活用などの状況について「知的財産活動実態調査」を実施

2. 統計作成の沿革

- 2006 年：統計承認（統計法に基づく政府承認統計第 138002 号、「知的財産活動調査」）
- 2007 年：調査対象を企業から大学・公共（研）に拡大
 - ・ 知的財産活動の各段階に行われる先行活動に対する質問項目などを細分化
- 2011 年：調査領域の拡大及び知識財産基本法に基づく法的根拠の成立
 - ・ 貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」と統合（*）
 - * 2016 年度に貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」が中止により、侵害及び紛争関連の一部調査項目を除き、調査を実施
- 2012～13 年：知的財産の範囲及び需要に従い調査項目を修正するなど、改善活動を展開
- 2014～15 年：調査の信頼性向上のための標本設計の精緻化及び調査表の改善、報告書の活用度向上及び主要な結果分析の強化
- 2016 年：調査項目から侵害及び紛争に関連する一部項目を除外
- 2017 年：結果の検証体系及び調査管理を強化し、調査の信頼性を向上
- 2018 年：回答者の利便性向上のための調査項目の簡素化及び母数の推定の信頼性向上のために標本抽出方式を変更（任意抽出→系統抽出）

3. 調査の概要

○ 調査期間：2018. 9. 10～ 2018. 11. 30（約3ヶ月）

○ 調査標本設計

- ・ 2018年時点で、基準年度（出願2015年～2016年、登録2013～2017年）に産業財産権を2件以上出願、1件以上登録した韓国国内31,609の企業及び大学・公共研究機関

* ここでいう産業財産権とは、特許、実用新案、デザイン、商標をすべて含む

単位：ヶ所

	母集団の数	企業	大学及び公共（研）
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273

- ・ 企業については産業財産権の出願規模（共通）と業種（企業）を基準として22の集団に層化して系統抽出

- 基準年度に出願件数が20件以上、又は5年間の登録件数が100件以上の企業に対しては全数調査を実施

- 基準年度に出願件数が20件未満で、5年間の登録件数が100件未満の企業などに対しては標本調査を実施

* 業種別に抽出率を10%にして比例配分方式に従い、系統抽出法で標本配分

- 全体標本数：5,376（全数調査は2,492、標本調査は2,884）

- ・ 大学及び公共研究機関については出願件数及び登録件数に関係なく全数調査を実施

○ 標本誤差：95%の信頼水準に±2.67%

- ・ 標本誤差の推定式

$$1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1 - P)/n))}$$

※ n は標本数、N は母集団の数で、P は（最大許容誤差）母比率

○ 回答率：47.8%（企業 44.5%、大学・公共（研）76.6%）

- ・ 企業全数層の回答率 51.7%、標本層の回答率 41.9%

○ 母数の推定（Parameter Estimates）

- ・ 抽出された標本調査の結果と、層化された各集団の母集団の加重値を利用して母集団に対する推定結果も共に提示し、また、全数調査の場合にも回答率を調整するために加重値を利用して母数を推定

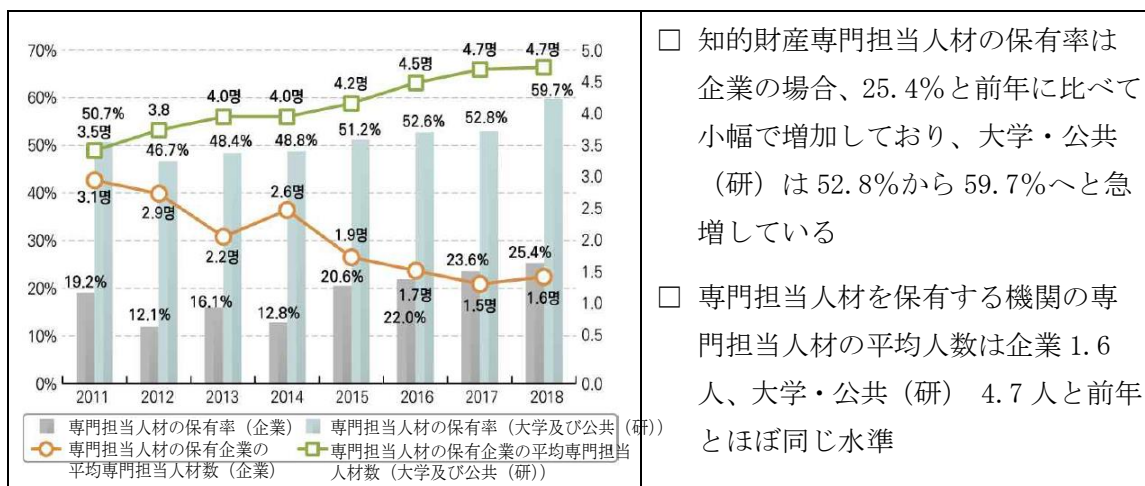
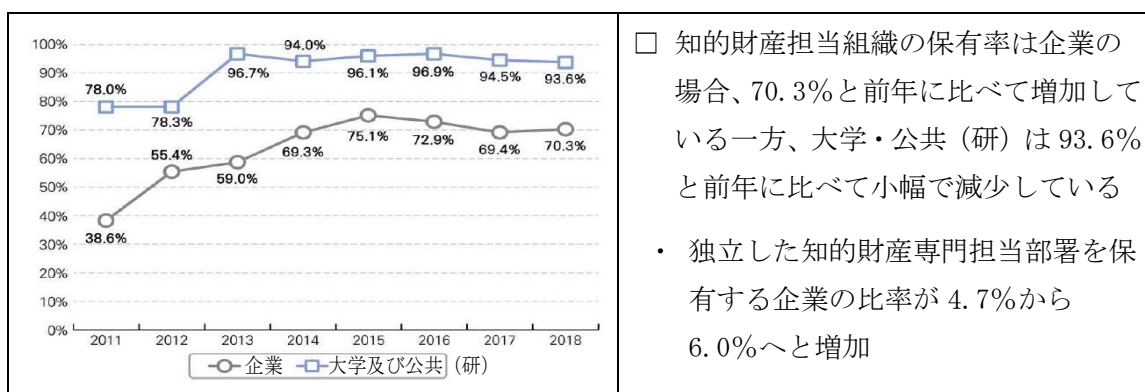
○ 調査項目

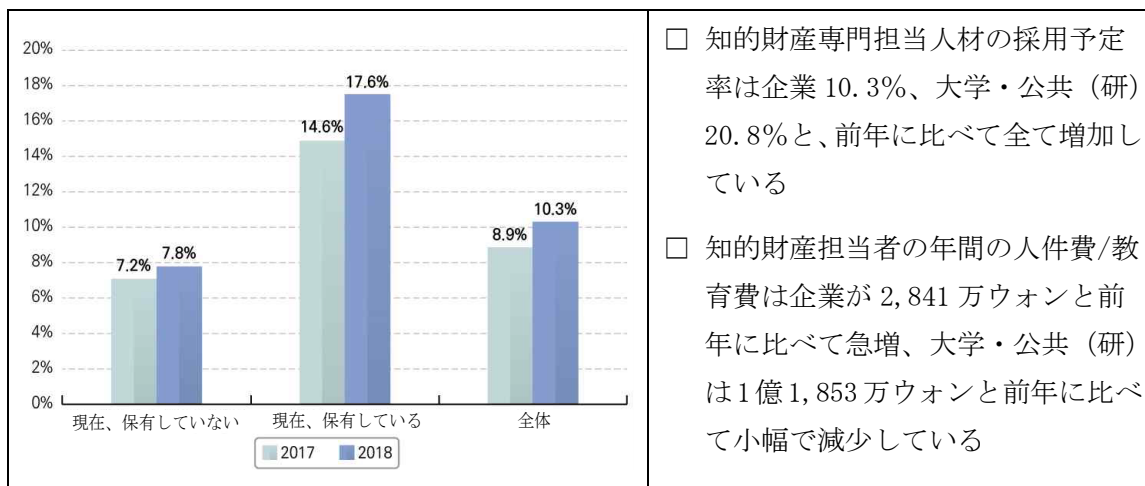
- ・ 知的財産活動の基盤となるインフラ領域と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産の創出及び活用活動、知的財産の権利化及び保護活動に関する事項に区分

II. 主要な調査結果

1. 知的財産活動のためのインフラ

インフラ ・ 知的財産担当組織及び人材





<知的財産担当者の人件費/教育費>

単位：万ウォン

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
企業	3,274	2,178	3,374	2,731	2,613	3,122	1,867	2,841
大学・公共（研）	7,133	8,344	9,961	9,061	9,114	9,720	1億2,209	1億1,853

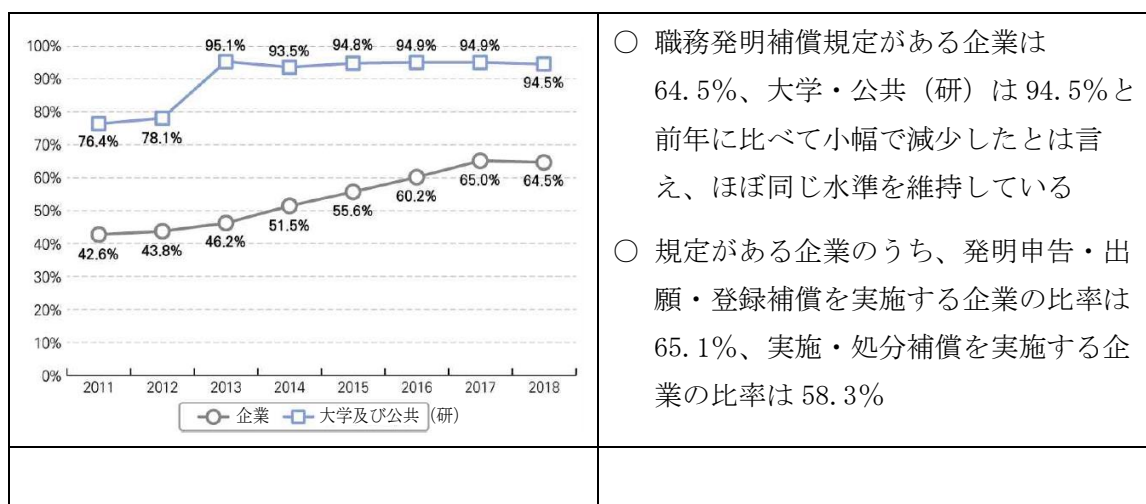
知的財産活動に関わるインフラの特徴

- 過去5年間、知的財産担当組織の保有率は企業70%、大学・公共（研）94%前後と、ほぼ変わらないなど、安定した段階に到達したと分析できる
 - ・ 毎年、調査母集団が増加しているため、知的財産担当組織を備えていない企業及び大学・公共（研）が調査母集団に新たに追加される可能性がある
- 知的財産専門担当人材の保有率は企業と大学・公共（研）とも5年連続で増加しており、組織内の専門担当人材による知的財産管理の重要性が高まっていると解釈できる
 - ・ 知的財産専門担当人材の平均人数について、過去5年間で企業は減少傾向を、大学・公共（研）は増加傾向を示していたが、今回の結果では前年水準を維持している

2. 特許基盤の知的財産活動¹

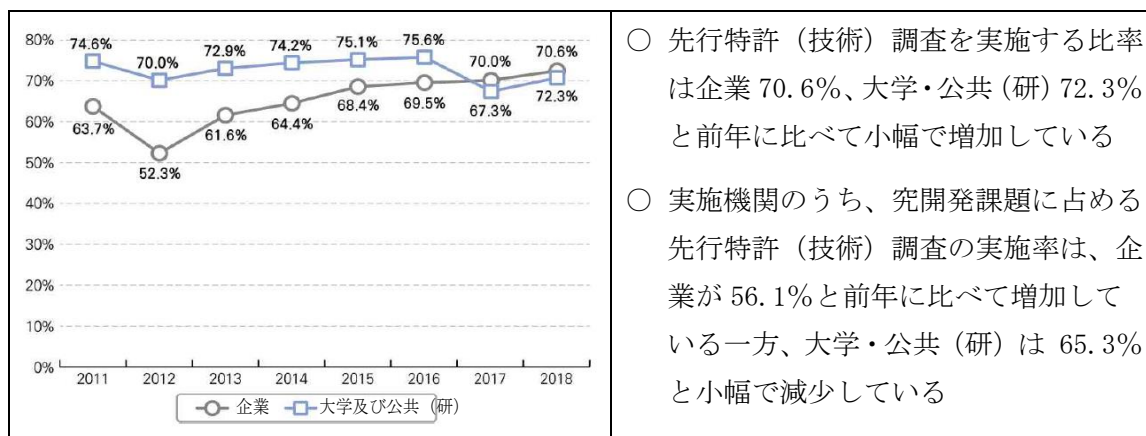
特許基盤の活動

・職務発明補償規定の有無

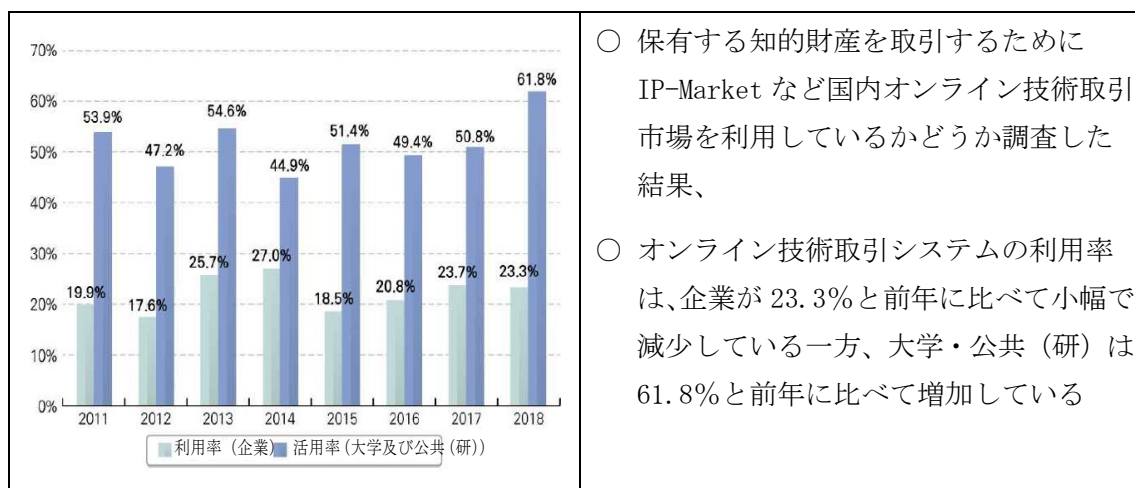


特許基盤の活動

・先行特許（技術）調査活動の状況



¹ 「特許基盤の知的財産活動」は特許と実用新案権を出願、登録する企業及び大学・公共（研）の活動に焦点を置いた指標で構成されるため、母集団のうち、特許と実用新案を2件以上出願した企業及び大学・公共（研）（2010年までの母集団を基準とする）に限定して母集団の推定値を提示（職務発明補償規定の有無のみ回答した結果を表記）

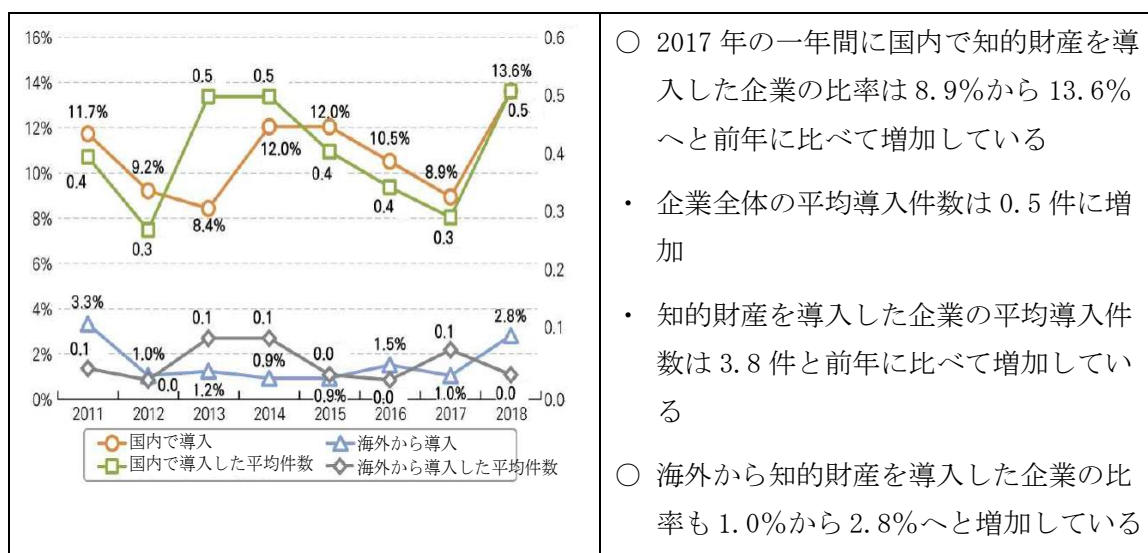


特許基盤の知的財産活動の特徴

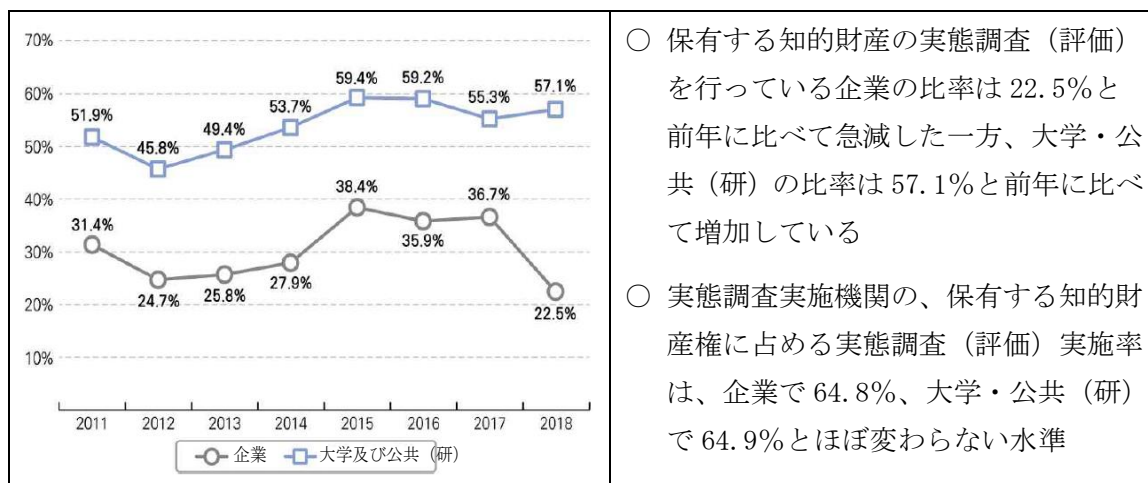
- 過去 5 年間、職務発明補償規定の保有率は、大学・公共（研）では 94%前後と大きな変動はなく、企業では増加傾向にあったが、
 - ・ 企業の規定保有率は 2018 年に 64.5%と前年度より小幅で減少し、大学・公共（研）のように安定した段階に到達した可能性がある
 - ・ つまり、特許出願件数が多い、又は特許の重要度が低い企業・産業を中心に、別途の補償規定を置くよりも個別で特許を譲り受けたいとの需要がある
- 研究開発の企画段階で先行特許（技術）調査を実施する企業の比率は、毎年 70%以上を維持している一方、大学・公共（研）は増加し続けて最大値（2018 年 70.6%）に到達
 - ・ 過去 5 年間で大学・公共（研）の場合、職務発明補償規定の保有率は 94%前後とほぼ変わらない状況であり、先行特許（技術）調査の実施率は増加傾向にある
- 技術取引及びマーケティングのための国内オンライン取引システムの利用率は企業と大学・公共（研）とも特異な傾向を示していない

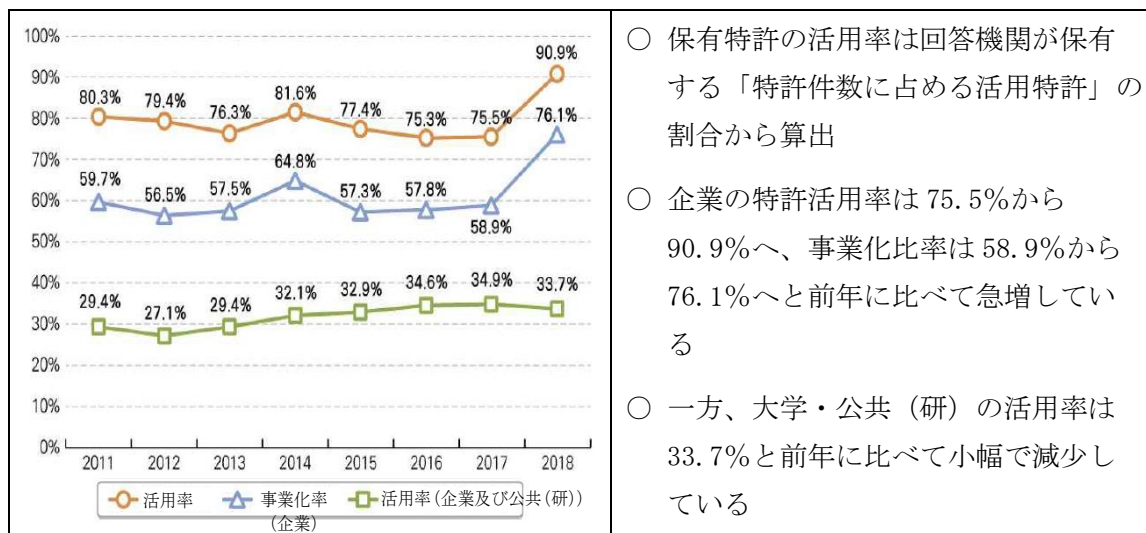
3. 知的財産の創出及び活用活動

創出及び活用 ・ 外部の知的財産の導入状況



創出及び活用 ・ 保有する知的財産の実態調査及び評価



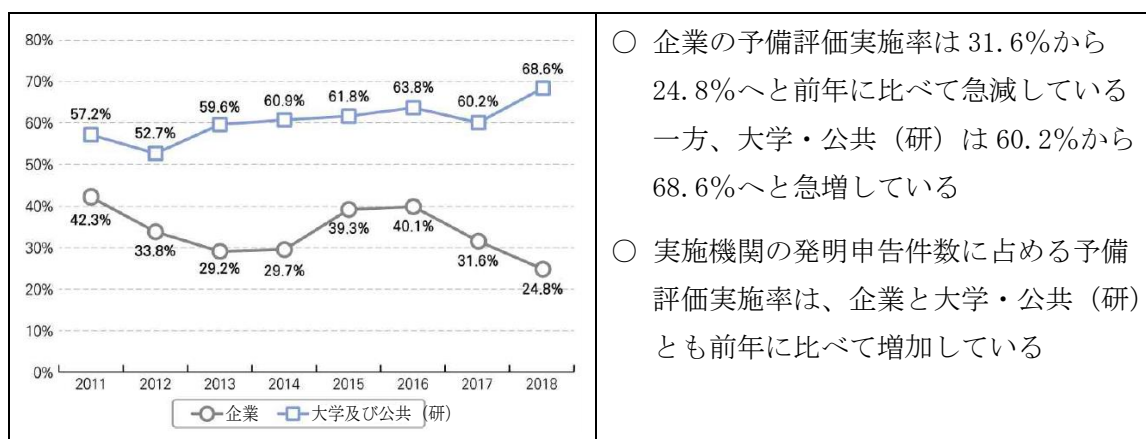


知的財産の創出及び活用活動の特徴

- 企業による国内外からの知的財産の導入率はここ数年、伸び悩んでいたが、
 - ・ 2017年一年間、国内及び海外から知的財産を1件以上導入した企業の比率が急増するなど、知的財産の導入に積極的になっている
- 保有する知的財産に対する資産実態調査の実施率は、企業は40%以下、大学・公共(研)は50%以上の範囲において多少の変動が見られた
 - ・ 特に、企業の知的財産に対する実態調査の実施率は22.5%と、2011年以来の最低水準であることから、特許の維持/放棄についての決定や、事業化有望技術及び移転対象技術の発掘などにおける保有特許の価値把握及び戦略的意思決定が行われていないと解釈できる
- 企業の特許活用率と事業化率(防御目的の特許は除く)は、2014年以降最も高かった(90.9%、76.1%)一方、大学・公共(研)では未活用特許が増加している
 - ・ 企業の知的財産に対する実態調査実施率が22.5%である点を考慮すると、保有特許を活用しているかどうかを企業が正確に把握できず、不誠実な回答をした可能性がある
 - ・ 大学・公共(研)の場合、政府R&Dの成果として創出された特許の活用度が低いことを指摘され続けているが、特許活用率は数年間、改善されていない

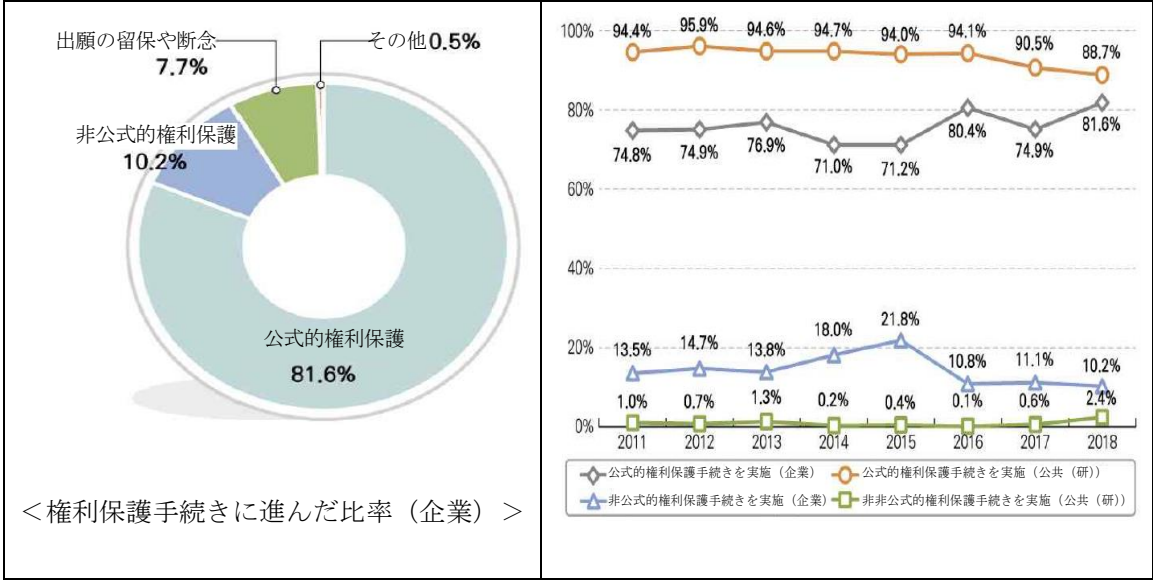
4. 知的財産保護活動

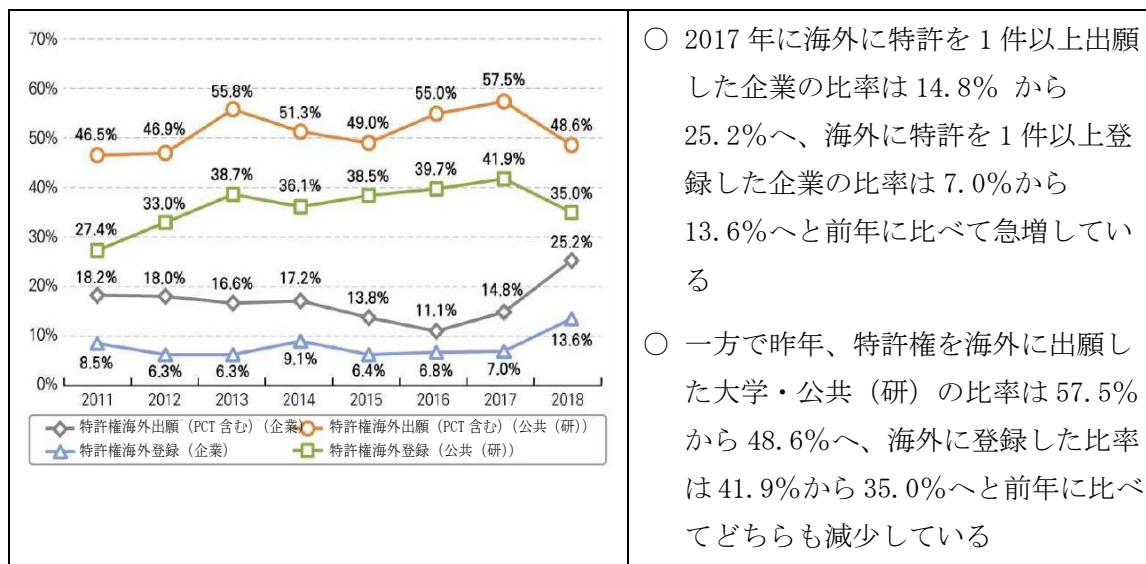
保護 ・ 出願前の予備評価の実施状況



保護 ・ 産業財産権の出願など研究成果の保護戦略

- 企業の場合、産業財産権の出願など、公式的な権利保護手続きに進んだ比率は81.6%と過去5年間で増加し続けている一方、営業秘密・ノウハウなど非公式的な権利保護手続きに進んだ比率は10.2%と減少傾向にある
- 大学・公共(研)の公式的な権利保護手続きに進んだ比率は88.7%と5年連続減少している一方、非公式的な権利保護手続きに進んだ比率は2.4%と前年に比べて急増している





知的財産保護活動の特徴

- 発明申告に対する予備評価実施率は、企業は40%前後で減少傾向を、大学・公共(研)は60%以上で増加傾向を示している
 - ・ 2018年度企業の予備評価実施率は24.8%と、2011年以来最低水準を記録
 - ・ 特許出願件数が多い企業、又は大学・公共(研)だとしても職務発明の評価、承継及び出願などを決める手続き及び基準が必要である
- 研究開発の成果を産業財産権として保護(公式的な権利保護手続き)する比率が大学・公共(研)は減少傾向(2014年94.7%、2018年88.7%)にある一方、企業は2017年の74.9%から2018年には81.6%へと急増している
 - ・ IPの観点からR&Dを行う企業が増え、大学・公共(研)は権利化を行うなかで、優秀な発明の選別過程を強化したと解釈できる
- 海外に特許を出願・登録する企業の比率は増加している一方、大学・公共(研)の比率は直近3年間で減少傾向を示している
 - ・ 大学・公共(研)は海外への特許出願/登録/維持にかかる費用が負担となり、選別の出願をする傾向にあると分析できる

第1章

調査の概要

第1節 調査目的及び沿革

第2節 調査質問項目及び標本設計

第3節 調査方法及び結果

第1章 調査の概要

第1節 調査目的及び沿革

1. 調査の目的

企業や大学・公共研究機関が知的財産に関連する意思決定や未来の戦略策定を行う際に、知的財産関連の統計は合理的な判断の根拠を提供する手段であり、政府・政策研究機関など多様な需要階層で活用が可能である。そこで、国内企業と大学・公共研究機関の知的財産活動及びインフラなどの情報について、総合的に測定し分析するために2006年に知的財産活動実態調査を開始した。

知的財産活動実態調査の目的は次のとおりである。第一、国内企業と大学・公共研究機関による知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況について調査・分析して信頼できる統計情報を提供すること。第二、知的財産活動の主な項目に対する年度別比較を行い、国内の知的財産活動のトレンドを分析するなど、企業及び大学・公共研究機関の合理的な意思決定を支援すること。第三が、国家の知的財産活動全般に対する意味ある診断及び評価を行い、効果的な知的財産政策の策定を支援し、産業競争力の強化に寄与することである。

2. 調査の沿革

2006年に始まった「企業の知的財産活動調査」は研究開発を活発に行う国内企業（基準年度に1件以上の特許、又は実用新案を出願）を対象に実施された。企業を対象にしたのは、調査を実施した当時、韓国人による特許出願を企業が主導していた一方、知的財産の部分で大学・公共研究機関に比べて企業を対象にした調査統計が比較的多くなかったためである。また、特許、又は実用新案の出願件数を基準としたのは、特許出願件数が研究開発費の規模と密接な関係があるため、出願規模により調査対象企業を選定することが企業の一般的な知的財産活動状況を理解するのに効果的だと判断したためである。

2007年には2006年度の調査結果を基に調査質問項目の一部を修正し、知的財産活動の各段階の先行活動に対する質問項目を細分化し、知的財産活動実態調査の統計的な安定性（stability）と妥当性（validity）を強化するための改善が行われた。また、知識の創出及び拡散を先導する公共研究機関（大学を含む）の重要性を考慮して調査対象を従来の企業から大学・公共研究機関に拡大した²。

² これにより、統計名称も「企業知的財産活動調査」から「知的財産活動調査」(The Survey of Intellectual Property -Related Activities、承認番号第 138002 号)へ変更

2008年度には、回答者が答えやすく、情報の活用度向上が期待できると判断された項目を中心に、回答方式及び調査質問項目を一部修正し、改編（2008年7月承認統計変更）した。したがって、2007年度の知的財産活動調査結果と比較利用する際は、調査回答方式と質問項目の変更に伴う差異を認識して用いなければならない。2009年度の調査では実態調査結果の活用度を高めるために一部、あまりタイムリーでない質問項目を削除し、実態調査質問項目に対する企業と政策需要を調査・反映した（2009年7月承認統計変更）。

また、知的財産に関連する類似調査の重複実施による企業、大学・公共研究機関の回答負担を減らしてより踏み込んだ調査を行うために、2011年度には貿易委員会で毎年実施する「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害に関連する最も広範囲な調査としての体系を整えた。2012年には知的財産活動実態の調査結果の活用度を最大限まで引き上げるために、調査項目を再び改善した。標本の信頼度を考慮して調査項目に対する需要を検討し、意見を反映した。

その後、累積されたデータを基に、年度別変化の推移に対する分析を強化し、専門家による検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、意味ある指標算出を通じて知的財産活動の状況を把握できるようにした。企業類型を考慮して標本設計を精緻化し、質問用紙を再構成することで調査の正確性を強化し、主要指標の場合は追加分析を通じて政策的活用度を向上した。報告書の活用度向上のために企業の需要調査を強化してアンケート調査項目を改善し、主な統計結果の場合は企業規模別、出願件数別、産業業種別の比較などを行い、特異事項についても分析して示唆点を導き出した。

同時に、専門家からの意見聴取を強化し、調査結果の多角的解釈及び現場の問題点、政策の需要などを把握して政策的活用度を向上した。

2016年には関連した質問項目の複数回答、主な指標分析を通じた二重検証など検証手続きを強化して回答率を上げるとともに、主な結果の民間活用度を向上させ、調査結果の信頼性を強化した。ただ、2016年度以降は貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題が実施されなくなり、侵害及び紛争に関する一部項目は調査項目から除外した。

2017年と2018年には結果検証体系と調査管理を強化することで、調査の信頼性を向上させることに重点を置いた。調査中に出てきた主な質問事項に対する模範回答、不誠実な回答及び回答エラーなどに関する処理方法などをまとめた調査指針書を作り、調査員に対する教育を強化した。また、調査結果を入力する時、相互関係性が高い項目の回答を比較し、多重チェックして検証体系を強化することで、回答の一貫性及び信頼性を改善した。

特に2018年には、13の既存層化グループに有効標本数が相対的に非常に小さい業種が含まれているために母数の推定における信頼性が低下する問題を解決するために、適正有効標本を確保する方向で業種を統合し、11に再分類して標本抽出を進めた。標本抽出時に任意で抽出する方式から出願規模ごとの系統抽出方式へと変更し、回答率を上げるために不要

な質問項目を削除するなど調査表を簡素化し、一部調査項目については調査目的に合わせ、内容を修正・補完した（2018年9月承認統計変更）。

第2節 調査質問項目及び標本設計

1. 調査質問項目の設計

(1) 知的財産活動の定義

知的財産活動とは、「知的財産の創出と保護、活用に関連するすべての活動」と定義することができる。したがって知的財産 (intellectual property) の範囲をどのように設定するかによって、知的財産活動実態調査で測定する対象と調査領域が変わる。広義としての「知的財産」は、発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など、人間の創造的活動によって作られた科学技術的、文学・芸術的成果を意味する³。第四次産業革命の時代で知的財産に対する関心が高まっている理由は、知的財産が雇用創出及び経済成長を牽引する核心要因と認識されるためである。また、企業価値の源泉も類型資産から知的財産を含む無形資産へシフトしてきた。

しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大すれば、統計データの集計及び調査方法において困難が予想される。すなわち、測定対象である知的財産の概念が包括的であればあるほど、回答者の主観が入ったり、元の資料 (raw data) の品質が低下する相反関係 (trade-off) に直面する可能性が高い。したがって本調査では効果的な調査のために、文学・芸術的表現に関わる著作権を除く科学技術分野の産業財産権⁴に知的財産の範囲を限定し、調査質問項目によってはノウハウ及び新知的財産権を一部含めることにする。

2010年までの知的財産活動実態調査は2年間、特許や実用新案を出願した企業、大学・公共(研)を対象に行われたが、2011年以降からは産業財産権を出願(2年間で2件以上)及び登録(5年間で1件以上)した企業、大学・公共(研)に調査対象及び知的財産権の範囲が拡大した。

知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用などに段階を区分することができ、その主要活動は[表1.1]のとおりである。

³ 世界知的所有権機関 (WIPO) と日本の知的財産基本法では、知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものと規定している。

⁴ 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権

[表 1.1] 知的財産活動の分類

区分	目標	主要活動
創出	研究開発活動の生産性向上と 価値ある知的財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行特許（技術）調査 ・ 研究開発（R&D）投資 ・ 知的財産の導入
権利化 及び 保護	知的財産の価値を最大化し、これに 必要とされる費用を最小化するた めの権利化及び保護戦略の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備評価 ・ 知的財産保護戦略の選択 ・ 産業財産権の国内外での出願
活用	保有する知的財産の効果的な活用 を通じた十分な収益創出及び費用 削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有知的財産の実態調査・評価 ・ 技術取引システムの利用 ・ 事業化、又は売却・移転

(2) 主要調査項目

前述のとおり知的財産活動実態調査の調査質問項目は、企業、大学・公共研究機関の知的財産活動と密接に関連する要素やシステムがどのように活用されているのか、及びその結果を測定するのに必要な核心内容を反映して設計された。ただし、各出願人の国内産業財産権出願件数など、特許庁を中心に既に調査、公表されている項目は調査項目から外した⁵。

まず、調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域（知的財産組織及び人材、知的財産管理システムなど）と特許基盤の知的財産活動の分野、知的財産の創出及び活用活動に関する事項、知的財産の保護及び権利化に関する事項に区分して構成した。また、それぞれの活動分野の状況、問題点、要求される政策需要などを調査することで、企業及び大学・公共研究機関で行われる知的財産活動の特性をより体系的に理解できるようにした。各調査項目の主な調査質問項目は[表 1.2]のとおりである。

⁵ このような統計資料は知的財産統計年報（特許庁）、韓国の特許動向（特許情報院）などで確認できる。

[表 1.2] 知的財産活動実態調査の主な調査項目

分類	主な調査項目	
	企業	大学・公共（研）
一般事項 及び 知的財産 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 企業形態 従業員数、売上高、輸出の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発人材及び研究開発費 総合的な知的財産管理システム (大学) 知的財産関連教育の状況
特許基盤の 知的財産活動	<ul style="list-style-type: none"> 先行特許調査など特許情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> - 先行特許（技術）調査の活用状況、実施人材など 	
	<ul style="list-style-type: none"> 職務発明補償 <ul style="list-style-type: none"> - 職務発明補償規定の有無、補償実施及び補償方法、補償金の水準、関連制度の効果など 	
	<ul style="list-style-type: none"> 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力 <ul style="list-style-type: none"> - 技術取引機関への業務依頼及び協約締結、技術取引システムの利用度、特許技術事業化における問題点及び所用時間など 	
知的財産の 創出及び活用 活動	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの知的財産の導入（outsourcing）方向と戦略 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産創出のための研究開発活動及び今後の戦略
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の基礎統計情報及び情報システムの利用 	
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産活用の方向と戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 保有する知的財産に対する実態調査の実施、実施人材など 	
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の売却・移転の状況 <ul style="list-style-type: none"> - 売却・移転の実績、売却・移転における問題点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> - 産業財産権の活用状況、及び活用していない主な理由など 	
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の効果的な創出及び活用に必要な政策支援 	
知的財産 保護活動	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密管理及び技術流出防止管理の状況 	-
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産保護の方向と戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 産業財産権出願前の予備評価（実施状況、実施人材など） - 知的財産保護（研究成果の専有）戦略及び活用度 	
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の管理及び保護に関する認識度 	
	<ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の国内外出願に関する今後の計画 <ul style="list-style-type: none"> - 出願・審査・維持費用 	
	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な知的財産保護に必要な政策支援 	

2. 標本設計

(1) 母集団及び標本の規模

本調査の目標母集団は「知的財産活動を行う企業及び大学・公共研究機関」であるが、実質的なデータベースを確保するために「基準年度に限った産業財産権の出願及び登録件数」に関する客観的な知的財産活動基準を設定し、これを基に特許庁の資料をまとめて調査母集団を選定した。

2010年まで特許庁と貿易委員会で個別に実施していた「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」の調査母集団及び標本の基準には[表 1.3]のような差が存在した。「知的財産活動実態調査」は知的財産活動を活発に実施している企業及び機関が調査対象なため、直近2年間で特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共（研）を母集団に含んでいた。一方、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査対象とするため、直近5年間で産業財産権を登録した企業を母集団が含まれていた。

[表 1.3] 既存の母集団と現在の母集団の比較

区分	調査区分	母集団	標本
既存の母集団 (2010年以前)	知的財産活動実態調査 (特許庁)	・ 2年間(2007～2008)で特許及び実用新案を2件以上出願した企業、大学・公共(研)	・ 全数調査：大学・公共(研)、(2年間)特許及び実用新案を10件以上出願した企業 ・ 標本調査：出願件数10件未満の企業を対象に業種を分類して標本抽出
	知的財産権侵害実態調査 (貿易委員会)	・ 直近5年間(2005～2009)で産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)を1件以上登録した企業	・ 全数調査：産業財産権を100件以上登録した企業(5年間) ・ 標本調査：産業財産権の登録件数で9のグループに分け、登録件数の加重値が適用された分布に比例して割当
現在の母集団 (2011年以降)	知的財産活動実態調査 (特許庁)	・ 2年間(2015～2016)で産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)を2件以上出願、直近5年間(2013～2017年)で1件以上登録した企業、大学・公共(研)	・ 全数調査：大学・公共(研)、(2年間)産業財産権を20件以上出願、又は(5年間)100件以上登録した企業 ・ 標本調査：産業財産権の出願件数20件未満及び登録件数100件未満の企業を対象に業種を分類して標本抽出

2011年の調査からは[表 1.3]のように母集団が互いに異なる「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」が統合され、母集団の変更は避けられなかった。すなわち、調査時点で知的財産活動を活発に行っていると同時に、侵害対象の知的財産権を保有する企業及び大学・公共（研）を母集団に含める必要があった。したがって、調査母集団の基準が「2年間（2008年～2009年）で2件以上の産業財産権を出願し、同時に5年間（2006年～2010年）で1件以上を登録した企業及び大学・公共（研）」に変更された。出願対象の範囲を既存の特許・実用新案から、近年産業財産権としての価値が増加しているデザインと商標にまで拡大したのである。

2018年の調査では2011年以降の母集団基準である「2年間（2015年～2016年）で産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）を2件以上出願し、直近5年間（2013年～2017年）で1件以上を登録した企業、大学・公共（研）」を対象とした。母集団に含まれる大学・公共研究機関とは、「技術移転及び事業化促進に関する法律」第2条に基づく国公立試験研究機関、科学技術分野の政府出捐研究機関、特定研究機関、専門生産技術研究所、非営利法人及び団体、国公立大学及び私立大学を意味し、公企業及び中央行政機関、地方自治体は含まれない。

[表 1.4]年度別母集団の数

年度	母集団の数	企業	大学及び公共（研）
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273

このような基準に従って特許庁DBに収集された2018年度調査母集団の数は企業が31,336社、大学・公共研究機関が273の計31,609であった（[表 1.4]）。母集団に含まれる企業の

うち、全数調査の基準である「産業財産権を20件以上（年平均10件以上）出願、あるいは100件以上（年平均20件以上）を登録⁶」した企業数は2,492社であった。

母集団の選定後、標本抽出のために産業財産権の出願規模と業種（企業）、機関類型（大学・公共研究機関）を基準に2次層化した後、最終標本機関を選定した。母集団に含まれる企業は2017年1月13日改正告示された第10次韓国標準産業分類表（KSIC）を基準として11の業種に区分した⁷。産業財産権の出願及び登録規模と業種（企業）、機関類型（大学・公共研究機関）に区分された母集団の分布は[表1.5]、[表1.6]のとおりである。

[表1.5] 企業母集団の分布

単位：件、%

業種	20件以上出願 (or) 100件以上登録	20件未満出願 (and) 100件未満登録	計	比重
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	123	1,546	1,669	5.3%
卸売及び小売業	349	4,562	4,911	15.7%
事業サービス業、通信業	444	5,825	6,269	20.0%
建設業	76	1,442	1,518	4.8%
その他サービス業	136	1,377	1,513	4.8%
繊維製品、衣服、靴製造	118	1,050	1,168	3.7%
化学産業	321	2,355	2,676	8.5%
非金属鉱物製品及び 金属産業	151	1,655	1,806	5.8%
電気電子産業	172	1,706	1,878	6.0%
機械産業	497	6,037	6,534	20.9%
その他製造業	105	1,289	1,394	4.4%
計	2,492	28,844	31,336	100.0%
比重	8.0%	92.0%	100.0%	-

⁶ 全数調査の対象は既存調査での基準を適用する。全数調査の対象分布は[表1.5]のとおりである。

⁷ 業種分類と韓国標準産業分類表（KSIC）との対照表は[付録1]を参照

[表 1.6] 大学・公共研究機関の母集団の分布

単位：件、%

機関の種類	20 件以上出願 (or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and) 100 件未満登録	計	比重
国公立大学	31	4	35	12.8%
私立大学	105	70	175	64.1%
政府出損（研）	20	0	20	7.3%
その他公共（研）	27	16	43	15.8%
計	183	90	273	100.0%
比重	67.0%	33.0%	100.0%	-

各業種及び機関種類の母集団数が決まった後、業種（企業）内での出願規模別の割当は基準年度に産業財産権を 20 件以上（年平均 10 件以上）出願したか、100 件以上（年平均 20 件以上）登録した企業は全数調査の対象とした。

また、基準年度に産業財産権を 20 件未満（年平均 10 件未満）出願した企業などに対しては多段階の層化系統抽出法を施行し、基本的に業種を 1 次層にして再び規模（出願及び登録件数）を基準にして 2 次層化した後、系統抽出方法を実施した。業種（企業）によって区分された各集団に対する標本割当比率は平均 10%を適用した。業種（企業）別に割り当てられた標本の分布は[表 1.7]のとおりである。

[表 1.7] 企業の標本分布

業種	全数調査 企業数	割り当てられた 標本企業数	標本企業数の 計
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	123	154	277
卸売及び小売業	349	452	801
事業サービス業、通信業	444	577	1,021
建設業	76	140	216
その他サービス業	136	139	275
繊維製品、衣服、靴製造	118	108	226
化学産業	321	246	567
非金属鉱物製品及び金属 産業	151	166	317
電気電子産業	172	173	345
機械産業	497	601	1,098
その他製造業	105	128	233
計	2,492	2,884	5,376
比重	46.4%	53.6%	100.0%

(2) 母集団の推定

本報告書では 5,649 社の企業及び大学・公共研究機関を標本調査して収集された結果を基に、母数の推定 (parameter estimates) を行い、その結果を 2 章 (企業) 及び 3 章 (大学・公共研究機関) で提示した。母集団推定のためには標本を抽出した業種及び機関類型 (i) と出願規模別に層化された 30 の集団 (22 の企業、8 の大学・公共研究機関、 j) から回収した質問用紙の回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団の値を推定した。この時、次のような方式で作られた加重値 (W_{ij}) を活用した。

$$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \times \frac{n_{ij}}{n'_{ij}}$$

ここで N_{ij} は層化された各集団に含まれる母集団の数であり、 n_{ij} は層化された各集団の標本の大きさ、 n'_{ij} は各集団の回答数である。また、既存の実態調査の結果との連続比較するために母集団を 2010 年以前と同じ構成 (基準年度に特許、実用新案を 2 件以上出願した企業、大学・公共研究機関) にした場合の推定値を本文の括弧の中に別途表示した。

本報告書に収録された統計表では企業の類型⁸ (大企業、中堅企業、中小企業)、大学・公共 (研) の類型 (国公立大学、私立大学、政府出損研究機関、その他公共 (研)) に区分して調査結果を提示している。中小企業の場合、企業の類型を尋ねる質問で「一般中小企業」と答えた企業と「ベンチャー/INNO-BIZ 企業」を中小企業に統合して結果を提示した。これは、韓国の中小企業全体の知的財産活動状況を把握して分析することで、大企業、中堅企業と差別化が可能な知的財産戦略を策定し、中小企業のための合理的制度及び政策施行を支援するためである。

⁸ 大企業は相互出資が制限されている企業集団でグループの資産総額が 5 兆ウォンを越える企業、中堅企業は産業発展法第 10 条に基づき中小企業を卒業した企業のうち相互出資が制限される企業集団に属さない企業という基準で区分する。また、中小企業基本法第 2 条に基づき、中小企業は製造業基準 300 人未満の企業を基準にする。

第3節 調査方法及び結果

1. 調査方法

本調査の調査対象期間は2017年1月1日から2017年12月31日までを基準とし、回答しやすくするために12月決算でない場合は2017年（1月～12月）、又は直前会計年度のいずれかを選択して答えられるようにした。調査質問項目の先行特許活動、産業財産権の活用状況（収入と支出は除く）、知的財産担当人材の状況は回答時点を基準とした。

[表1.8] アンケート調査の手続き及び方法

調査手続き	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じて、調査対象企業の連絡先の有効性を一括点検→調査の効率性改善及び調査期間の短縮
アンケート	標本選定企業を対象に電子メール、ファックス、電話調査を実施 回収率向上のための調査対応のマニュアル化（調査拒否、理解不足など）
資料のエディティング	1次資料をまとめる 項目間、回答内容間のロジックの合理性を確認
補完調査及び資料入力	異常回答に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査済みの資料に限りデータを入力

アンケート調査期間は2018年9月10日から11月30日までの約3ヶ月間行われた。調査は電子メールアンケート調査（Mail Survey）を基本調査方法とし、韓国知識財産研究院のウェブサイトを通じて質問用紙をダウンロードして作成できるようにした。調査のために、まず対象企業及び大学・公共研究機関と接触し、「欠番」、「受信不可」、「回答拒絶」などを事前に検討して有効標本を設定してアンケート調査名簿を作成した。欠番、企業倒産、廃業などにより標本を変える必要がある場合は、同一業種、同一規模、同一地域に元の標本を代替した。本調査の主な回答者は各企業の特許関連専門担当部署及び関連部署、大学の産学協力団、技術移転センター（TLO）などの関連業務担当者にした。調査の回答者が決まった後、電子メールで質問用紙を送付し、質問完了後には電子メール、ファックスなどで調査表を発送してもらおうという方法で調査を進めた。調査拒否、又は不誠実な回答には次のマニュアルに基づいて対処した。

[表1.9] 調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対応策

区分	事例	対応策
調査拒否	内容が理解できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産分野の産業分析専門家からなる調査支援チームが調査目的、事業内容及び回答方法について再度説明する ・ 調査支援チームが説明した後も同じ理由で調査を拒否された場合、意図的な調査拒否と見なし、調査対象企業から外す
	答えられない内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が一定の規模以上の場合、調査分野ごとに回答できる部署が異なるため、担当者の適正性を再確認する ・ 調査内容が業種及び規模に合わずに答えられない場合、業種を再確認して適正な調査用紙を発送、小規模業者である場合は該当事項がある質問項目だけ答えられるように案内
	調査対象に適した業者でない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査支援チームが取り扱い製品やサービスを確認し、適合性を判断する ・ 適した業者と判定された場合、その理由を業者に伝え、調査への参加を再要請する
	調査に応じる時間がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象業者が以前に行った調査の回答業者である、業種ごとの有効標本の確保のための必須調査対象者である場合、前年度の調査回答企業である場合、既存の回答資料の変動事項のみ修正してほしいと要請する ・ 上記の調査条件も拒否された場合、調査対象企業から外す
	特別な理由なしで調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査目的及び調査結果の活用方向などを再度説明する ・ 説明後も拒否された場合、調査対象企業から外す
不誠実な回答	回答が会社規模(売上高及び人材)に比べて過大/過小な値である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する ・ 企業情報DB内の該当企業情報について詳しく検討し、回答の有効性を判断する ・ 異常値と判断された場合、関連質問項目だけ電話で再調査を実施する

	類似質問項目に 相反する回答をした 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する ・ 質問項目間の回答の類似性を確認した後、異常値と判断された場合、該当質問項目についてのみ電話で再調査を実施 ・ 全体的に回答が関連性がなく、不誠実に作成されたと判断された場合、その回答紙は廃棄あるいは再調査する。又は代替業者を調査する
無回答	企業の対外秘に 該当すると判断し、 答えない質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査機関の対外知名度及び信頼性について説明した後、再度協力を要請し、調査結果は全体統計のみに活用されることを強調する ・ 必要であれば、訪問して信頼性を確認した後、補完調査を行う ・ 保有する財務資料DBを活用して一部補完
	作成する途中で 回答をやめた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の基本（概要）情報のみ答えた場合と調査用紙の50%以上が無回答の場合、その調査用紙は廃棄し、代替企業を調査する ・ 調査用紙の50%未満が無回答か、必須調査項目のみ答えた場合、電話で再調査を実施する
	欠測値の補完方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単純確率的補完法（Single Stochastic Imputation）⁹を活用

2. 調査結果

5,649の調査対象機関のうち、倒産や廃業、欠番などにより発生した標本損失を除く有効標本規模¹⁰を基準とした回答率¹¹は47.8%で、前年度と同じ回答率となった。企業は1,080社が回答し、企業の回答率は44.5%、大学及び公共研究機関は209の機関が答え、78.6%の回答率となった。企業業種別の有効標本規模及び回答率は[表1.10]と[表1.11]のとおりである。

⁹ 平均代置法で観測した資料を基に推定された統計量で欠測値を代置する際、何か適切な確率値を付与した後、代置する方法。この方法は推定量の標準誤差が過小推定される問題を補完することができる

¹⁰ 有効標本規模=[抽出した標本規模]-([欠番及びその他]+[該当なし]+[倒産/廃業]+[重複])

¹¹ {[実際の回答規模]÷([有効標本規模]-[事前拒絶])}×100

[表1.10] 有効標本規模及び回答率

単位：件、%

区分	抽出した 標本	欠番/ その他	該当 なし	倒産/ 廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答 企業	回答率
企業	5,376	2,926	16	8	1	2,425	489	1,080	44.5
大学及び 公共（研）	209	3	0	0	0	269	57	209	76.6

[表1.11] 業種別の有効標本規模及び回答率

単位：件、%

業種	抽出した 標本	欠番/ その他	該当な し	倒産/ 廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答 企業	回答率
農林水産及び鉱業、 飲食料及び タバコ製造業	198	110	0	1	0	87	10	37	42.5
卸売及び小売業	544	344	0	0	1	199	36	75	37.7
事業サービス業、 通信業	814	504	1	0	0	309	49	138	44.7
建設業	238	107	0	0	0	131	38	51	38.9
その他サービス業	245	178	1	0	0	66	30	15	22.7
繊維製品、衣服、 靴製造	313	201	1	0	0	111	53	29	26.1
化学産業	737	508	0	2	0	227	24	129	56.8
非金属鉱物製品 及び金属産業	292	130	1	0	0	161	20	82	50.9
電気電子産業	348	173	4	1	0	170	34	85	50.0
機械産業	1,351	572	7	3	0	769	151	380	49.4
その他製造業	296	99	1	1	0	195	44	59	30.3

また、業種別、機関類型別回答機関の分布は次の[表1.12]、[表1.13]のとおりである。

[表1.12]業種別、企業類型別回答企業の分布

区分		全数層 (企業数)	標本層 (企業数)	計 (企業数)
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及び タバコ製造業	11	26	37
	卸売及び小売業	28	47	75
	事業サービス業、通信業	35	103	138
	建設業	11	40	51
	その他サービス業	4	11	15
	繊維製品、衣服、靴製造	11	18	29
	化学産業	56	73	129
	非金属鉱物製品及び金属産業	32	50	82
	電気電子産業	25	60	85
	機械産業	88	292	380
	その他製造業	16	43	59
企業 類型	大企業	30	18	48
	中堅企業	78	70	148
	中小企業	209	675	884
計		317	763	1,080

[表1.13]大学・公共（研）類型別回答機関の分布

区分	全数層 (企業数)	標本層 (企業数)	計 (企業数)
国公立大学	25	4	29
私立大学	81	6	142
政府出損（研）	11	0	11
その他公共（研究）	20	7	27
計	137	72	209

第2章

企業の知的財産活動

第1節 知的財産活動のインフラ

第2節 特許基盤の知的財産活動

第3節 知的財産の創出及び活用

第4節 知的財産の保護

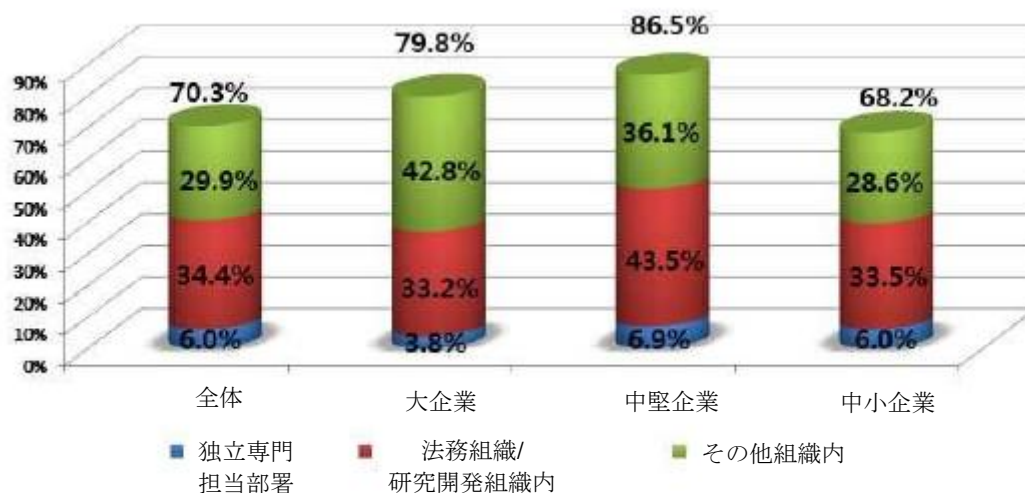
第2章 企業の知的財産活動

本章では標本調査の結果を基に母集団全体を推定した結果を提示する。そのために、本調査では母集団を業種及び出願規模により層化した22の企業集団に区分して各集団から回収した質問用紙の回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定した。企業知的財産活動の基盤となるインフラ領域、特許基盤の知的財産活動、知的財産の創出及び活用活動、知的財産保護活動の4つの活動領域を中心に主な結果を提示した。ただし、「特許基盤の知的財産活動」は調査の趣旨に合わせて、全体母集団のうち該当活動が要求される特許と実用新案出願企業に対する母集団¹²の推定結果を示した。

第1節 知的財産活動のインフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

[図2. 1] 知的財産担当組織の保有状況



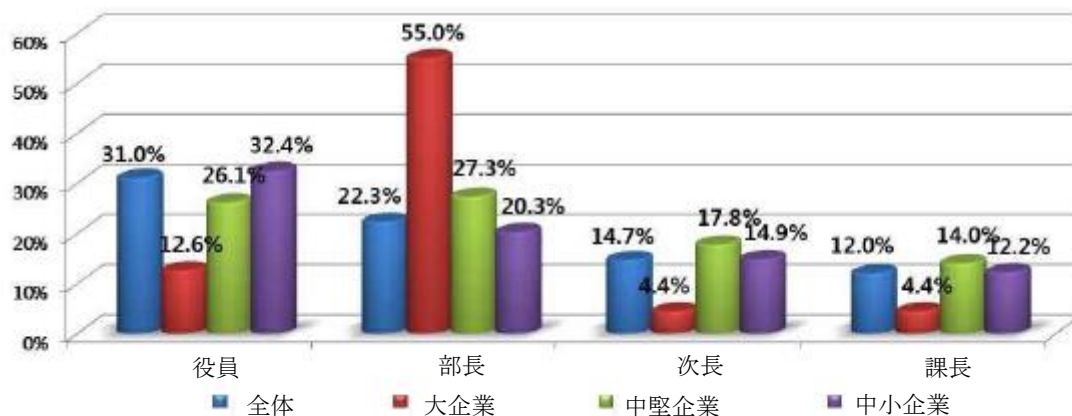
母集団に属する企業の70.3%は知的財産管理を担当する組織を保有していることが分かった（[図2. 1]）。担当組織の形態別に見ると、独立専門担当部署の保有率が6.0%、その他業務と知的財産業務を兼任¹³する形態で組織を保有する企業の比率は64.3%となった。

¹² 母集団 31,336 社のうち、特許・実用新案を年平均1件以上出願する企業は12,106社（38.6%）

¹³ 法務組織や研究開発組織、その他組織内に知的財産担当組織がある

企業類型別に見ると、大企業の79.8%、中堅企業の86.5%、中小企業の68.2%が知的財産担当組織を保有していることが明らかになった。特に、独立専門担当部署の保有率は大企業（3.8%）に比べて中堅企業（6.9%）と中小企業（6.0%）の方が相対的に高かった。

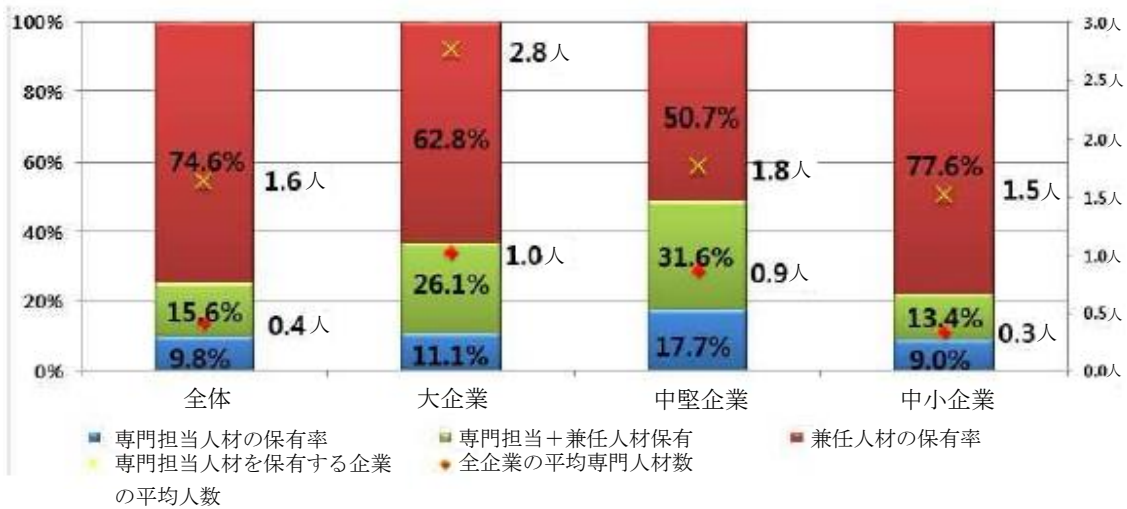
[図2.2] 知的財産担当組織の総括者の職位



注：知的財産担当組織を保有している場合

知的財産担当組織を保有する企業における知的財産担当組織の総括者の職位の分布は[図2.2]のとおりである。役員は31.0%と最も高く、次いで部長(22.3%)、次長(14.7%)、課長(12.0%)の順であった。特に、大企業の場合、「部長」が総括者である割合が55.0%と圧倒的に高い一方、役員(12.6%)、次長(4.4%)、課長(4.4%)が知的財産担当組織を総括する比率は相対的に低かった。中堅企業では部長(27.3%)、役員(26.1%)、中小企業では役員(32.4%)、部長(20.3%)の順であった。中堅・中小企業では知的財産活動に関連する意思決定において役員の役割が大きいのに対し、大企業では知的財産専門担当部署の責任者が知的財産関連業務を総括していると解釈できる。

[図2.3] 知的財産担当人材の保有状況



知的財産活動を行う企業の「知的財産担当人材」は業務範囲により知的財産専門担当人材¹⁴、又は兼任人材の形態に区分される。知的財産関連業務を専門的に行う専門担当人材を保有する企業は25.4%なのに対し、総務・人事・R&Dなど、他の部署の業務を行いながら、知的財産業務を併行する兼任人材を保有する比率は90.2%であった（[図2.3]）。このうち専門担当人材と兼任人材とも保有する企業は15.6%であった。企業類型別に見ると、中堅企業の49.3%、大企業の37.2%、中小企業の22.4%が1人以上の知的財産専門担当人材を保有していることが分かった。中堅企業は知的財産専門担当人材と、その他の業務と知的財産業務を併行する兼任人材を両方保有している比率が31.6%と最も高かった。

企業の知的財産専門担当人材は平均0.4人で、専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材は1.6人であった。専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材数を企業類型別に見ると、大企業が2.8人と最も多く、中堅企業1.8人、中小企業1.5人の順で企業規模に比例していた。出願件数別に見ると、年平均61件以上を出願する出願件数上位企業の専門担当人材は平均4.0人で専門担当人材数が最も多かった¹⁵。

出願件数上位企業の場合、知的財産権活動の各段階にアウトソーシングが必要な時もあるが、知的財産の効率的管理のために組織内で全般的に企画して管理できる内部人材の専門性とスキルアップに対する需要が高いことを意味する。

一方、国内企業は知的財産兼任人材を平均1.4人保有していることが調査で明らかになり、

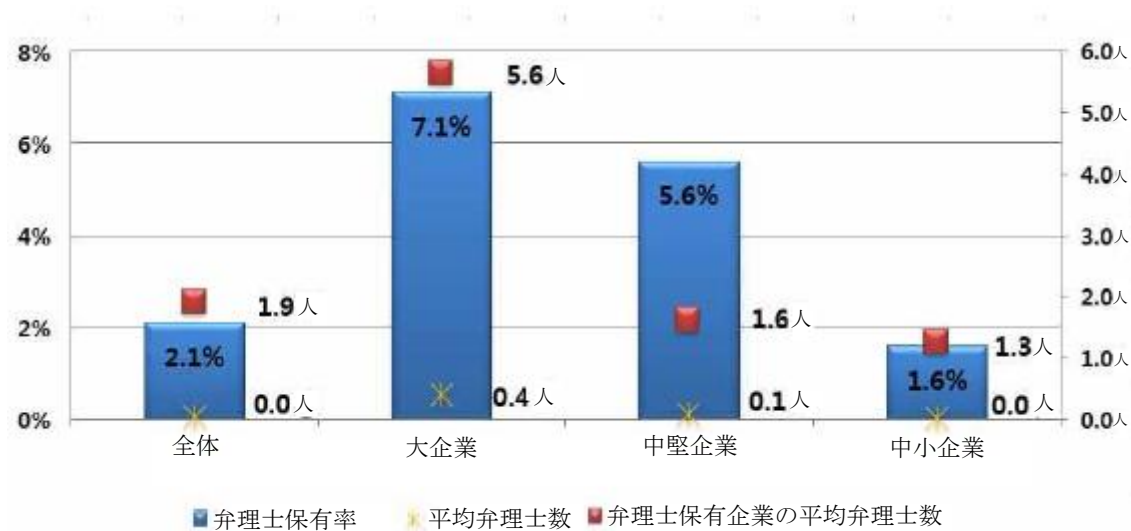
¹⁴ 知的財産担当人材とは、企業で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害に関わる対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、知的財産専門担当人材とは、このような知的財産関連業務のみ専門的にする人材を意味する。

¹⁵ 10件未満を出願した企業は0.4人、20件未満を出願した企業は0.4人、60件未満を出願した企業は0.5人

知的財産兼任人材を保有する企業の平均兼任人材数は1.5人であった。兼任人材を保有する企業の平均兼任人材数を企業類型別に見ると、大企業が2.0人、中堅企業1.8人、中小企業が1.5人と企業規模によって差があった。

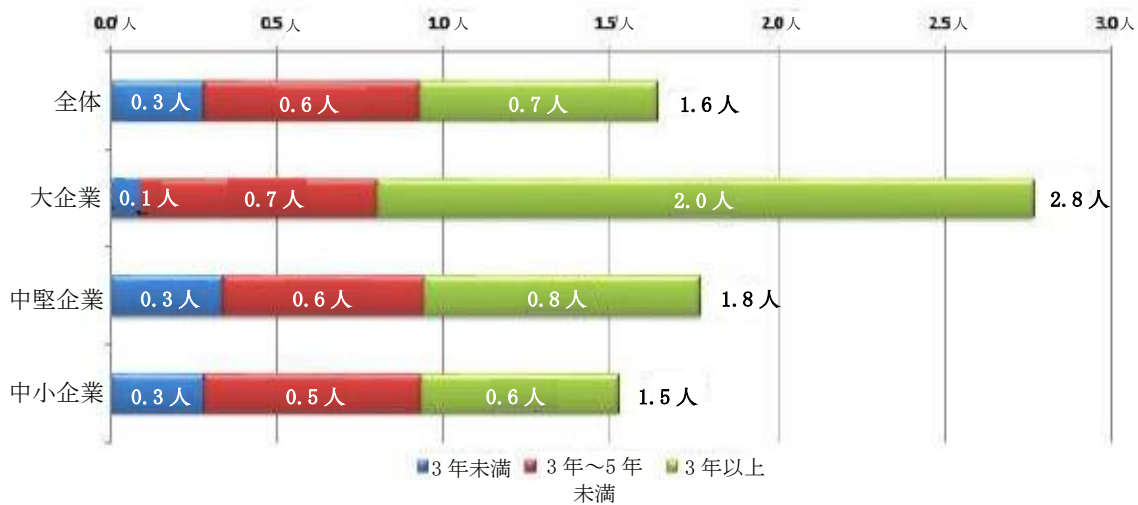
知的財産担当人材として弁理士を置いている比率は国内企業の2.1%と非常に低かった（[図2.4]）。企業類型別に見ると、大企業の7.1%、中堅企業の5.6%、中小企業の1.6%が知的財産専門担当人材、又は兼任人材の形で弁理士を配置していると答えた。企業全体は0.03人の弁理士を保有していることが分かり、弁理士を保有する機関の平均弁理士数は1.9人であった。企業の平均弁理士数は企業規模に比例していた。

[図2.4] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士



[図2.5]は知的財産専門担当人材を保有する企業を中心に、専門担当人材の業務経歴別の分布を図式化したものである。専門担当人材を保有する企業全体の平均専門担当人材1.6人のうち、知的財産担当業務経歴が5年以上の人は0.7人、5年未満と3年未満の専門担当人材数はそれぞれ0.6人、0.3人であった。企業類型でもこのような分布は変わらない。特に、大企業は経歴5年以上の専門担当人材の比重が非常に高い一方（2.8人のうち2.0人）、経歴3年未満の専門担当人材は非常に少ないことが分かった。大企業という特性と知的財産担当業務の特性上、弁理士を含めて専門性を備えた人材を配置する傾向があることが確認できる。

[図2.5] 知的財産専門担当人材の経歴別分布

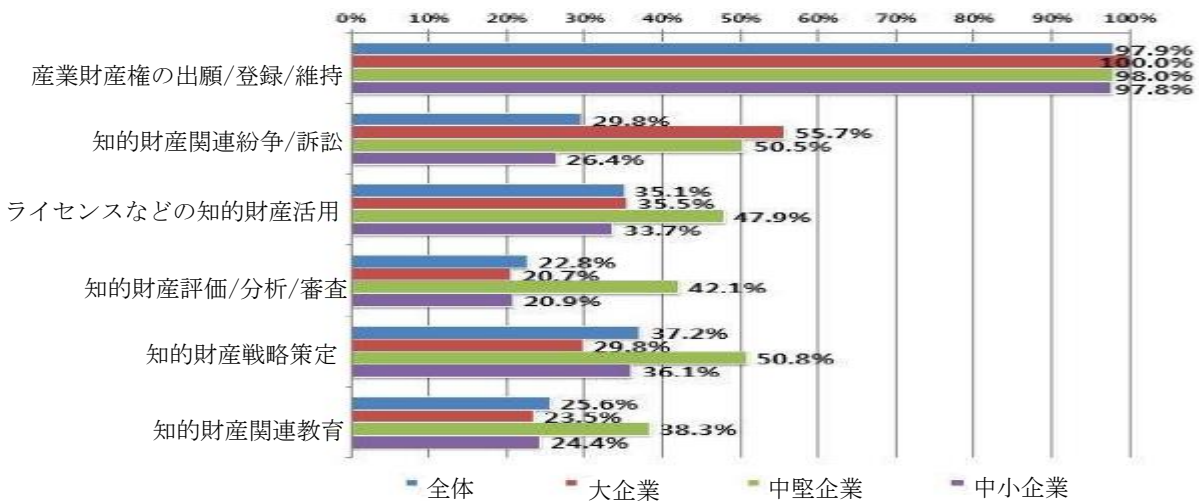


注： 知的財産専門担当人材を保有している場合

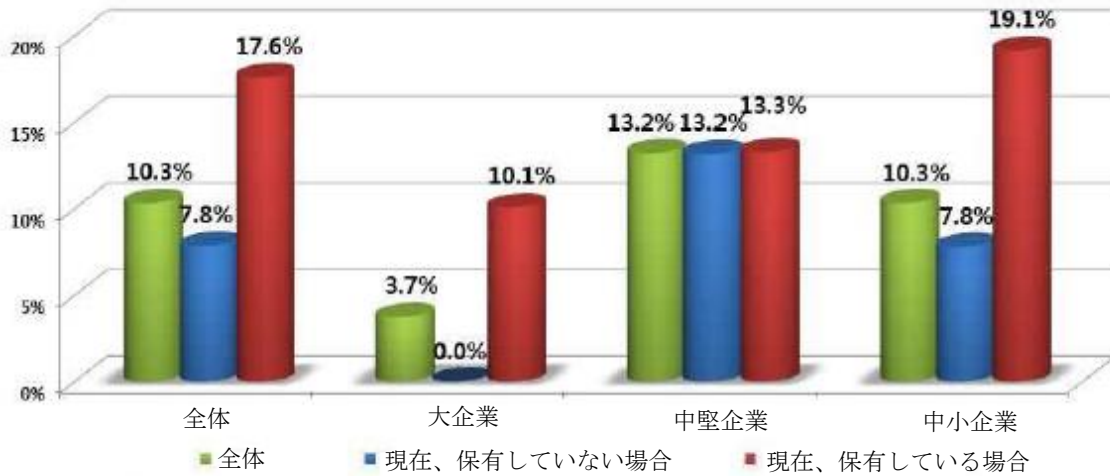
知的財産担当人材の業務内容は[図2.6]のとおりで、主な業務としては産業財産権の出願/登録/維持という回答が集まった。大企業の場合には知的財産関連紛争/訴訟業務を行う比率も55.7%と高かったが、知的財産戦略策定、知的財産教育及び評価/分析/審査、ライセンスなど、知的財産活用の分野では中堅企業の比率が相対的に高かった。

全企業のうち10.3%は今後、知的財産専門担当人材を採用する計画があると答えた（[図2.7]）。現在、知的財産専門担当人材を保有する企業の17.6%はすでに採用を拡大したと答えており、知的財産専門担当人材がいない企業は、7.8%のみ採用する計画があると答えた。これは、知的財産の重要性に対する認識が高く、知的財産活動が活発な企業ほど、内部人材を増やすことで知的財産力の強化を図っていることを示している。

[図2.6] 知的財産関連業務を行っている企業の比重



[図2.7] 知的財産専門担当人材の採用予定比率

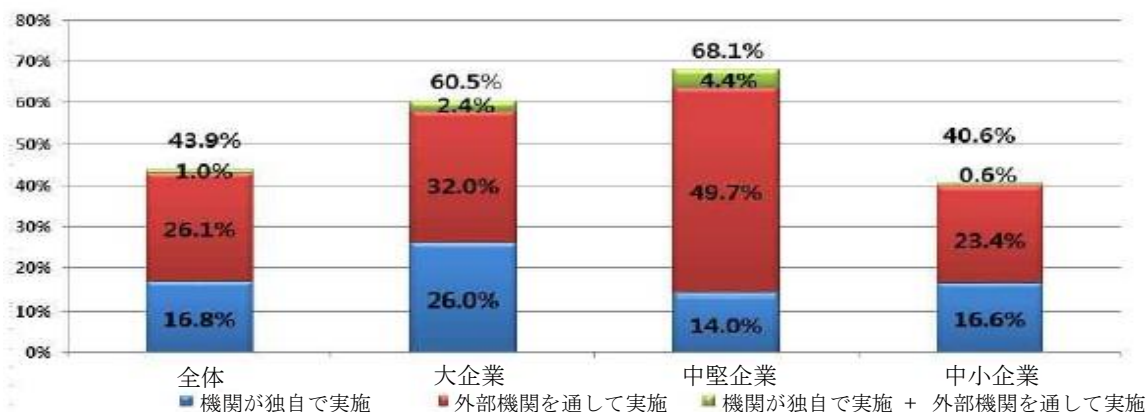


企業類型別に見ると、中堅企業の13.2%が採用計画があると答えた一方、大企業は全体の3.7%のみ採用計画があり、専門担当人材を保有していない大企業は採用計画が全くないと答えた。これは、母集団全体の中に、デザイン権、商標権のみ保有している、又は特許出願件数が多くない大企業が標本として含まれており、知的財産専門担当人材の役割が大きくないためだと解釈できる。専門担当人材を保有している場合、特に中小企業の専門担当人材の採用拡大に対する回答率が19.1%と非常に高かった。

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費

企業全体の43.9%が知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが明らかになった（[図2.8]）。2017年の調査結果である32.4%に比べて職務教育実施率は増加したが、このような増加傾向は中堅企業（2017年38.5%→2018年68.1%）で最も目立つ。教育の形態で見れば、企業による自主的教育（16.8%）より外部機関を通じた教育（26.1%）を好むことが分かる。大企業は自主的教育プログラムを保有する比率が相対的に高かった。

[図2.8] 知的財産担当人材に対する職務教育の状況



注：複数回答

職務教育が必要な分野としては特許情報検索（45.3%）と特許制度（42.8%）に対する教育需要が高かった（[表 2.1]）。次いで特許情報分析方法（特許マップ）と特許ライセンス（技術事業化）に対する教育需要がそれぞれ35.7%と30.8%であった。特に、大企業は特許制度（58.4%）に対する需要が、中堅企業は特許情報分析方法（特許マップ）に対する需要が61.5%と最も高かった。中小企業の場合、特許ライセンス（技術事業化）と営業秘密保護に対する需要が大企業や中堅企業に比べて比較的高かった。これは、中小企業が大企業や中堅企業に比べて技術事業化や営業秘密保護に対する専門性などの側面に脆弱さを持っていることを意味している。

[表 2.1] 職務教育において実施を希望する内容

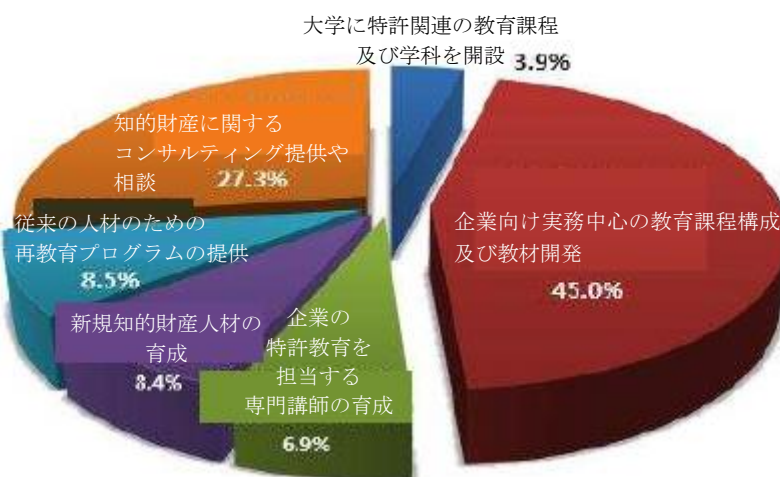
	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許制度	42.8%	58.4%	47.4%	41.6%
特許明細書作成法	23.2%	13.0%	22.4%	23.7%
特許情報検索	45.3%	54.5%	48.1%	44.6%
特許紛争（訴訟）	27.0%	41.7%	41.3%	24.8%
特許情報分析方法 （特許マップ）	35.7%	18.2%	61.5%	33.9%
特許ライセンス （技術事業化）	30.8%	18.2%	28.8%	31.6%
海外特許出願及び訴訟	18.4%	9.3%	20.0%	18.6%
営業秘密保護	23.9%	13.9%	19.4%	24.8%

注：複数回答

最後に、知的財産人材のスキルアップに必要な政策として全体の45.0%が実務中心の教育課程構成及び教材開発を挙げた（[図2.9]）。また、知的財産に関するコンサルティング支援に対する政策需要も27.3%と高かった。企業類型別回答結果の特異事項では、大企業の場合、企業教育を担当する専門講師の育成に対する需要（20.4%）が中堅企業（5.6%）と中小企業（6.5%）に比べて相対的に高かった。

知的財産担当者の人件費及び教育費は[表 2.2]のとおりである。2017年一年間で企業が支出した知的財産担当者に対する平均人件費と教育費は、それぞれ2,720万ウォンと121万ウォンで、計2,841万ウォン¹⁶であることが分かった。企業類型別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業が支出した平均人件費及び教育費はそれぞれ8,720万ウォン、4,489万ウォン、2,371万ウォンであった。知的財産担当人材数が企業規模に比例するのと類似している。

[図2.9] 知的財産人材のスキルアップに必要な政策



[表 2.2] 知的財産担当者にかかる人件費及び教育費

単位：万ウォン

	人件費 ¹⁷	教育費 ¹⁸	計
全体	2,720	121	2,841
大企業	8,583	137	8,720
中堅企業	4,291	198	4,489
中小企業	2,284	87	2,371万ウォン

¹⁶ 企業が保有するすべての知的財産担当者にかかる平均人件費と平均教育費は母集団を基準に推定して合算した値である。

¹⁷ 他の業務と兼職する場合、知的財産関連業務の割合を考慮して答えた結果である。

¹⁸ 教育費は知的財産担当者向けの教育費と従業員向けの教育費の合計である。

3. 知的財産サービスの利用状況

2017年一年間で外部の専門機関を通して知的財産サービス¹⁹を利用した企業は全体の66.5%であった（[表 2.3]）。企業類型別に見ると、中堅企業78.3%、大企業73.2%、中小企業64.9%の順であった。

知的財産サービスを利用した企業の2017年の平均支出額は約3,543万ウォンで、これは知的財産サービス分野別でサービスを活用した企業の平均支出額を合算した金額である。サービス分野別に見ると、IP法律代理が3,402万ウォンと最も高く、情報サービスが64万ウォン、評価・賃貸及び仲介が22万ウォンであった。企業の規模が大きいほど、また特許出願件数が多い企業ほど、IP法律代理分野の支出額が高いことが分かる。

[表 2.3] 知的財産サービス利用現況

単位：万ウォン

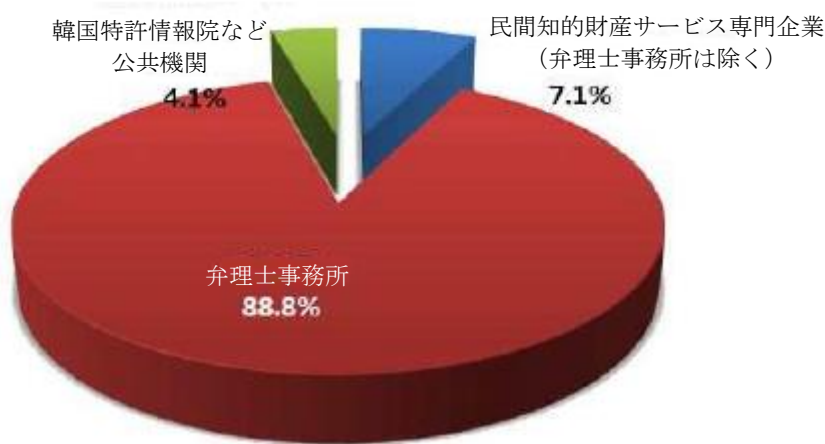
区分	利用率 (%)	2017年知的財産サービス支出額								
		法律代理	評価、賃貸及び仲介	流通	情報サービス	コンサルティング、教育及び広報	金融、保険	創出支援及び出版、施設運営	計	
全体	66.5	3,402	22	19	64	20	1	15	3,543	
企業類型別	大企業	73.2	16,041	0	0	124	6	0	0	16,171
	中堅企業	78.3	7,791	18	0	199	35	0	121	8,164
	中小企業	64.9	2,132	24	23	44	18	2	3	2,244
出願件数別	年平均10件未満	65.9	2,904	20	21	58	17	2	16	3,038
	年平均10～20件	71.3	2,131	66	3	85	29	0	0	2,314
	年平均21～60件	73.6	8,572	4	0	152	112	1	0	8,842
	年平均61件以上	88.8	41,868	0	0	246	0	0	0	42,114

注：各知的財産サービス分野を利用した企業の平均支出額

¹⁹ 知的財産サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスで、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味し、知的財産サービス分野の区分は知的財産サービス産業特殊分類体系の7つの大分類に従う。

知的財産サービスを提供する機関類型別の利用率は、弁理士事務所が88.8%と圧倒的であった（[図2.10]）が、これはIP法律代理のサービス利用率が最も高いことと関係している。弁理士事務所を利用する企業は、大企業の比率（94.1%）が最も高い一方、民間知的財産サービス専門企業と公共機関の利用率は、中小企業がそれぞれ7.4%、4.6%と他の企業類型より高かった。中小企業の場合、特許情報院、発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金など、政府支援事業を積極的に活用していると分析できる。

[図2.10] 知的財産サービス提供機関の利用率

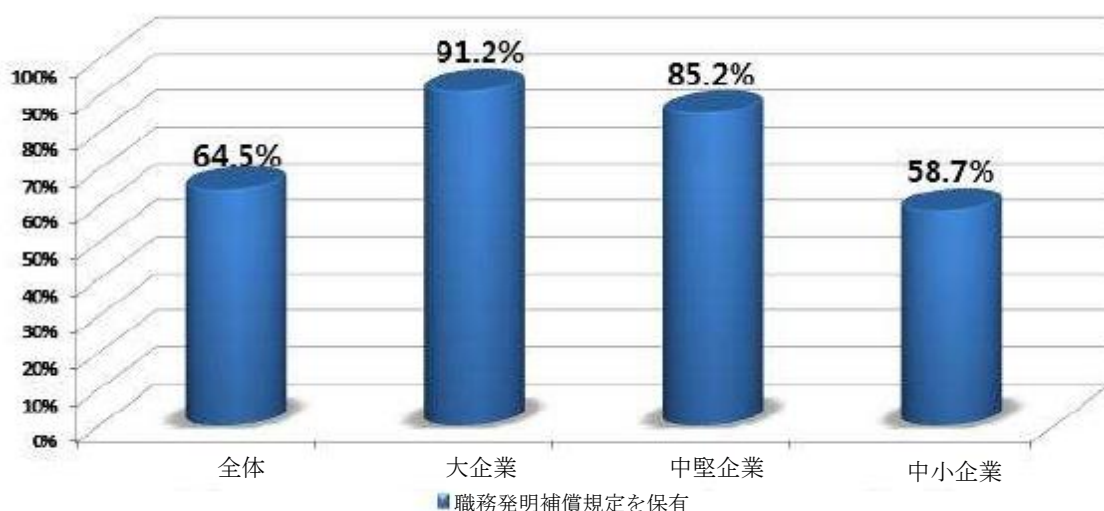


第2節 特許基盤の知的財産活動

1. 職務発明補償²⁰

特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定²¹を設けている企業の比率は64.5%であった（[図2.11]）。企業類型別に見ると、大企業（91.2%）と中堅企業（85.2%）はほとんど職務発明補償規定を保有・活用していることが明らかになった。一方、中小企業は58.7%のみ職務発明補償規定を設けており、補償金の算定、導入手続きなど、制度の導入に伴う困難があると判断できる。

[図2.11] 職務発明補償規定の保有状況



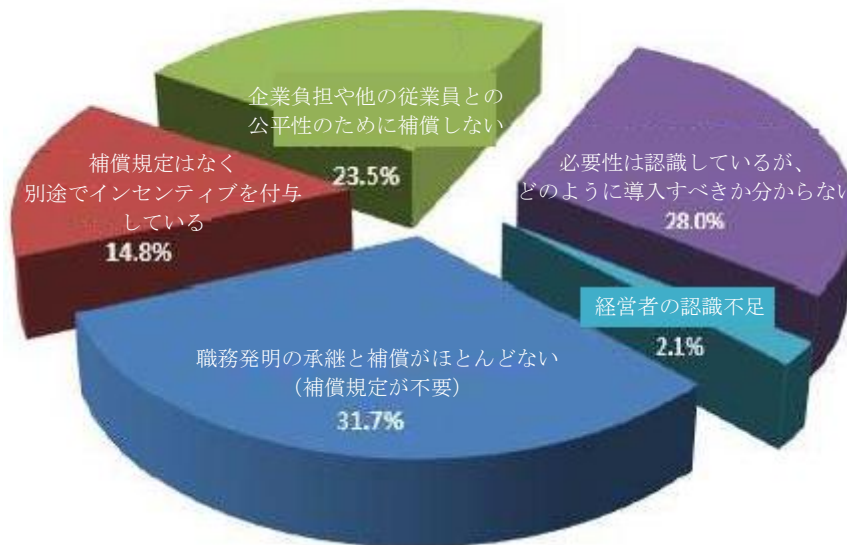
注：特許、実用新案を出願した企業に対する標本調査の結果

職務発明に対する補償規定を設けていない理由については「職務発明はほとんど継承しておらず、補償規定を定める必要がない」という回答が31.7%と最も高かった（[図2.12]）。「必要性は認識しているが、どのように導入すべきか分からない」という回答（28.0%）と「企業の負担や他の職員との公平性を考慮して補償していない」という理由も23.5%と高かった。回答機関の14.8%は「補償規定はなく、別途でインセンティブを付与」している。

²⁰ 研究者が職務上行った発明に対して会社がその発明の特許権を継承し、特許取得と事業化を通じて発生した利益について研究者に補償することを指す。したがって職務発明補償規定の有無は特許中心の知的財産活動として特許、実用新案出願件数が年平均1件以上ある企業に対する標本調査の結果を提示する。

²¹ 企業が自主的に作成して保有する職務発明補償規定、又は特許庁など関係機関が作成・普及した、標準化した職務発明補償規定を活用する場合を含む。

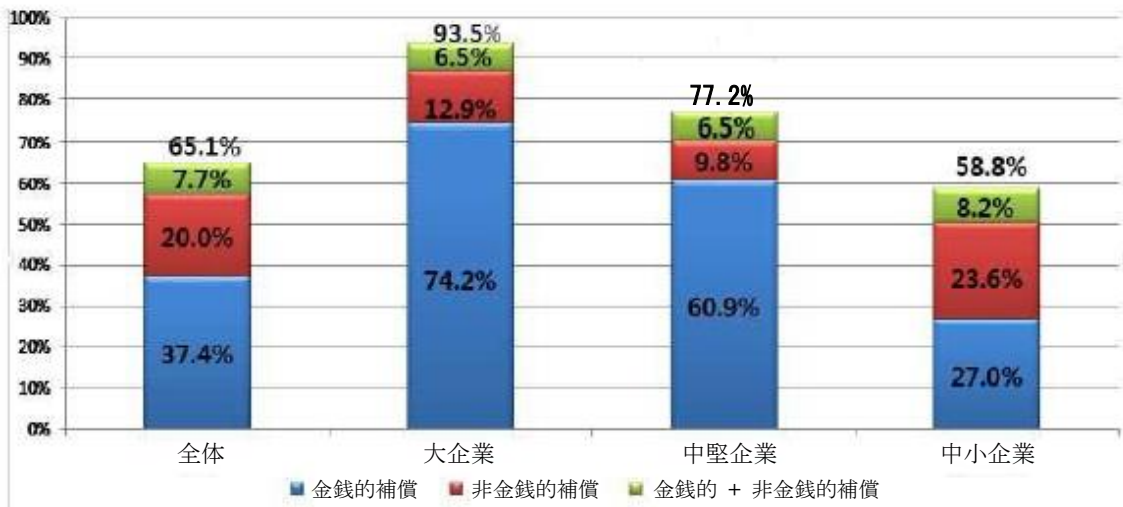
[図2. 12]職務発明補償規定を設けていない主な理由



注：特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定を設けていない場合

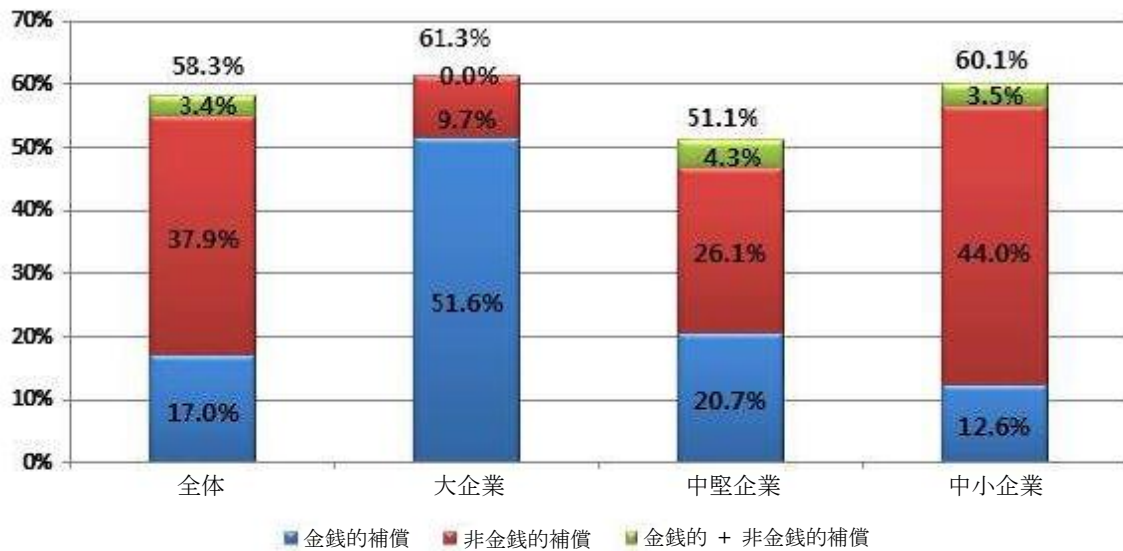
職務発明補償の実施状況を「発明申告・特許出願・登録」と「技術実施・処分」の二段階に分けて見ると、下記の[図2. 13]、[図2. 14]のとおりとなる。まず、発明申告・特許出願・登録補償を実施している企業は、職務発明補償規定がある企業の65.1%であり、残り34.9%の企業は職務発明を継承するだけで、これに対する金銭的、又は非金銭的補償はしていないと答えた。補償を実施している企業（65.1%）は、金銭的補償の実施（37.4%）と、昇進や成果評価に反映するなど非金銭的な補償（20.0%）、両方を併行（7.7%）に区分される。企業類型別に見ると、大企業（93.5%）、中堅企業（77.2%）、中小企業（58.8%）の順で発明申告・出願・登録に対して補償を実施していることが分かった。

[図2.13]職務発明補償規定がある企業の発明申告・特許出願・登録に対する補償



注：特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定を設けている企業の回答結果

[図2.14]職務発明補償規定がある企業の実施/処分に対する補償



注：特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定を保有する企業の回答結果

次に、技術実施・処分に対する補償を実施する企業は職務発明補償規定がある企業の58.3%と、技術移転などに伴う正当な補償は行われていないことが明らかになった。特に、大企業を除けば、技術実施・処分に対する補償は金銭的補償より非金銭的補償が好まれ、中小

企業においてこの傾向が強いことが分かった。大企業の場合、61.3%が技術実施・処分に
 対する補償を実施していると答え、金銭的に補償をしている割合は大企業全体の51.6%で
 あった。

「発明申告・特許出願・登録」と「技術実施・処分」の二段階による企業の職務発明補償
 金の支給状況は[表 2.4]、[表 2.5]のとおりである。まず、職務発明補償規定がある企業
 では、発明申告・出願・登録に対して実際に金銭的補償を実施した比率は42.4%であった
 ([表 2.4])。機関類型別に見ると、大企業が77.4%と発明申告・出願・登録に補償金を
 支給した比率が最も高く、中堅企業62.0%、中小企業は33.3%と最も低かった。

[表 2.4]職務発明補償金の支給状況（発明申告/出願/登録補償）

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
発明申告/出願/登録補償金の 支給率	42.4%	77.4%	62.0%	33.3%
補償金の平均支給額 (A)	2,581万ウォン	4,498万ウォン	3,399万ウォン	1,707万ウォン
補償金の平均支給人数 (B)	25.4人	95.9人	27.5人	6.8人
補償金の平均支給権利件数 (C)	35.0件	160.8件	26.3件	9.2件
1人当り平均補償金額 (A/B)	102万ウォン	47万ウォン	123万ウォン	253万ウォン
1件当り平均補償金額 (A/C)	74万ウォン	28万ウォン	129万ウォン	185万ウォン

注：補償金の支給率は特許、実用新案を出願した企業に対する職務発明補償規定保有の標
 本調査の結果であり、補償金の平均支給額、支給人数、支給権利件数は補償金を支給
 した機関の平均値である。

職務発明補償金を支給した機関の発明申告・出願・登録に対する補償金の平均支給額は2,5
 81万ウォンで、平均支給人数と権利件数で割って1人当りの平均補償金額と権利1件当りの
 平均補償金額を算出した結果は、それぞれ1人当たり102万ウォン、1件当たり74万ウォンと
 なった。企業類型別に見ると、大企業の平均補償金額が4,498万ウォンと最も高かったが、
 1人当り・1件当り補償金支給水準はそれぞれ47万ウォン/人、28万ウォン/件と企業類型で
 最も低かった。一方、中小企業は補償金の平均支給額が1,707万ウォンと低かったが、1人
 当り補償金は253万ウォン/人、1件当り補償金額は185万ウォンと補償金支給水準が最も高
 いことが明らかになった²²。

²² 中小企業にはベンチャー企業及び INNO-Biz 認証企業などイノベーション企業が含まれている。

次に、職務発明補償規定がある企業が、技術実施・処分に対して実際に金銭的補償を実施した比率は4.1%と分析された（[表 2.5]）。これは、前述のとおり 大企業を除く企業は、技術実施・処分に対して金銭的補償より非金銭的方式を好むために出た結果と見られる。技術実施・処分に対して金銭的補償を実施すると答えた企業の中で実際に2017年に補償金を支給した例がない企業も存在することが分かった²³。

職務発明補償金を支給した企業の技術実施・処分に対する補償金の平均支出額は3,467万ウォンと、平均支給人数と権利件数で割って1人当りの平均補償金額と権利1件当りの平均補償金額を算出した結果は、それぞれ315万ウォン/人、476万ウォン/件であった。企業類型別に見ると、大企業の平均・1人当り・1件当りの補償金支給額がそれぞれ6,380万ウォン、389万ウォン/人、532万ウォン/件と最も高かった。

[表 2.5]職務発明補償金支給状況（実施/処分補償）

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
発明申告/出願/登録補償金の支給率	4.1%	16.1%	6.5%	2.2%
補償金の平均支給額 (A)	3,467万ウォン	6,380万ウォン	3,350万ウォン	1,486万ウォン
補償金の平均支給人数 (B)	11.0人	16.4人	12.5人	4.4人
補償金の平均支給権利件数 (C)	7.3件	12.0件	6.5件	3.2件
1人当り平均補償金額 (A/B)	315万ウォン	389万ウォン	268万ウォン	338万ウォン
1件当り平均補償金額 (A/C)	476万ウォン	532万ウォン	515万ウォン	464万ウォン

注：補償金支給率は特許、実用新案を出願した企業に対する職務発明補償規定保有の標本調査結果であり、補償金の平均支給額、支給人数、支給権利件数は補償金を支給した機関の平均値である。

特許、実用新案を出願した企業の49.3%のみが職務発明補償制度について認識していると答えた。大企業（79.4%）に比べて中小企業（44.3%）の認識水準が非常に低かった。職務発明補償に関わる制度の効果に関して、職務発明に対する補償実施、又は補償水準の拡大が企業内の発明の質及び件数の向上と技術流出防止に効果的だと答えた比率が、それぞれ51.0%と38.9%であった。したがって中小・中堅企業が職務発明補償規定を導入できるように制度の概要及び優遇税制に対する持続的な案内と広報を通じて、職務発明に対する

²³ 実施/処分に対する補償を実施すると答えた75社のうち、2017年に技術実施/処分に対して補償金を支給した企業は48社であった。

正当な継承と補償文化を定着させる必要がある。

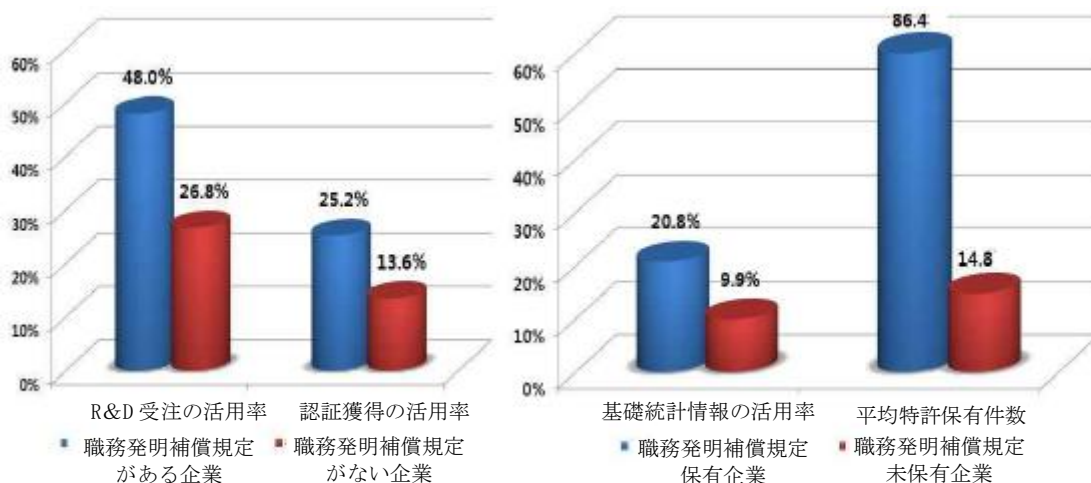
＜職務発明補償規定がある企業及びない企業の知的財産活動の比較＞

職務発明補償規定がある企業による産業財産権のR&D実施、又は各種認証獲得に活用した比率を分析した結果、規定がない企業に比べて非常に高いことが分かった。

職務発明補償規定がある企業が産業財産権をR&D実施及び認証獲得に活用した比率は、それぞれ48.0%、20.8%となり、規定がない企業の場合はそれぞれ26.8%、13.6%であった。

また、職務発明保有企業の基礎統計情報の活用率と平均特許保有件数を調査した結果、未保有企業に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定がある企業の場合、基礎統計情報の活用率と平均特許保有件数は、それぞれ20.8%、86.4件となり、規定がない企業の9.9%、14.8件に比べて高いことが分かった（[図2.15]）。

[図2.15]職務発明補償規定がある企業及びない企業の知的財産活動状況



注：特許、実用新案を出願した企業に対する標本調査結果

2. 先行特許（技術）調査²⁴など特許情報の活用²⁵

特許、実用新案を出願した企業のうち、研究開発企画段階で先行特許（技術）調査など特許情報を調査している企業の比率は70.6%であった（[図2.16]）。この企業は研究開発課題の56.1%に対して先行特許（技術）調査を行っていることが明らかになった。

企業類型別に見ると、中堅企業84.8%、中小企業68.7%、大企業62.8%の順で先行特許（技術）調査を実施すると答えた。一方、研究開発課題全体に占める先行特許（技術）調査実施率は、大企業が65.3%と最も高く、中堅企業が53.7%と最も低かった。

[図2.16] 先行特許（技術）調査の実施状況



注：実施率は先行特許（技術）調査実施企業の平均値

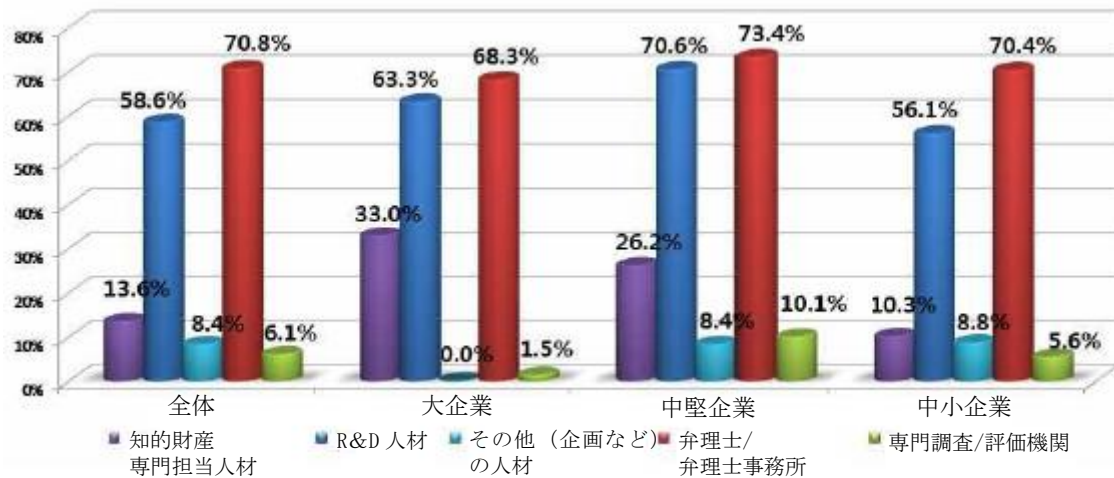
先行特許（技術）調査を実施している企業の70.8%が該当業務を弁理士、又は弁理士事務所を通して実施している答えている（[図2.17]）。R&D人材が実施しているケースは58.6%と二番目に高く、知的財産専門担当人材を活用しているケースは13.6%であった。企業類型別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業を問わず、弁理士又は弁理士事務所を通して実施している割合が最も高かった。一方、年平均61件以上の出願件数上位企業の場合は、知的財産専門担当人材が業務を行っている比率が47.1%と相対的に非常に高かった²⁶。

²⁴ 先行特許（技術）調査とは、新技術の開発などに向けて、研究開発（R&D）活動開始前に当該の技術に対する先行技術又は当該技術と同一あるいは類似した特許が存在していないかなどを調査すること。

²⁵ 先行特許（技術）調査活動は特許に重点を置いた特許基盤の知的財産活動であるため、特許、実用新案出願企業を基準として算出した母集団推定値を表記した。

²⁶ 年平均10件未満の企業で知的財産専門担当人材が業務を行っている比率は13.2%であった。

[図2.17] 先行特許（技術）調査を実施している場合、その担当者



注：先行特許（技術）調査を実施している場合（複数回答）

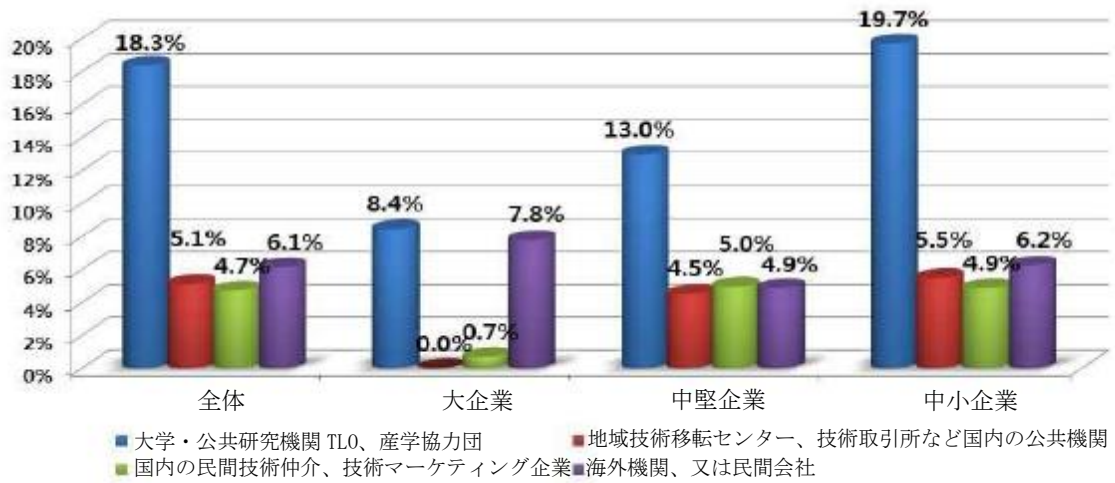
3. 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力²⁷

特許、実用新案を出願した企業のうち、直近3年間で技術取引及び技術マーケティングのために、技術取引機関に業務依頼か業務提携の締結を行った企業の比率は[図2.18]のとおりである。企業の18.3%が大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織（TLO）及び産学協力団に、業務依頼か業務提携の締結をしたことがあると答えた。また、地域技術移転センターなど国内の公共機関、民間の技術仲介会社、海外機関に対して、業務依頼か業務提携の締結をした企業の比率は、それぞれ5.1%、4.7%、6.1%であった。

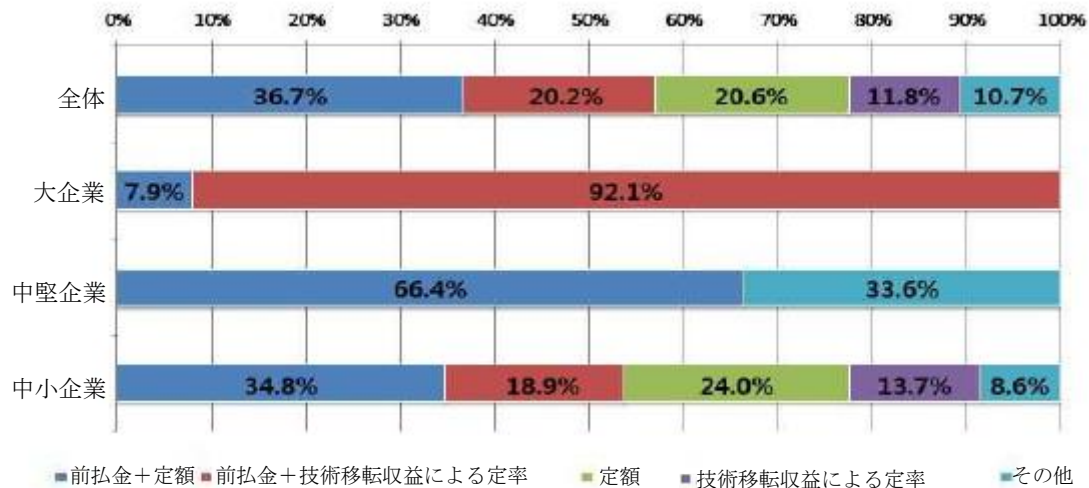
企業類型別に見ても、大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織（TLO）及び産学協力団に依頼した比率が最も高い点は同じであった。一方、大企業は海外機関、又は民間会社を相手に依頼や契約締結をした比率が7.8%と、技術移転専門担当組織（TLO）及び産学協力団との契約締結の比率（8.4%）に近い一方、中堅企業と中小企業の場合は技術移転専門担当組織（TLO）及び産学協力団を除く地域技術移転センター、技術取引所など国内の公共機関及び海外機関、又は民間会社を相手に依頼及び契約締結を行った比率がまんべんなく分布していることが明らかになった。中小企業の場合は大学・公共研究機関に依頼した比率が最も高かった。

²⁷ 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力に関連する活動は、先行特許（技術）調査と同様に特許に重点を置く特許基盤の知的財産活動であるため、特許、実用新案が中心の2010年の母集団を基準として算出した母集団推定値を表記した。

[図 2. 18] 直近3年間における技術取引機関との業務依頼及び契約締結状況



[図 2. 19] 技術取引機関などに業務依頼をした場合、主な費用支払方法



注：技術取引機関などに業務依頼をした場合

技術取引機関などに業務依頼をした場合、主な費用支払方法は調査/マーケティング費用などにかかる活動費（前払金）と成功報酬（定額）を組み合わせた形が全体の 36.7% を占めており（[図 2. 19]）、成功報酬を定額で支払う割合は 20.6% であった。この他、活動費（前払金）と技術移転収益などによる定率の成功報酬を組み合わせた形での支払いが 20.2%、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみ支払うケースは 11.8% であった。

企業類型別に見ると、大企業の支払い方法は活動費（前払金）に成功報酬（定額 7.9%、又は定率 92.1%）を組み合わせる形のみで、中堅企業と中小企業は活動費（前払金）と成功報酬（定額）を組み合わせる形が、それぞれ 66.4% と 34.8% と最も高かった。中

堅企業と中小企業の場合はその他の場合を除いては活動費（前払金）と成功報酬（定額）を組み合わせた形が最も多く、中小企業の場合は成功報酬（定額）型の費用支払方法も非常に多いことが分かった。

[表 2.6]国内技術取引システムの利用度

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内 オンライン 取引システム	利用比率	23.3%	29.2%	24.9%	22.7%
	利用度が 比較的高い	16.0%	19.0%	8.8%	17.0%
国内 オフライン 取引システム	利用比率	24.1%	31.5%	31.3%	22.6%
	利用度が 比較的高い	11.6%	2.7%	9.8%	12.5%
海外 オンライン 取引システム	利用比率	14.3%	26.6%	12.4%	14.0%
	利用度が 比較的高い	11.9%	29.2%	13.6%	10.1%
海外 オフライン 取引システム	利用比率	14.2%	26.6%	12.9%	13.8%
	利用度が 比較的高い	10.0%	0.0%	28.6%	8.2%

注：「利用度が比較的高い」とは、5点満点（1：利用度が低い、5：利用度が高い）で〔（4か5と答えた企業数）/（活用したことがある企業数）〕×100（%）

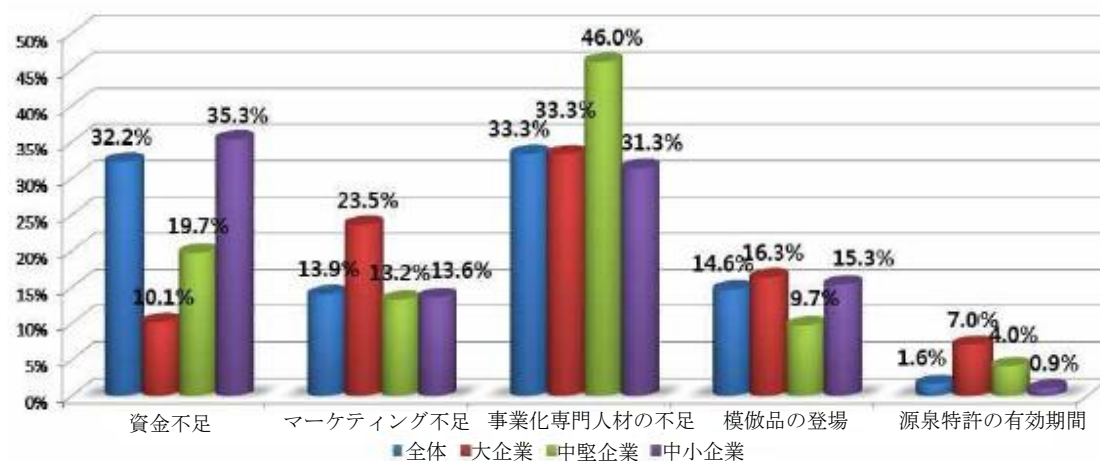
企業が保有する知的財産を取引するために、「国家知識財産取引プラットフォーム（IP-Market）²⁸」、NTB 技術銀行など、国内オンライン技術取引システムを利用している企業は全体の 23.3%であった（[表 2.6]）。国内オンライン取引システムを利用している企業のうち、利用度が比較的高いと肯定的に答えた企業の比率は 16.0%であった。企業類型別に見ると、国内オンライン取引システムを活用している比率は、大企業 29.2%、中堅企業 24.9%であるのに対し、中小企業は 22.7%とやや低かったが、利用度という側面では中堅企業が 8.8%と最も低かった。

²⁸ 知識財産仲介所（韓国発明振興会所属）は「技術取引 O2O（Online to Offline）プラットフォーム」としてオンライン（IP-Market）、オフライン（特許取引専門官）の O2O 連係サービスを事業モデルにしており、特許分析評価システム（SMART3）サービスを通じて知的財産数の需要・供給分析を支援している（<http://www.ipmarket.or.kr>）

特許技術移転博覧会など、国内オフライン取引システムを利用している企業の比率は24.1%と、オンライン取引システムの利用比率とほぼ同じであった。また、実際にオフラインシステムを利用している企業のうち、利用度が高いと答えた比率は11.6%であった。国内オフライン取引システムの場合、大企業の利用比率が31.5%と最も高い一方、大企業の利用比率は2.7%と最も低かった。大企業の海外オンライン及びオフライン取引システムの利用比率は双方とも26.6%であったが、利用度を比べると、海外オンライン取引システムは29.2%、海外オフライン取引システムは0.0%と正反対の結果となった。

企業の特許技術事業化を妨げる最大の障壁としては、全体の33.3%が事業化専門人材の不足を挙げた（[図 2.20]）。また、資金不足により事業化が難しいと答えた企業も32.2%であった。

[図 2.20] 特許技術事業化を妨げる最大の障壁



特許技術事業化を妨げる最大の障壁として事業化専門人材の不足を挙げた比率は、大企業33.3%、中堅企業46.0%、中小企業31.3%であった。ただし、資金不足を挙げた企業の比率は、大企業の場合10.1%であるのに対し、中堅企業では19.7%、中小企業では35.3%であったことから、中堅・中小企業の事業化のためには資金問題の解決策が求められていることが分かる。

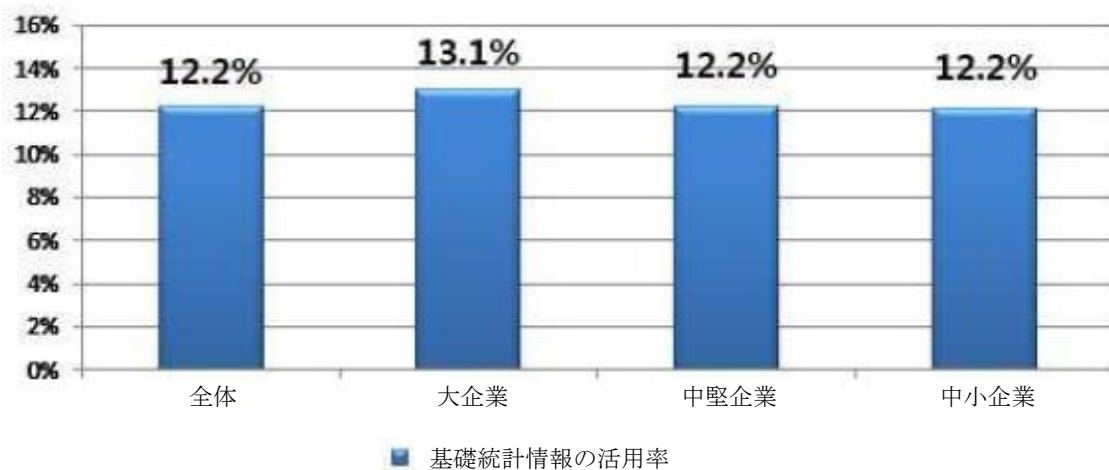
第3節 知的財産の創出及び活用

1. 知的財産の基礎統計情報及び情報システム

知的財産統計など基礎統計情報の活用率は全体の12.2%と非常に低かった。（〔図2.21〕）
機関類型別に見ると、大企業の活用率が13.1%と最も高かったが、中堅企業と中小企業もそれぞれ12.2%と、大企業の活用率と大きく変わらなかった。

主に活用している統計指標に関する調査項目では「産業部門別出願件数」を利用しているとの回答が30.8%と最も多く、「年度別出願件数」と「特許登録件数」を利用しているとの回答もそれぞれ16.9%と15.5%であった。

〔図2.21〕知的財産の基礎統計情報の活用率

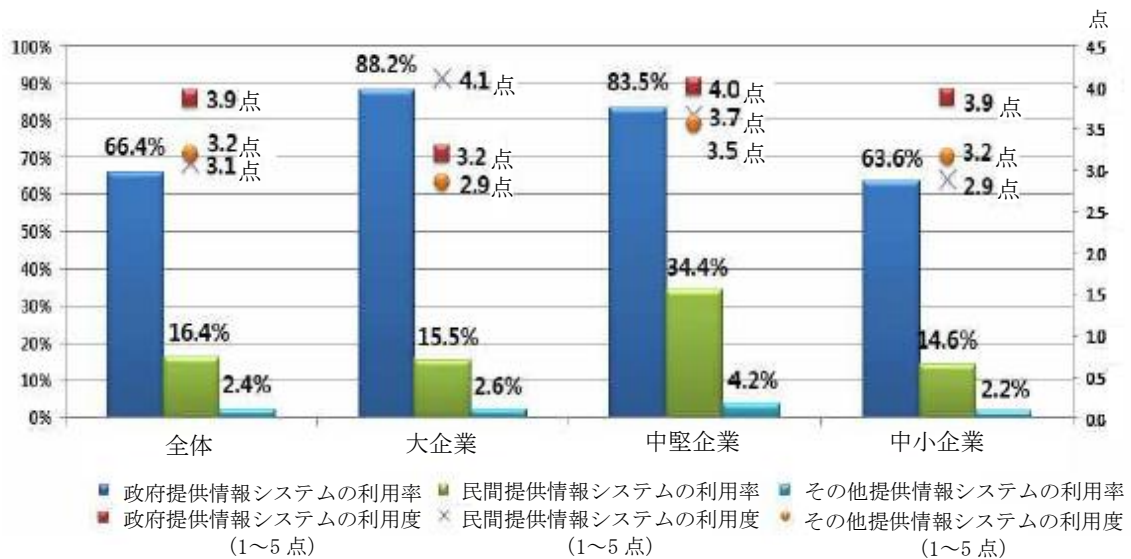


政府又は民間が提供する知的財産情報システムの利用度について見ると、政府が提供する知的財産情報システムを利用していると答えた比率は66.4%であった（〔図2.22〕）。利用している企業の平均利用度（5点満点）は3.9点であった。企業類型別に見ると、大企業の88.2%が情報システムを利用していると答えた一方、中小企業は63.6%が利用していると答えた。主に利用している政府提供情報システムは「KIPRIS」が98.7%と最も高かった。

民間が提供する知的財産情報システムを利用していると答えた比率は16.4%で、利用している企業の平均利用度は3.1点であった。企業類型別に見ると、中堅企業34.4%、大企業15.5%、中小企業14.6%の順であった。主に利用している民間提供情報システムは「WIPS」で、回答率は93.7%と最も高かった。

その他の情報システムを利用している比率は2.4%のみで、中堅企業の4.2%、大企業の2.6%、中小企業の2.2%が利用していることが明らかになった。その他の情報システムには「インターネット情報」が65.0%と最も高く、「各国の特許庁」との回答は12.6%であった。

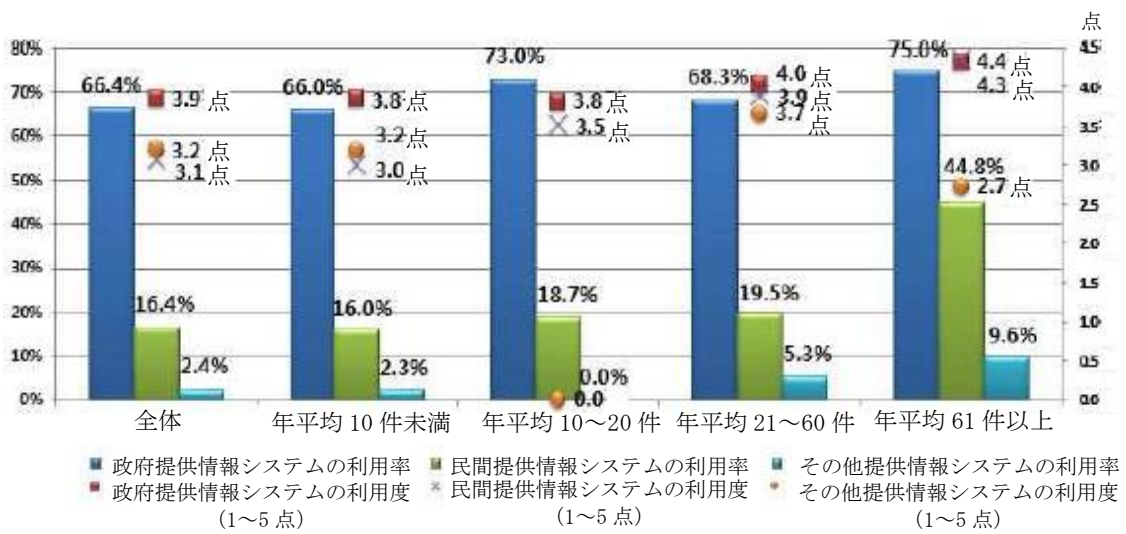
[図2.22] 企業類型別に見た知的財産情報システムの利用



出願規模別に政府提供知的財産情報システムの利用率を調べると、年平均10件未満の企業は66.0%が利用していると答え、10~20件出願企業は73.0%、21~60件出願企業は68.3%、61件以上という出願件数上位の企業は75%であった（[[図2.23]]）。このように、出願件数上位企業の利用率が最も高く、知的財産が多ければ情報システムの利用率も高いことが分かった。

民間が提供する知的財産情報システムの利用率も出願規模が大きくなるほど、それぞれ16.0%、18.7%、19.5%、44.8%と増加している。

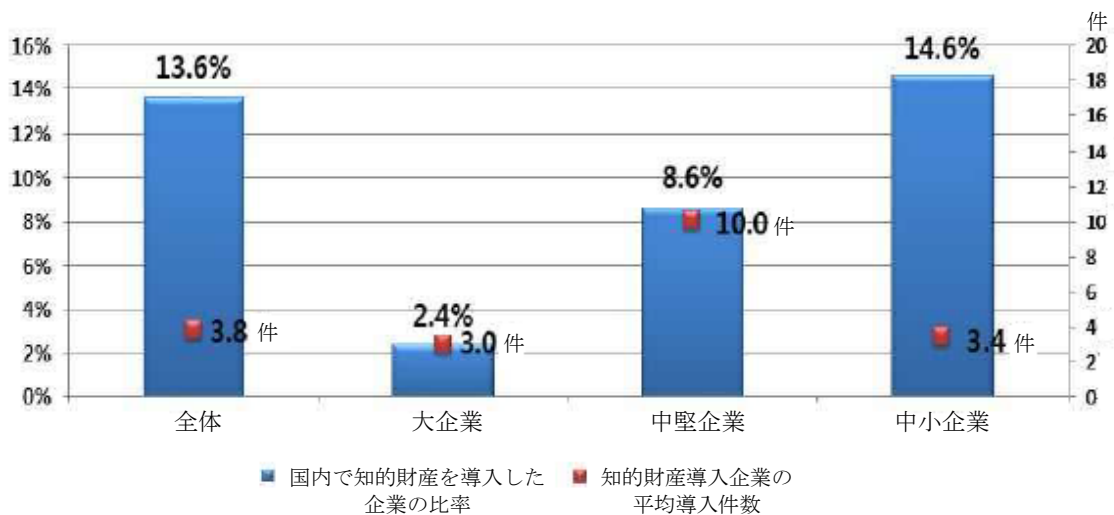
[図2.23] 出願規模別に見た知的財産情報システムの活用



2. 外部からの知的財産の導入実績及び今後の計画

2017年の一年間、国内で知的財産を導入した企業は全体の13.6%を占めた（[図2.24]）。企業類型別に見ると、中小企業が14.6%と最も高く、大企業は2.4%と最も低かった。

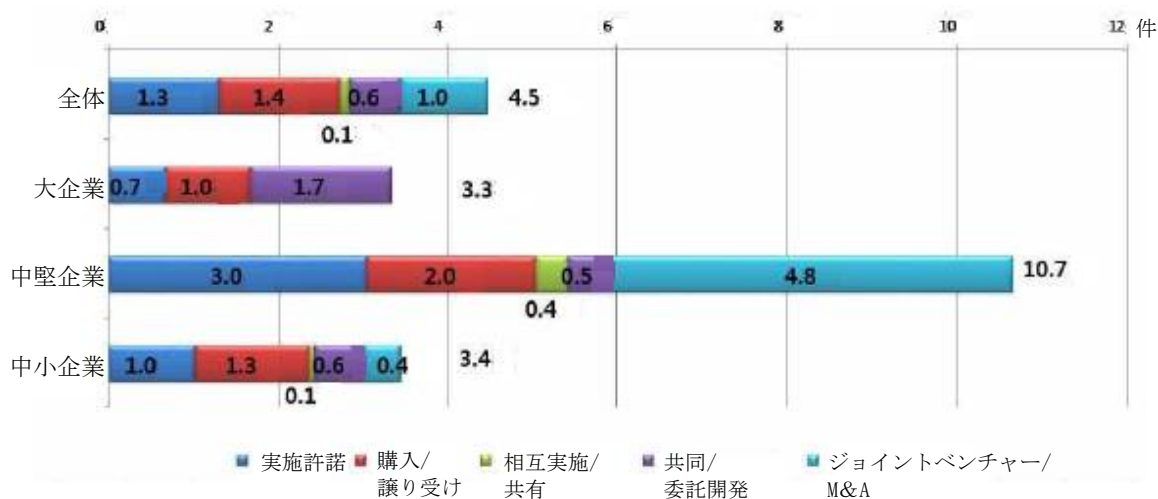
[図2.24] 国内で知的財産を導入した企業の比率及び平均導入件数



注：導入件数は知的財産を導入した企業の平均値

国内で知的財産を導入した企業の平均導入件数は3.8件（企業全体の平均は0.5件）であった。企業類型別に見ると、中堅企業が10.0件と最も高く、大企業が3.0件と最も低かった。一方、海外から知的財産を導入した企業の比率は2.8%で、中堅企業の5.9%と中小企業の2.6%が導入していた一方、大企業は海外から知的財産を導入した実績がなかった。これら企業は平均1.6件（企業全体の平均は0.04件）の知的財産を導入したことが明らかになった。導入した知的財産を類型別に見ると、平均1.4件の知的財産を購入/譲り受けの形で導入しており、実施許諾は1.3件、ジョイントベンチャー/M&A 1.0件、共同/委託開発0.6件、相互実施/共有は0.1件であることが明らかになった（[図2.25]）。特に、中堅企業ではジョイントベンチャー/M&A（10.7件）や実施許諾（3.0件）、購入/譲り受け（2.0件）などを通して知的財産の導入が活発であることが分かった。

[図2.25] 知的財産を導入した企業の類型別導入件数



注：知的財産導入企業の類型別導入件数の合計を知的財産導入企業の数で割って計算（回答結果を基準とする）

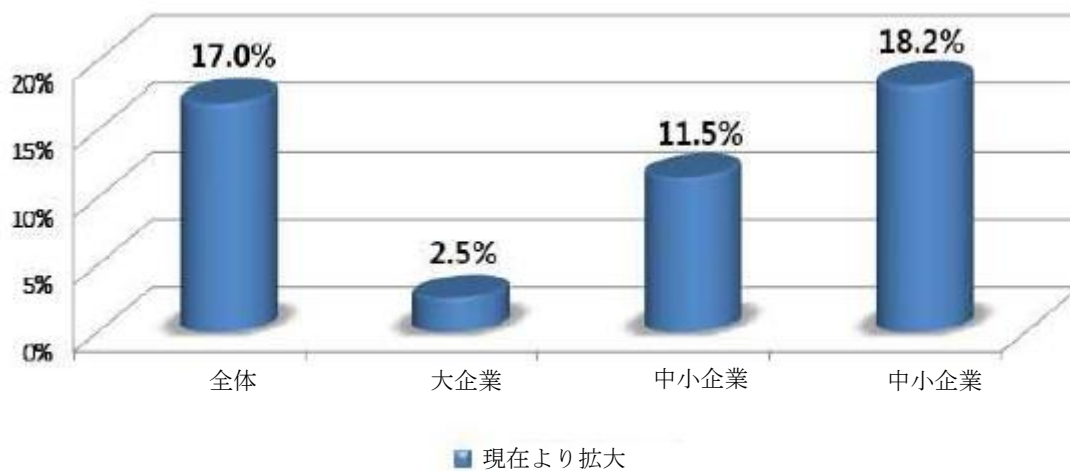
直近3年間で外部から知的財産を導入した企業の比率は[表 2.7]のとおりである。「国内のその他の企業」から知的財産を導入した場合が6.5%と最も高かった。次いで国内大学6.4%、出損（研）などの公共研究機関6.0%の順であった。企業類型別に見ると、大企業は国内のその他の企業に対する依存度が10.2%と高いのに対し、中堅企業と中小企業は出損（研）などの公共研究機関、国内大学、海外企業など、多様なチャンネルを活用して知的財産を導入していることが明らかになった。

[表 2.7]直近3年間で外部から知的財産を導入した企業の知的財産導入チャンネルごとの利用率

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内企業の系列会社	0.6%	0.0%	0.6%	0.7%
国内需要（納品）/供給（下請）企業	2.4%	0.0%	4.6%	2.3%
国内のその他企業	6.5%	10.2%	6.4%	6.4%
国内大学	6.4%	0.0%	3.7%	7.0%
出損（研）など公共研究機関	6.0%	1.9%	5.5%	6.2%
海外企業	2.7%	0.0%	5.5%	2.5%
海外大学・研究所	0.9%	0.0%	2.1%	0.9%

今後、外部からの知的財産の導入を拡大すると答えた企業は全体の17.0%で（[図2.26]）、知的財産の導入を縮小すると答えた企業はわずか2.6%であった。企業類型別に見ると、中小企業18.2%、中堅企業11.5%、大企業2.5%の順であった。

[図2.26]知的財産導入拡大予定の企業の比率



知的財産の導入のために投資拡大を計画している場合、国内大学及び公共研究機関から知的財産の導入を拡大すると答えた企業が66.8%と最も多く、続いて国内企業から知的財産の導入を拡大する計画だと答えた企業の比率が43.0%であった（[図2.27]）。また、海外企業からの知的財産導入拡大を計画している企業の比率は27.8%であった。

[図2.27] 知的財産導入のための投資拡大の方向



注：複数回答

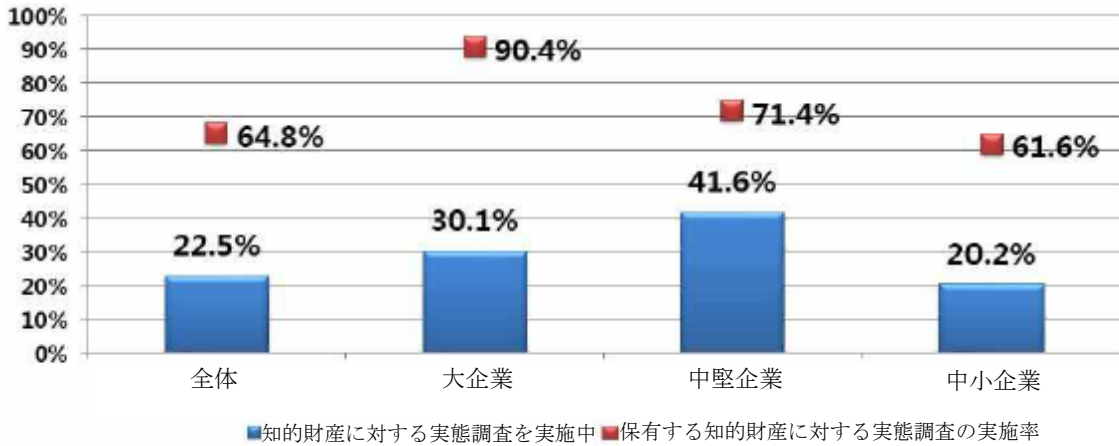
企業類型別に見ると、知的財産の導入拡大を計画している大企業は、国内大学及び研究機関から知的財産を導入するとの回答率が100.0%と最も高く、海外企業、海外大学・研究機関から知的財産を導入するとの回答率もそれぞれ82.2%と60.8%と高かった。中堅企業の回答は海外企業（71.0%）、国内大学・研究機関（59.0%）、海外大学・研究機関（40.7%）と、海外からの知的財産の導入を希望する意志が強かった。中小企業は国内大学・研究機関（67.1%）、国内企業（43.8%）など、国内で知的財産導入のための投資を計画していることが分かった。

3. 保有知的財産に対する実態調査の実施状況

保有する知的財産に対する実態調査及び評価²⁹を実施している企業の比率は、全体の22.5%であった（[図2.28]）。知的財産に対する実態調査を実施していると答えた企業は平均的に保有知的財産の64.8%に対して実態調査を行っていることも明らかになった。

²⁹ 特許などの維持/放棄の決定、事業化が有望な技術及び移転対象技術などを発掘するために、保有する知的財産の価値を把握することを指す。

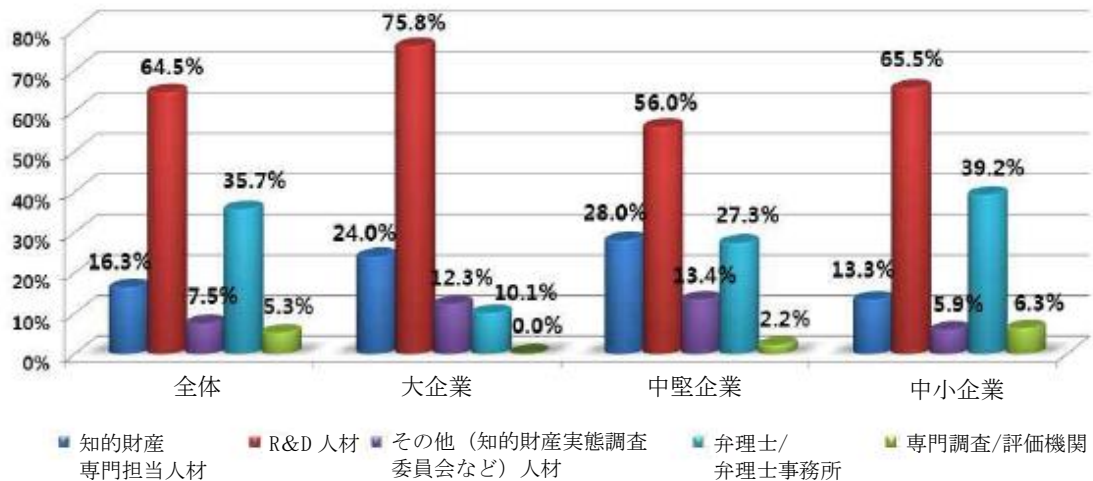
[図2.28] 知的財産に対する実態調査の実施状況



注：実施率とは、知的財産に対して実態調査を行っている企業の、保有知的財産における実態調査実施率の平均

企業類型別に見ると、中堅企業の知的財産に対する実態調査の実施率が41.6%と他の企業類型に比べて高かった。知的財産に対して実態調査を実施している大企業の比率は30.1%と相対的に低かったが、保有する知的財産に対して実態調査を実施している比率は大企業が90.4%と最も高かった。

[図2.29] 知的財産に対する実態調査を実施している場合、その担当者



注：知的財産に対する実態調査を実施している企業を基準とする

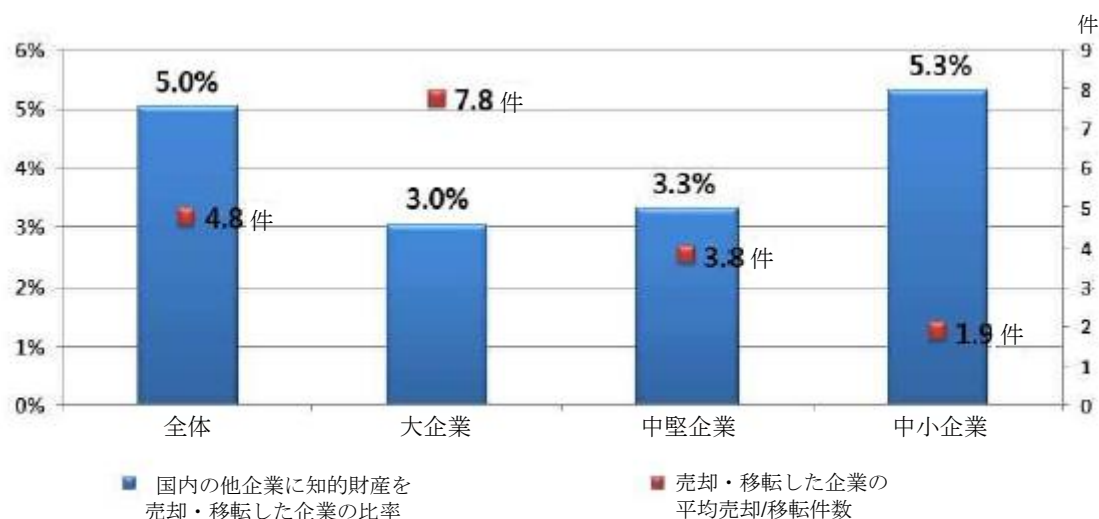
知的財産に対する実態調査を実施している企業の64.5%は、R&D人材が該当業務を担当していると答えた（[図2.29]）。弁理士及び弁理士事務所に該当業務を依頼して実施している比率は35.7%、知的財産専門担当人材によって行われている比率は16.3%であった。

企業類型別に見ると、大企業はR&D人材（75.8%）又は知的財産専門担当人材（24.0%）など、内部人材が知的財産に対する実態調査を行っており、R&D人材は企業の出願規模に関係なく実態調査を行っている一方、知的財産専門担当人材による実態調査の実施率は出願規模が大きい企業であるほど、高い傾向を見せた³⁰。また、中小企業は弁理士及び弁理士事務所（39.2%）や専門調査/評価機関（6.2%）を利用するなど、R&D人材以外の外部人材を活用している比率が高いことが分かった。

4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2017年一年間で、保有する知的財産を国内の他企業などに売却・移転した企業の比率は5.0%で、知的財産を売却・移転した企業の平均売却・移転件数は4.8件であった（[図2.30]）。企業類型別に見ると、知的財産を売却・移転した企業の比率は中小企業が5.3%と最も高く、中堅企業3.3%、大企業3.0%の順であった。

[図2.30] 知的財産の売却・移転状況

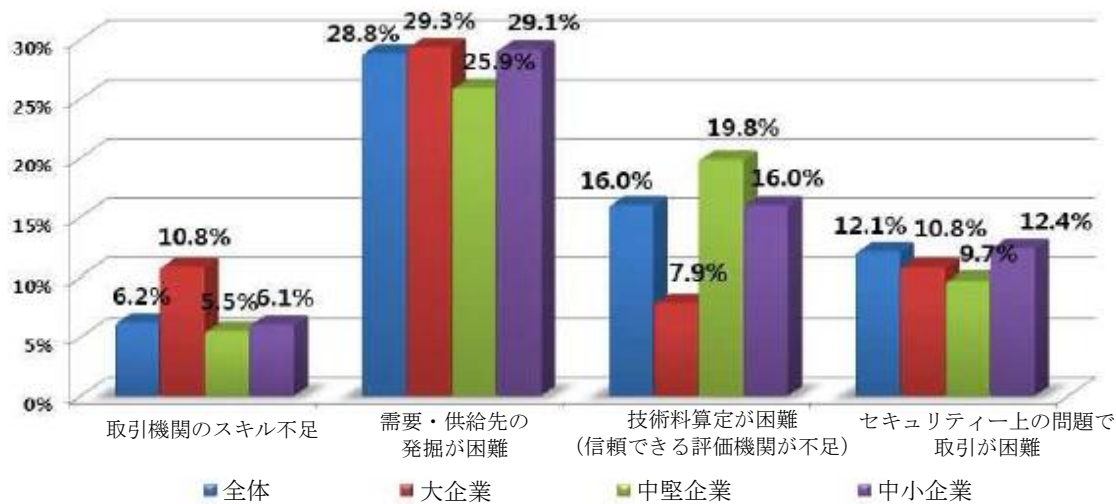


注：件数は知的財産を売却・移転した企業の売却・移転された知的財産件数の平均値

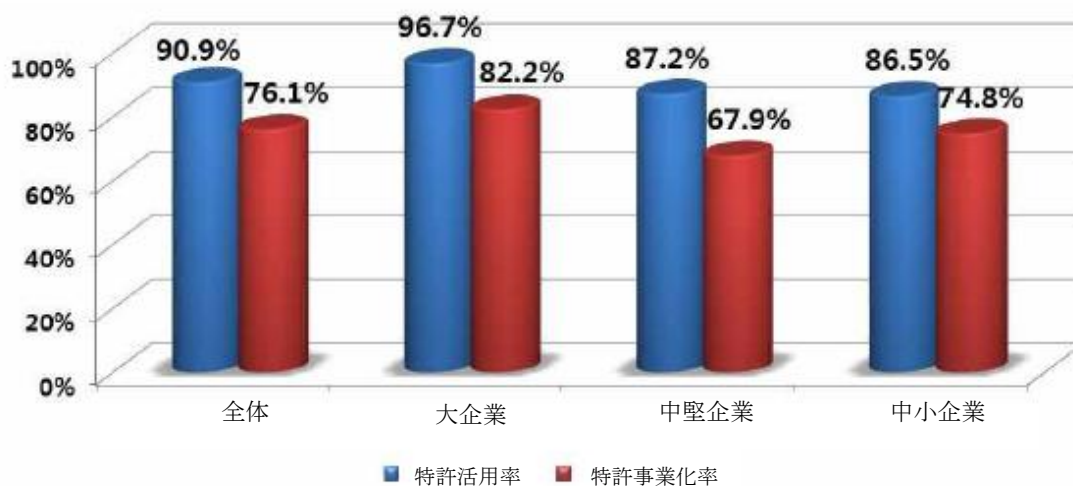
³⁰ 年平均10件未満の大企業：R&D人材64.9%、知的財産専門担当人材14.7%、年平均61件以上の大企業：R&D人材69.7%、知的財産専門担当人材61.3%

売却・移転した企業の平均売却・移転件数は4.8件で、このうち売却・譲渡の形で移転された件数は3.8件、実施許諾による移転件数は0.8件であった。知的財産の売却・移転を妨げる最大の障壁については、企業の28.8%が「需要・供給先の発掘が困難」、16.0%が「技術料算定が困難」と挙げた（[図2.31]）。

[図2.31] 知的財産の売却・移転を妨げる最大の障壁



[図2.32] 特許権の活用率及び事業化率



注：回答企業が保有する特許件数に占める、活用件数と事業化件数の比率

全回答企業が保有するすべての特許権のうち、活用³¹及び事業化³²に現在つながっている比率は、それぞれ 90.9%、76.1%と非常に高くなっている³³。企業類型別に見ると、大企業の活用率が 96.7%と最も高く、続いて中堅企業 87.2%、中小企業 86.5%であった。([図 2.32]、[表 2.8])。活用されている特許のうち、事業化されていない特許は防御目的で戦略的に保有している企業の特許であり、企業の防御特許の比率は「特許活用率－事業化率」で計算できるが、これは中堅企業で特に高かった。

[表 2.8] 回答企業の保有特許の活用件数及び事業化件数、比率

企業区分	保有件数	活用件数	事業化件数	活用率	事業化率
全体	58,041	52,744	44,175	90.9%	76.1%
大企業	23,806	23,025	19,578	96.7%	82.2%
中堅企業	14,574	12,710	9,896	87.2%	67.9%
中小企業	19,661	17,009	14,701	86.5%	74.8%

注：回答結果を基準とする

5. 知的財産の効果的な創出及び活用に必要な政策支援

知的財産を効果的に創出するためには、「職務発明補償制度を実施する企業に対する税制優遇、関連規定の整備支援」が必要だと認識している企業の比重が59.8%と最も高く、「特許情報の活用拡散事業の拡大など、先行特許調査と特許情報活用の支援」が必要だと答えた企業も59.7%で、その差は僅かであった。「中小企業に対する特許コンサルティング事業の拡大など、中小企業の知的財産権創出支援」が必要だと認識している企業は57.3%であった([表 2.9])。

³¹ 保有特許のうち、①製品やサービスの生産、工程の改善に活用していたり②収益創出などを目的に他の機関に移転、又は③生産活動や技術移転などには直接活用しないが、戦略的目的（核心技術の防御、特許訴訟防止、国レベルでの必要性など）で保有、活用されている特許の比率

³² 保有特許のうち、防御目的に用いられている場合を除き、製品やサービスの生産、工程の改善に活用していたり、収益創出などを目的に他の機関に移転した特許の比率

³³ 回答企業すべての保有特許を合算し、そのうち活用されている比率と事業化している比率を算出した値である。したがって出願件数上位企業の活用率と事業化率が加重反映されているといえる。

[表 2.9] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
職務発明補償制度を実施する企業に対する税制優遇、関連規定の整備支援	59.8%	65.9%	73.4%	58.1%
特許情報の活用拡散事業の拡大など、先行特許調査と特許情報活用支援	59.7%	56.1%	71.3%	58.7%
中小企業に対する特許コンサルティング事業の拡大など、中小企業の知的財産権創出支援	57.3%	60.8%	62.6%	56.6%
研究者などを対象にした知的財産権関連教育支援	54.9%	52.9%	64.0%	54.1%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	51.5%	65.7%	67.1%	49.2%

注：（％）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で〔（4点か5点と答えた企業数） / （回答機関数）〕×100（％）

知的財産を効果的に活用するためには、「新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援」が必要だと答えた比率が65.8%と最も高かった。また「偽造及び模倣品に対する取り締まり強化」が必要だと答えた比率は61.9%、「新技術事業化のための中小・ベンチャーの起業支援」が必要だと答えた比率は60.2%で、企業の政策支援に対する需要は毎年ほぼ同じ数値であった。

企業類型別に見ると、大企業と中小企業は「新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援」に対する政策需要が、中堅企業は「偽造及び模倣品に対する取り締まり強化」に対する政策需要が最も強かった。

[表 2.10] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	65.8%	65.9%	64.3%	66.0%
偽造及び模倣品に対する取り締まり強化	61.9%	61.5%	68.5%	61.3%
新技術事業化のための中小・ベンチャー起業支援	60.2%	55.4%	62.3%	60.2%
保有特許技術に対する価値評価支援	59.8%	62.5%	65.7%	59.1%
優秀な技術の輸出支援	58.6%	48.5%	61.3%	58.8%
地域知識センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援	56.2%	43.5%	60.0%	56.4%
特許技術取引、流通システムの改善	50.0%	56.9%	60.2%	48.7%

注：（％）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で〔（4点か5点と答えた企業数） / （回答機関数）〕×100（％）

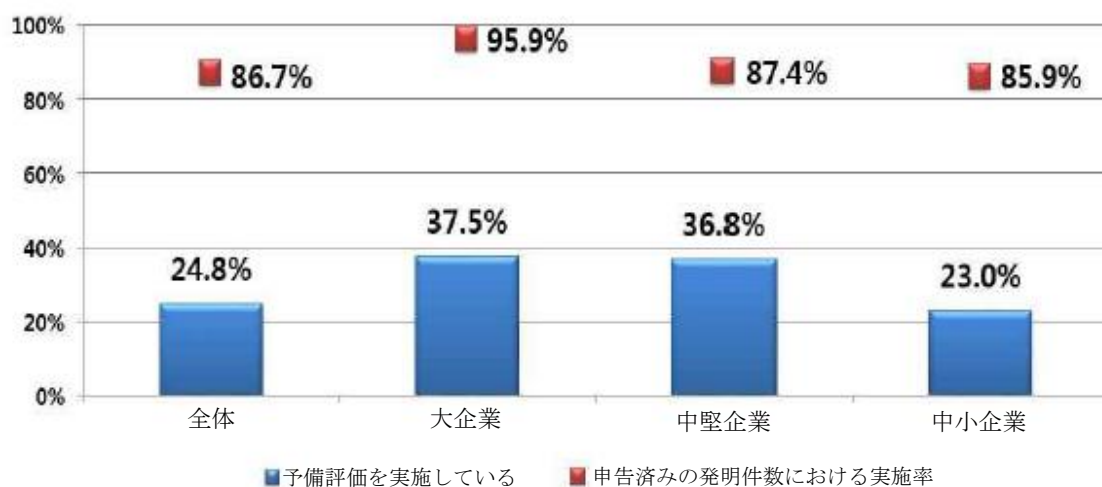
第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って予備評価³⁴を実施している企業の比率は24.8%であり、予備評価を実施している企業は、発明件数のうち平均的に86.7%について予備評価を実施していると答えた（[図2.33]）。

企業類型別に見ると、大企業の予備評価実施率が37.5%、中堅企業は36.8%と平均より高かった。また、予備評価を実施する企業の比率を出願件数規模別に調べると、10件未満の企業が24.6%であるのに対し、61件以上を出願した企業が59.1%と相対的に高く、発明申告件数に占める実施率は、大企業が95.9%と非常に高かった。

[図2.33] 産業財産権の出願などに先立つ社内予備評価の実施状況



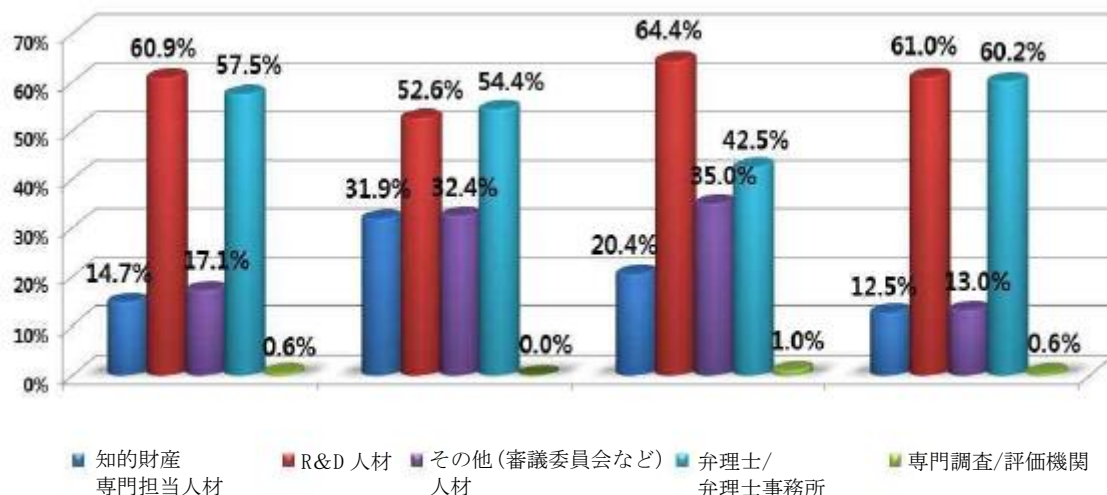
注：実施率は予備評価実施企業を基準とする

³⁴ 「予備評価」とは、提出された発明申告書について、職務発明委員会などを通して発明の評価や、継承・出願・審査請求などをするかどうか決めることを意味する。

予備評価を担当する人材の状況は[図2.34]のとおりである。予備評価を実施する企業の60.9%、57.5%は、それぞれR&D人材と弁理士・弁理士事務所が該当業務を担当していると答えた。また、R&D人材以外に審議委員会などの他の人材と、知的財産専門担当人材など内部人材が実施する場合もそれぞれ17.1%と14.7%であった。

知的財産専門担当人材が予備評価を実施する場合を企業類型別に見ると、大企業が31.9%と最も高く、中堅企業が20.4%、中小企業が12.5%であった。一方、出願件数規模別に見ると、知的財産専門担当人材が予備評価を実施する場合は、年平均10件未満の企業は12.4%に過ぎなかったが、出願件数が61件以上の出願件数上位企業は72.4%となり、その差は大きかった。

[図2.34] 予備評価を実施している場合、その担当者

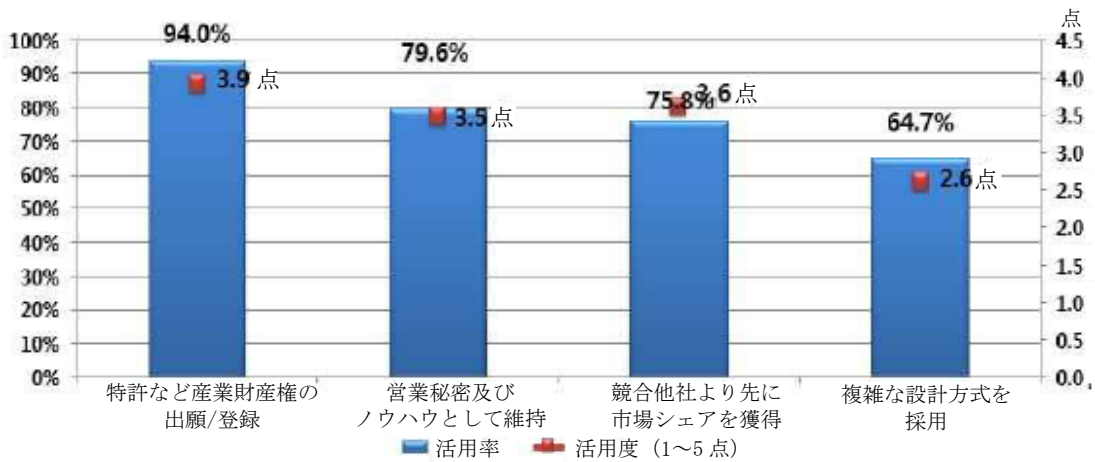


注：予備評価実施企業を基準とする（複数回答）

2. 研究開発の成果保護戦略

研究開発の成果保護戦略については、企業の94.0%が「特許など産業財産権を出願/登録」することで保護していることが分かった（[図2.35]）。研究開発の成果を「社内営業秘密、又はノウハウとして維持（79.6%）」したり、「競合他社より先に市場シェアを獲得する戦略を活用（75.8%）」、「複雑な設計方式を採用（64.7%）」するという回答も非常に多かった。

[図2.35] 研究開発の成果保護戦略の活用率及び活用度



注：複数回答

また、研究開発の成果保護戦略に対する企業の活用度³⁵は、特許など産業財産権を出願/登録する戦略が3.9点と最も高かった。また、競合他社より先に市場のシェアを獲得する戦略が3.6点、営業秘密及びノウハウとして維持する戦略が3.5点であった。複雑な設計方式を採用する方式は2.6点と企業が認知している戦略のうち、活用度が最も低かった。

[表 2.11] 研究開発の成果保護戦略の活用度

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許など産業財産権の出願/登録	3.9点	4.1点	4.0点	3.9点
営業秘密、ノウハウとして維持	3.5点	3.2点	3.6点	3.5点
競合他社より先に市場シェアを獲得	3.6点	3.6点	3.7点	3.6点
複雑な設計方式を採用	2.6点	2.1点	2.6点	2.6点

発明申告件数のうち、予備評価などを経て産業財産権を出願するなど、公式的な権利保護手続きをしている比率は81.6%であった（[図2.36]）。また、営業秘密の維持など非公式的な権利保護をしている比率は10.2%、経済性や技術性の不足などが原因で出願を留保又は断念した比率は7.7%であった。企業は、公式的な権利保護手続きを進める過程で技術の流出が懸念される場合には、営業秘密やノウハウなどの非公式的な権利保護手続きを進めているものとみられる。

³⁵ 研究開発の成果保護戦略の活用度は5点満点である。

[図2.36] 公式的/非公式的な権利保護の比率

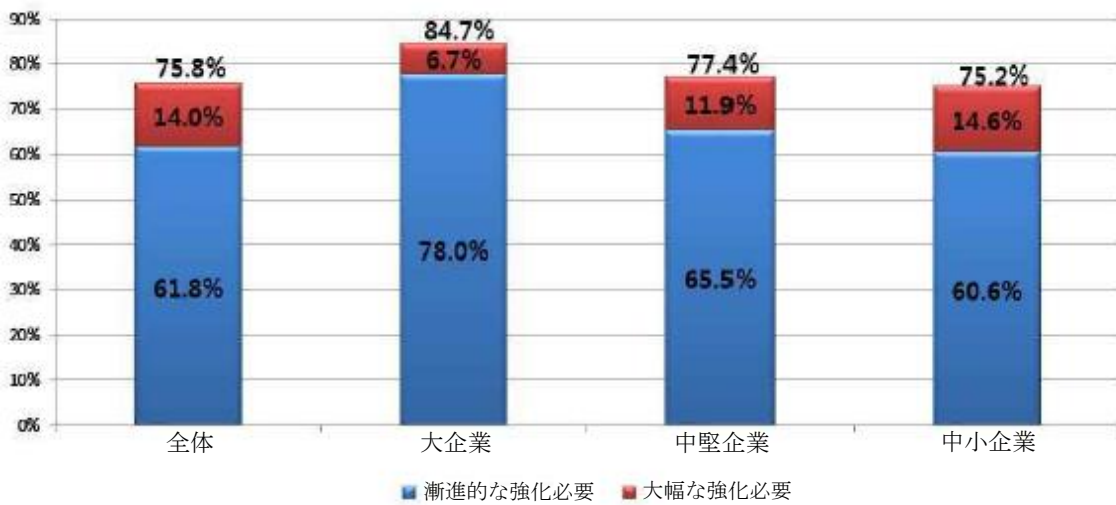


企業類型別に見ると、営業秘密維持など非公式的な権利保護を進める比率は、中堅企業が13.1%、中小企業が10.1%と大企業（4.5%）より比較的高かった。出願を留保や断念する比率も中堅企業（9.4%）と中小企業（7.7%）が大企業（4.3%）より相対的に高かった。このように中小・中堅企業の特許活用率と事業化率が大企業に比べて低いのは、戦略的な特許出願に伴う知的財産権の経費を削減するための努力だと分析できる。

韓国企業の75.8%は韓国国内の知的財産保護水準³⁶がより一層強化される必要があると答えている（[図2.37]）。これは、残り24.2%の企業のみ現在の知的財産保護水準について安定的だと認識しているということを意味する。保護する必要があるという回答は大企業（84.7%）と中堅企業（77.4%）で相対的に高かった。

³⁶ 特許制度のように、生み出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているのか、またこれによって成立した知的財産権が他人に侵害された時、これに対応できる効率の良い行政・司法措置がいかに備わっているかを意味する。

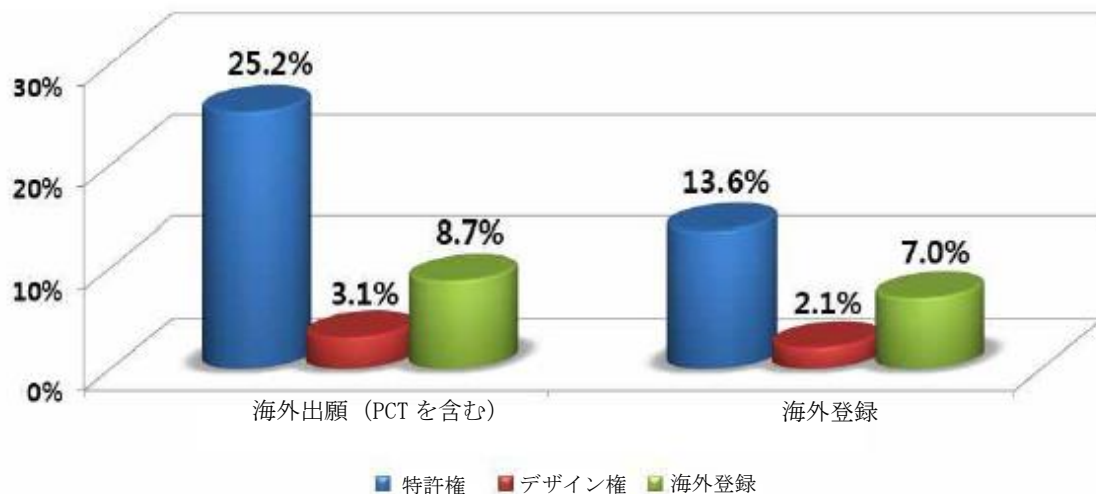
[図2.37]国内の知的財産保護水準に対する意見



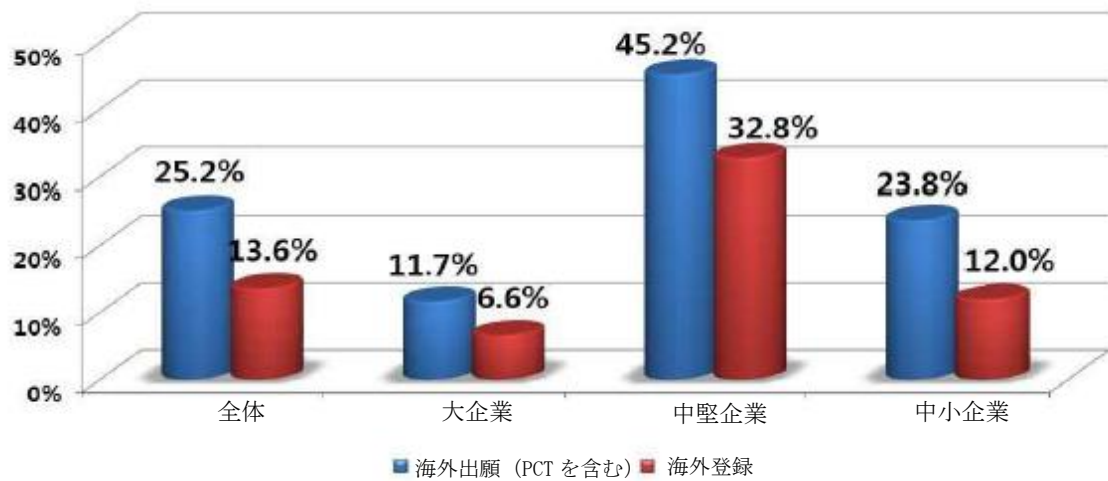
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

2017年に1件以上の特許権を海外に出願（PCT出願を含む）した企業は25.2%と、特許権を海外に登録した企業の比重は13.6%であった（[図2.38]）。特許権以外にデザイン権を海外に出願及び登録した企業はそれぞれ3.1%と2.1%、商標権を海外に出願及び登録した企業はそれぞれ8.7%と7.0%であった。

[図2.38]特許権を海外に出願及び登録した企業の比率



[図2.39] 特許権を海外に出願及び登録した企業の比率



企業類型別に見ると、2017年一年間では、中堅企業による海外出願（45.2%）及び登録（32.8%）の比率が最も高かった（[図2.39]）。次いで中小企業（出願23.8%、登録12.0%）となり、大企業による海外出願（11.7%）、登録（6.6%）の比率は最も低かった。

一方、2019年には2018年より国内特許出願を拡大する予定だと答えた企業は34.2%で、縮小する計画だと答えた比率の1.9%より高かった（[表 2.12]）。産業財産権の出願を拡大するという回答率を企業類型別に見ると、中堅企業及び中小企業が大企業に比べて高かった。

[表 2.12] 2018年に比べた2019年の知的財産権出願計画

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許	縮小	1.9%	1.4%	2.3%	1.9%
	拡大	34.2%	19.7%	41.8%	34.1%
実用新案	縮小	1.6%	4.5%	1.8%	1.4%
	拡大	9.1%	1.0%	7.6%	9.6%
デザイン	縮小	1.6%	0.0%	2.2%	1.6%
	拡大	15.7%	8.9%	11.9%	16.4%
商標	縮小	2.1%	0.0%	3.3%	2.1%
	拡大	17.9%	11.7%	22.3%	17.8%

[表 2.13]国内における産業財産権の出願増減に影響する要因

要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業
研究開発への投資増減に伴う研究成果の変化	15.1%	8.9%	16.0%	15.2%
企業の事業戦略の変化（事業分野の多角化、 又は事業構造の調整など）	16.2%	8.7%	16.0%	16.6%
企業の産業財産権戦略の変化 （量又は品中心の知的財産出願戦略、 維持費用に対する収益性戦略の変化など）	12.4%	10.7%	16.1%	12.1%
市場及び技術競争環境の変化（市場の拡大や縮 小、新技術や新市場の登場など）	18.9%	20.6%	22.3%	18.5%
国内及び世界景気の変動（国内総生産の増減、 物価及び為替レートの変化、世界金融危機など）	18.9%	20.6%	22.3%	18.5%
産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の 強化（出願手数料の減免、手続きの簡素化、 知的財産権の創出支援制度など）	9.6%	4.4%	8.9%	10.0%

注：（％）は〔（優先順位が最も高いと答えた機関数） / （回答機関数）〕×100（％）

一方、知的財産権の出願増減に最大の影響を及ぼす要因としては、企業の18.9％が「市場及び技術競争環境の変化」と「国内及び世界景気の変動」といった企業外部の環境的要因を挙げた（[表 2.13]）。内部要因としては「企業の事業戦略の変化」が出願増減に影響を及ぼすという回答が16.2％と最も高かった。

企業類型別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業とも「市場及び技術競争環境の変化」と「国内及び世界景気の変動」が知的財産権の出願に影響を与えるとの回答率が最も高かった。中小企業の場合、「産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化」に影響を受けるとの回答率が10.0％と、他の企業より相対的に高かった。

4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定

2017年一年間で知的財産権の国内及び海外での出願・審査・維持のために、企業が支出した平均金額は1億9,800万ウォンであった（[表 2.14]）。企業類型別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業の平均支出額はそれぞれ4億6,087万ウォン、5億3,087万ウォン、1億3,376万ウォンであった。

[表 2.14] 知的財産の出願・審査・維持費用

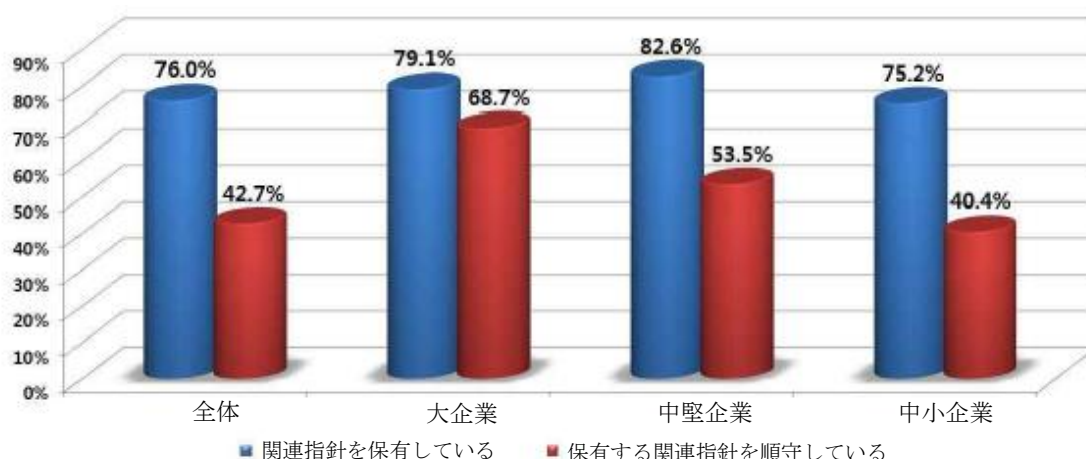
単位：万ウォン

	国内		海外		出願・審査・維持 費用の合計
	出願・審査 ³⁷	維持 ³⁸	出願・審査	維持	
全体	5,454	3,564	7,393	3,389	1億9,800
大企業	1億2,450	8,412	2億0,296	4,929	4億6,087
中堅企業	1億6,011	7,881	1億9,308	9,886	5億3,087
中小企業	3,886	2,892	4,620	1,978	1億3,376

注：国内外の海外出願・審査、維持にかかる費用をそれぞれ記入した企業の平均費用を合算する

企業の76.0%に該当する企業は営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有しており、42.7%の企業がこれを遵守していることが明らかになった（[図2.40]）。すなわち、企業の33.3%は関連指針は保有してはいるが、遵守すべきという認識が低く、76%を除く残り24.0%の企業は関連指針を保有していないことが明らかになった。

[図2.40] 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

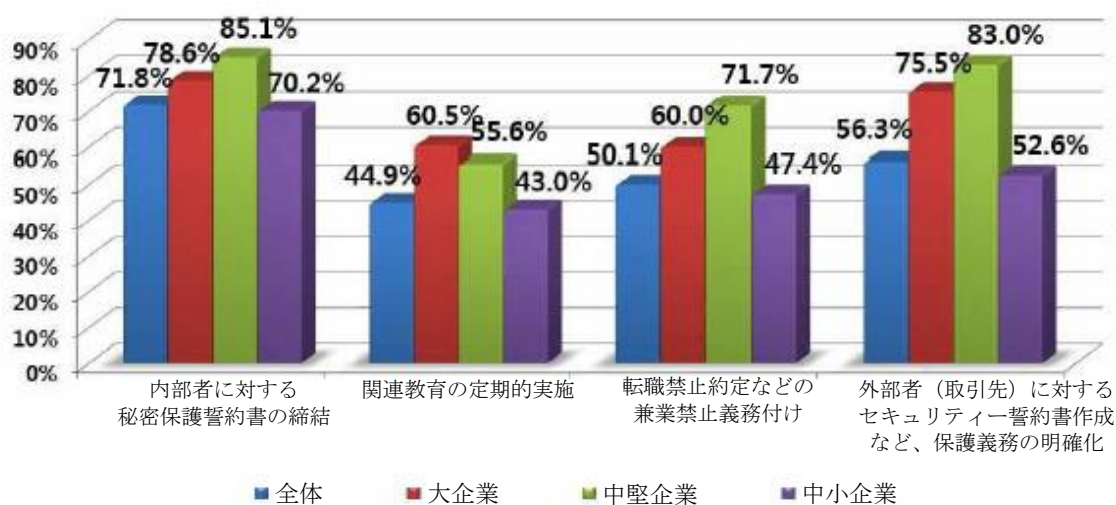


³⁷ 出願/審査費用とは、産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など、審査官の処分を不服として請求する審判）に要する費用

³⁸ 維持費用とは、産業財産権の登録と権利維持に必要な金額（登録料と年次料）

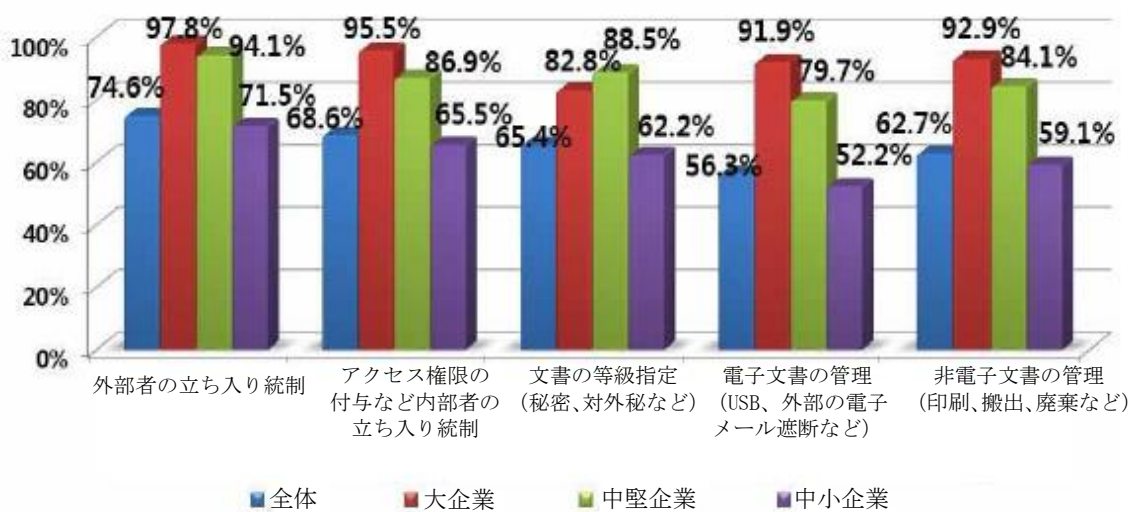
企業類型別に見ると、関連指針を保有していると答えたのは中堅企業が82.6%で最も高く、大企業は79.1%、中小企業は75.2%が関連指針を保有していた。前述のとおり研究の成果を営業秘密、ノウハウなどの非公式的な手続きによって管理する比重が大企業より中小・中堅企業でより高かったことと関連して、中小・中堅企業はこれに対する指針を備えているとみられる。しかし、関連指針を遵守している比率は、大企業が68.7%であったのに対し、中堅企業は53.5%、中小企業は40.4%のみ遵守していると答えた。

[図2.41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人材管理状況



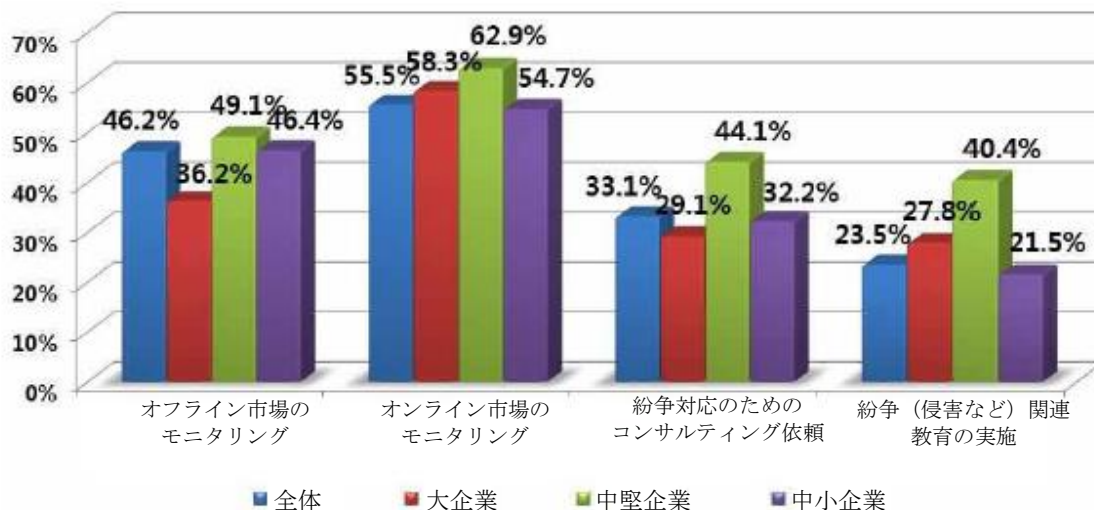
営業秘密管理及び技術流出防止のための人材、物の管理状況は次の[図2.41]、[図2.42]のとおりである。中堅企業の場合、セキュリティー誓約書の作成など、保護義務を明確にするといった人材管理の実施率が相対的に高い一方、大企業は内・外部者の立ち入り統制、文書管理など営業秘密管理及び技術流出防止のための物の管理の実施率が高いことが明らかになった。中小企業の場合、人材、物の管理に対する実施率が非常に低かった。

[図 2. 42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物の管理状況



産業財産権紛争（侵害など）を事前に防止するための活動は次の[図2. 43]のとおりである。オンライン市場をモニタリングしている比率が55.5%と最も高く、特に中堅企業の割合が62.9%と高かった。オフライン市場のモニタリング、紛争対応のためのコンサルティング、関連教育実施などについて、中堅企業が最も積極的に活動していることが分かった。

[図2. 43] 産業財産権紛争（侵害など）を事前に防止するための活動状況



5. 効果的な知的財産保護に必要な政策支援

効果的に知的財産を保護するためには「産業財産権の出願と登録に要する費用の減免」が必要だとの回答率が69.6%と最も高く、「知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定」、「知的財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取り締まり」、「海外出願に関する情報提供」が必要だとの回答率がそれぞれ64.7%、64.3%、56.3%であった（[表 2.15]）。

企業類型別に見ると、「産業財産権の出願と登録に要する費用の減免」が必要だとの回答率が最も高く、中堅企業の場合は「知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定」に対する政策需要も非常に高かった。

[表 2.15] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
産業財産権の出願と登録に 要する費用の減免	69.6%	70.0%	75.3%	69.0%
知的財産権侵害に対する 強力な処罰基準の制定	64.7%	58.6%	71.2%	64.4%
知的財産侵害に対する コンサルティング支援と共同取り締まり	64.3%	65.4%	68.8%	63.8%
海外出願に関する情報提供	56.3%	53.0%	64.0%	55.6%

注：（％）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で〔（4点か5点と答えた企業数） / （回答機関数）〕×100（％）

第3章

大学及び公共研究機関の知的財産活動

第1節 知的財産活動のインフラ

第2節 特許基盤の知的財産活動

第3節 知的財産の創出及び活用活動

第4節 知的財産の保護

第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動

本章では全数調査の回答結果（回答率76.6%）を基に大学・公共（研）の母集団に対する推定値を提示する。企業と同様に大学・公共（研）でも知的財産活動の基盤となるインフラ領域、特許基盤の知的財産活動、知的財産の創出及び活用活動、知的財産保護活動の4つの活動領域を中心に結果を提示した。ただし、「特許基盤の知的財産活動」は特許と実用新案を出願した機関に対する母集団³⁹の推定結果を示した。

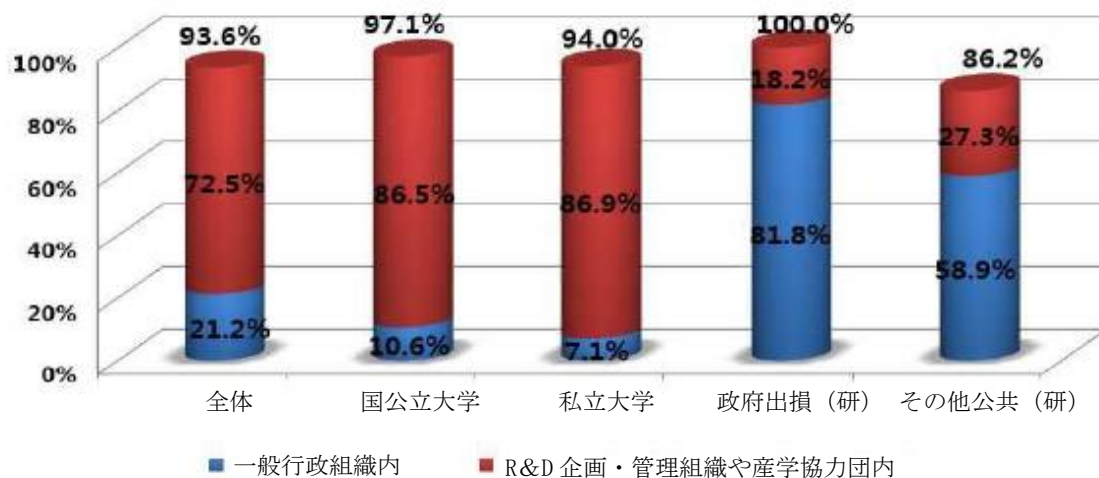
第1節 知的財産活動のインフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

まず、知的財産担当組織を保有する韓国国内の大学・公共（研）の比率は93.6%であった（[図3.1]）。これを細分化すると、知的財産担当組織が一般行政組織内に存在する比率が21.2%、R&D企画・管理組織や産学協力団内に存在する比率が72.5%であった。機関類型別に見ると、国公立大学は97.1%、私立大学は94.0%が知的財産担当組織を保有していることが分かった。その他公共（研）は86.2%が知的財産担当組織を保有しているが、これが最も低い数値で、政府出損（研）は100.0%が知的財産担当組織を保有している。

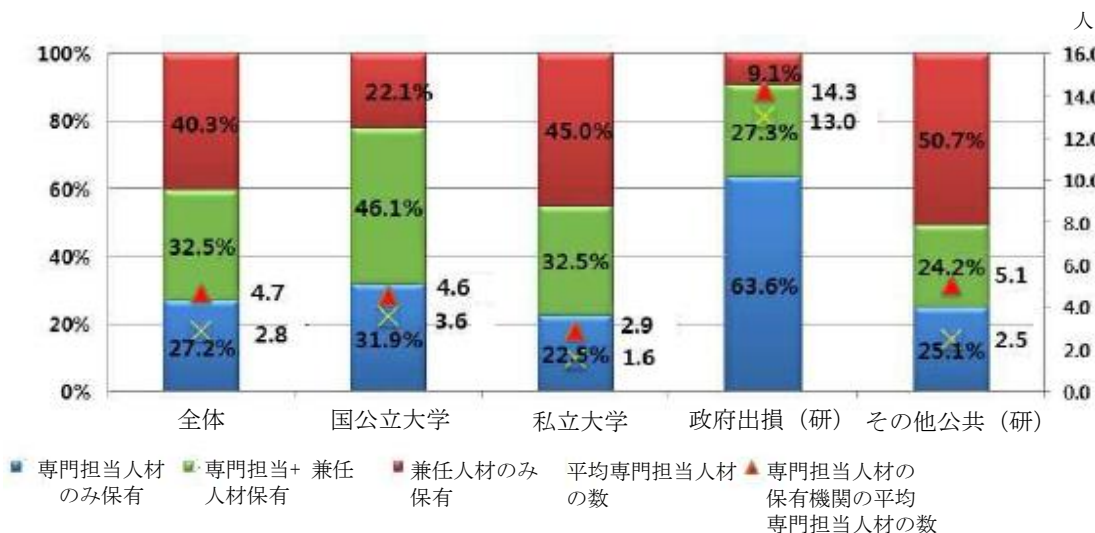
³⁹ 273の母集団のうち、特許・実用新案を年平均1件以上出願した機関数は256（93.8%）。

[図3.1] 知的財産担当組織の保有状況



企業と同じように、韓国国内の大学及び公共（研）も知的財産活動を実施する「知的財産担当人材」は、業務範囲によって知的財産専門担当人材、又は兼任人材の形で保有している。知的財産関連業務だけを専門的に担当する専門担当人材を保有する機関の比率は59.7%であり（[図3.2]）、専門担当人材と兼任人材とも保有する機関は32.5%であった。

[図3.2] 知的財産担当人材の保有状況

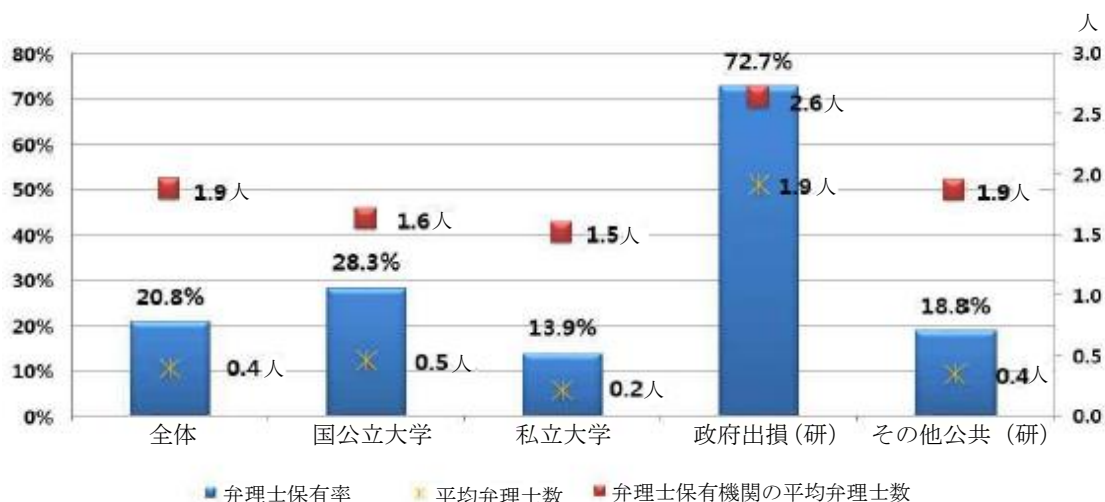


機関類型別に見ると、政府出損（研）の90.9%が専門担当人材を保有している一方、その他公共（研）は49.3%のみ専門担当人材を保有している。国公立大学は77.9%が知的財産専門担当人材を保有しており、知的財産専門担当人材以外に他の業務を同時に行う兼任人材も保有している比率が46.1%と機関類型で最も高かった。

国内の大学・公共（研）の知的財産専門担当人材は平均2.8人で、専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材数は4.7人であった。専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材数を機関類型別に見ると、政府出損（研）が14.3人と最も多く、その他公共（研）5.1人、国公立大学4.6人、私立大学2.9人の順であった。出願件数別に見ると、年平均61件以上を出願する出願件数上位機関の専門担当人材は平均7.0人で、専門担当人材数が特に多かった⁴⁰。

一方、国内大学及び公共（研）は知的財産兼任人材を平均1.4人保有しており、知的財産兼任人材を保有している機関の平均兼任人材数は1.9人であることが分かった。兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数を機関類型別に見ると、政府出損（研）が9.0人と最も多く、国公立大学が2.0人、私立大学とその他公共（研）がそれぞれ1.6人であった。

[図3.3] 各企業が保有する知的財産担当人材としての弁理士



大学・公共（研）の20.8%が知的財産担当人材として弁理士を保有していることも分かった。また、機関類型別に見ると、政府出損（研）の弁理士保有率が72.7%と最も高かった（[図3.3]）。国公立大学の20.8%、その他公共（研）の18.8%、私立大学の13.9%が知的財産専門担当、又は兼任人材の形で弁理士を保有していた。大学・公共（研）は平均0.4人の弁理士を保有しており、弁理士を保有する機関の平均弁理士数は1.9人であった。

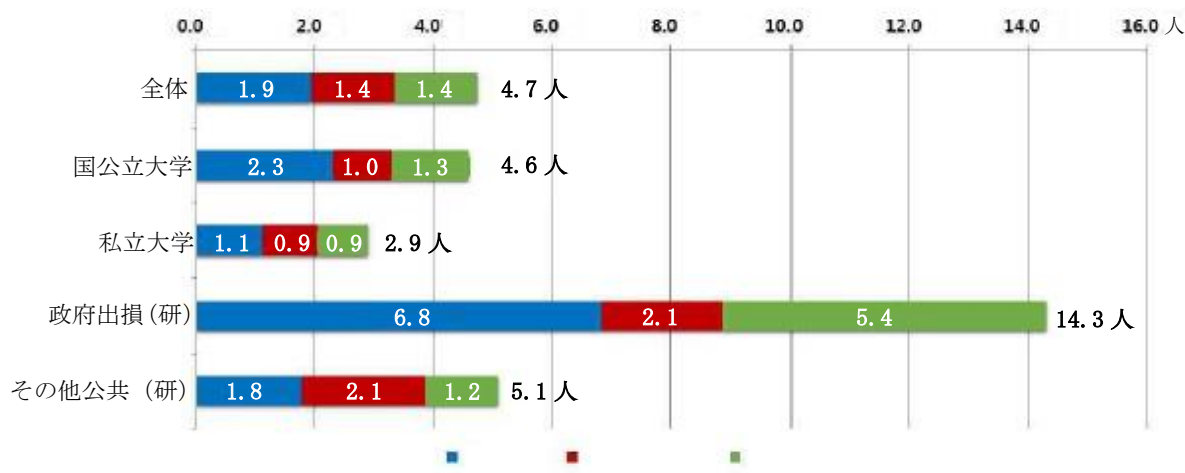
次の[図3.4]は知的財産専門担当人材を保有する機関を中心に、専門担当者の業務経歴別分布を図式化したものである。専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材4.7人のうち、知的財産担当業務経歴3年未満は1.9人と最も多く、3年～5年未満及び5年以上の専門担当人

⁴⁰ 10件未満の出願機関 1.1人、20件未満の出願機関 1.5人、60件未満の出願機関 1.7人

材数はそれぞれ1.4人であった。5年以上の経歴がある専門担当人材の比重が高い企業の結果とは対照的に、大学・公共（研）は定期的に人員の配置換えがあるため、業務経歴が短い人材の比重が相対的に高いと分析できる。

機関類型別に見てもこのような分布に大きく差はないが、政府出損（研）の場合、平均専門担当人材14.3人のうち、経歴3年未満の人材が6.8人、5年以上の専門担当者が5.4人で、3年～5年未満の人材が相対的に不足していることが分かった。

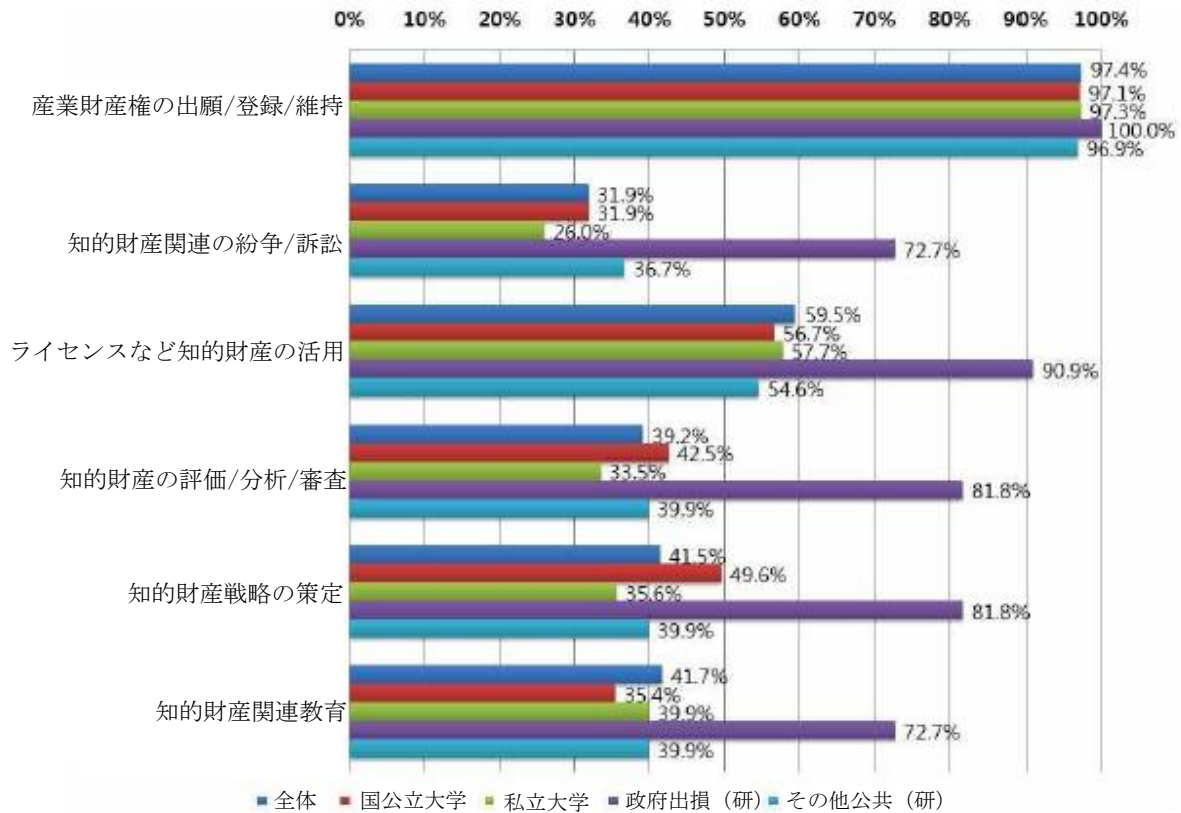
[図3.4] 知的財産専門担当人材の経歴別分布



注：知的財産専門人材を保有している場合

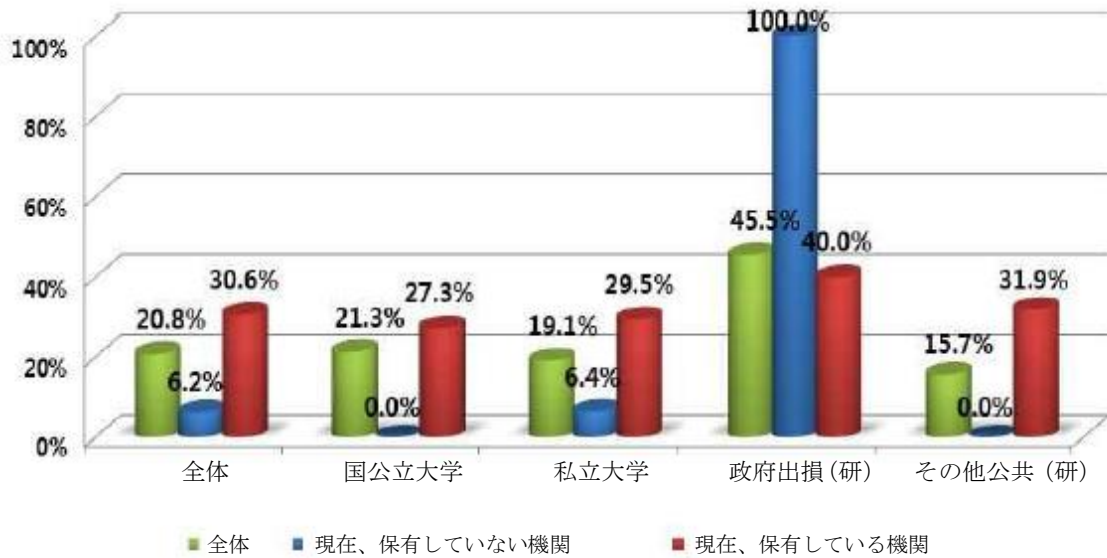
知的財産担当人材が産業財産権の出願/登録/維持業務を行う比率は97.4%であった（[図3.5]）。また、ライセンスなど知的財産活用関連の業務を行う比率は59.5%、知的財産関連の教育を担当する比率は41.7%であった。知的財産戦略の策定を担当していると答えた比率は41.5%、知的財産の評価/分析/審査及び知的財産関連の紛争業務を担当する比率はそれぞれ39.2%と31.9%であった。機関類型別に見ると、各分野の知的財産担当人材が該当業務を行っているという比率は政府出損（研）が最も高かった。

[図3.5] 知的財産担当者の主な業務



一方、国内大学及び公共（研）の20.8%は今後、知的財産専門担当人材を採用する計画だと答えた（[図3.6]）。特に、現在、専門担当人材を保有していない機関の6.2%が新規採用計画を持っており、現在、人材を保有している場合の30.6%は追加採用計画があると答えた。機関類型別に見ると、政府出損（研）の45.5%が採用計画があると答えており、現在、専門担当人材を保有していない政府出損（研）の100%が専門担当人材を採用するつもりだと答えた。他方、現在、専門担当人材を保有していない国公立大学及びその他公共（研）は新規人材の採用を全く考えていないことが分かった。専門担当人材を保有している機関の中でも政府出損（研）とその他公共（研）は、追加採用を計画している比率が比較的多いことが分かった。

[図3.6] 知的財産専門担当人材の採用計画

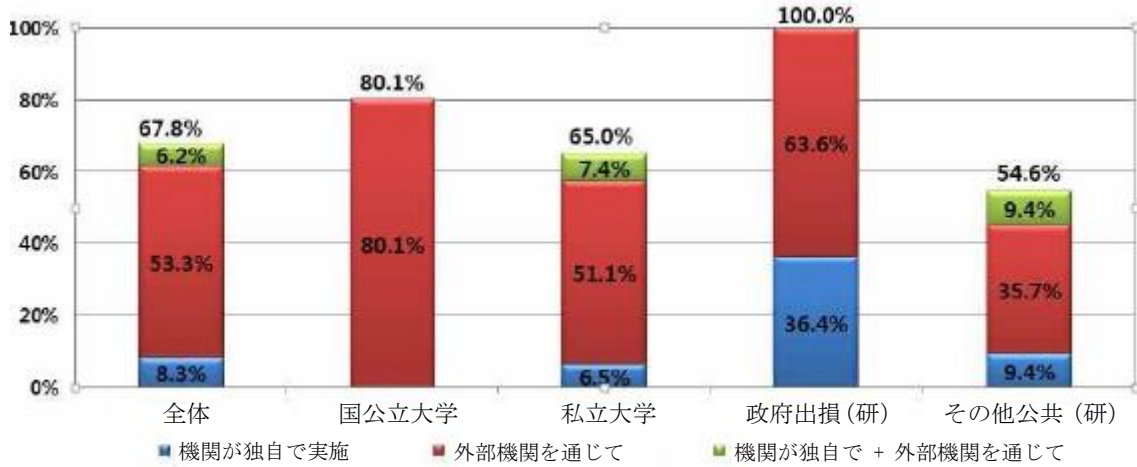


2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

国内の大学及び公共（研）の知的財産担当人材に対する職務教育の実施率は67.8%であった（[図3.7]）。機関類型別に見ると、政府出損（研）の100.0%が担当人材を対象に職務教育を実施し、国公立大学も80.1%が教育を実施するなど、他の機関に比べてその比率が高かった。私立大学及びその他公共（研）の実施率はそれぞれ65.0%と54.6%であった。

教育の形態は、機関が独自の教育（8.3%）を実施するよりは外部機関を通じた教育への依存度（53.3%）が高かった。国公立大学は100.0%が外部機関を通して教育を実施すると答えた。

[図 3.7] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況



注：複数回答

知的財産人材向けの職務教育を実施したいと考えている機関は、主に扱うべき教育内容として66.3%が特許ライセンス（技術事業化）分野を、64.1%が特許制度を挙げた（[表 3.1]）。特許ライセンス（技術事業化）関連の職務教育が必要だと答えた比率は、政府出損（研）（90.9%）と私立大学（68.9%）において特に高かった一方、国公立大学の72.3%とその他公共（研）の61.1%は特許制度に対する職務教育が最も必要だと答えた。

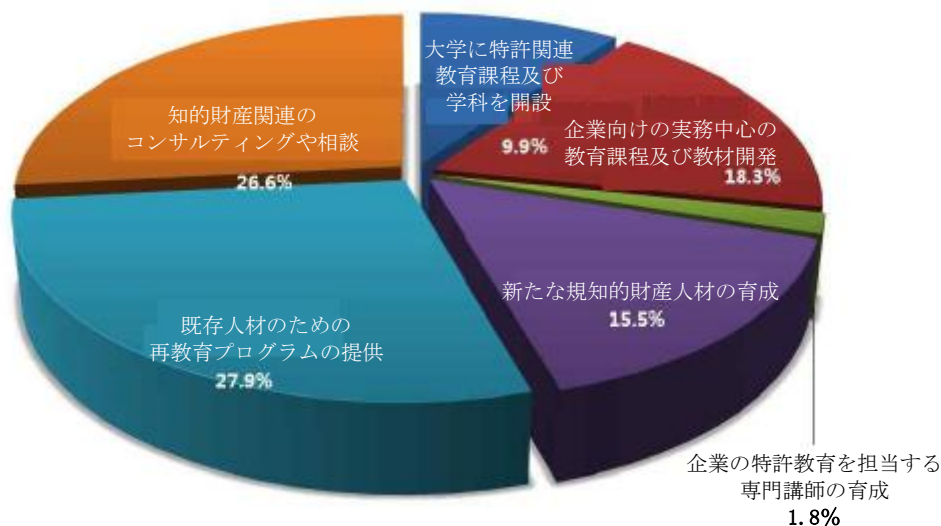
[表3.1] 職務教育において実施を希望する内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出損(研)	その他公共(研)
特許制度	64.1%	72.3%	61.2%	81.8%	61.1%
特許明細書作成法	24.7%	24.8%	26.5%	18.2%	20.0%
特許情報検索	56.0%	56.0%	52.0%	81.8%	59.9%
特許紛争（訴訟）	29.3%	27.7%	29.6%	36.4%	26.3%
特許情報分析方法 （特許マップ）	41.3%	46.1%	40.2%	54.5%	35.7%
特許ライセンス （技術事業化）	66.3%	55.3%	68.9%	90.9%	53.6%
海外特許出願及び訴訟	24.4%	31.2%	22.2%	27.3%	26.3%
営業秘密保護	13.1%	17.7%	11.9%	18.2%	11.6%

注：複数回答

知的財産人材のスキルアップのために政府が至急推進すべき課題としては27.9%が「既存人材のための再教育プログラムの提供」を挙げた（〔図3.8〕）。また「知的財産関連コンサルティングや相談の提供」が26.6%、「実務中心の教育課程及び教材開発」が18.3%であった。

〔図3.8〕知的財産人材のスキルアップに必要な政策



2017年一年間で国内大学及び公共（研）が支出した知的財産担当者への人件費と知的財産関連教育費はそれぞれ1億981万ウォンと872万ウォンで、計1億1,853万ウォンが支出されたことが分かった（〔表3.2〕）。その他公共（研）と私立大学は人件費に13.2%、教育費に9.2%を使い、他の機関に比べてその比率が相対的に高かった⁴¹。

〔表3.2〕知的財産担当者への人件費及び教育費

単位：万ウォン

	人件費 ⁴²	教育費 ⁴³	計
全体	1億981	872	1億1,853
国公立大学	1億2,383	348	1億2,730
私立大学	6,737	629	7,366
政府出捐（研）	4億309	1,953	4億2,262
その他公共（研）	1億3,361	1,763	1億5,124

⁴¹ 国公立大学 2.8%、政府出捐（研） 4.8%

⁴² 他の業務と兼職している場合、知的財産関連業務の比重を考慮して答えた結果である。

⁴³ 教育費は知的財産担当者向けの教育費と他の従業員向けの教育費の合計である。

3. 知的財産サービスの活用及び総合的管理システムの構築状況

2017年に外部の知的財産サービスを利用した大学及び公共（研）の比率は86.4%で（[表3.3]）、政府出損（研）の知的財産サービス利用率が90.9%と最も高かった。分野別の平均支出額を見ると、知的財産の法律代理には平均1億8,850万ウォンが支出されており、最も高かった。法律代理に対する支出金額が最も大きい機関は国公立大学（3億3,362万ウォン）であった。政府出損（研）は知的財産流通の分野に平均3億1万ウォンを支出し、知的財産権法律代理より多い経費を支出した。すなわち、政府出損（研）は知的財産権の出願・登録などに必要とされた経費に比べ、技術移転・マーケティングのための手数料にさらに多くの金額を支出したということである。機関全体は知的財産の評価/賃貸及び仲介のために平均2,201万ウォンを支出し、特に国公立大学の支出金額が大きかった。大学・公共（研）の中で知的財産金融及び保険サービスを利用した機関は一つもなく、知的財産流通と知的財産の創出支援及び出版、施設運営関連サービスも一部機関類のみ利用していた。

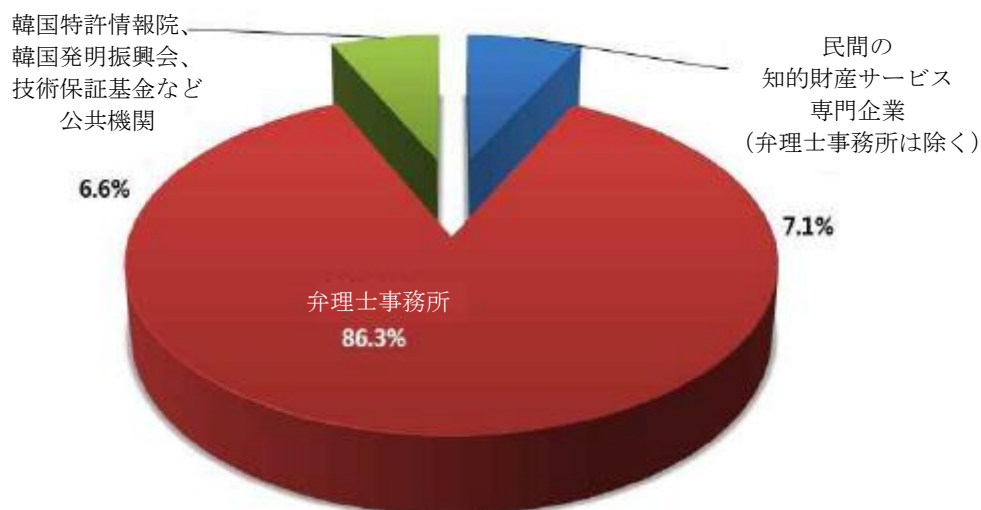
[表3.3] 知的財産サービスの利用状況

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出損（研）	その他 公共（研）
利用している		86.4%	86.5%	86.7%	90.9%	83.1%
2017年 支出額 (万ウォン)	知的財産の法律代理	1億 8,850	3億 3,362	1億 3,104	2億1,330	3億122
	知的財産の評価、 賃貸及び仲介	2,201	4,294	2,341	1,243	245
	知的財産の流通	2,326	-	1	3億1	-
	知的財産情報サービス	635	1,823	368	1,341	392
	知的財産コンサルティング、 教育及び広報	441	1,483	251	611	270
	知的財産金融、保険	-	-	-	-	-
	知的財産の創出支援及び 出版、施設運営	71	-	97	-	59
計	2億 4,523	4億963	1億 6,161	5億4,525	3億1,088	

注：機関全体の平均支出額

知的財産サービス提供機関の利用率では弁理士事務所(86.3%)が最も高かった([図3.9])。その他、弁理士事務所を除く民間の知的財産サービス専門企業の利用率が7.1%であり、韓国特許情報院、韓国発明振興会などの公共機関の利用率は6.6%と最も低かった。

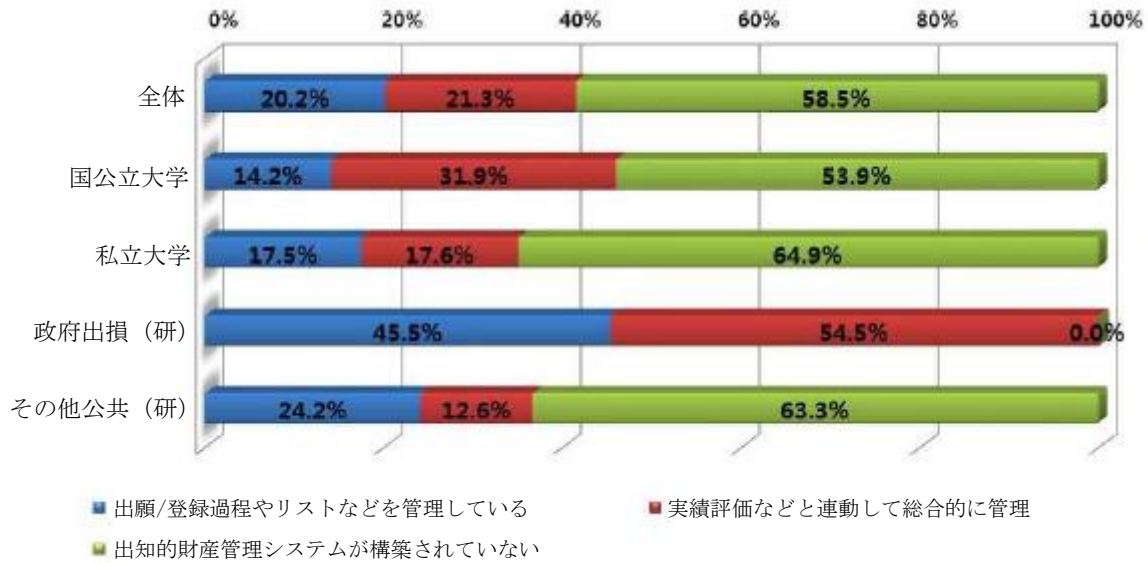
[図 3.9] 知的財産サービス提供機関の利用率



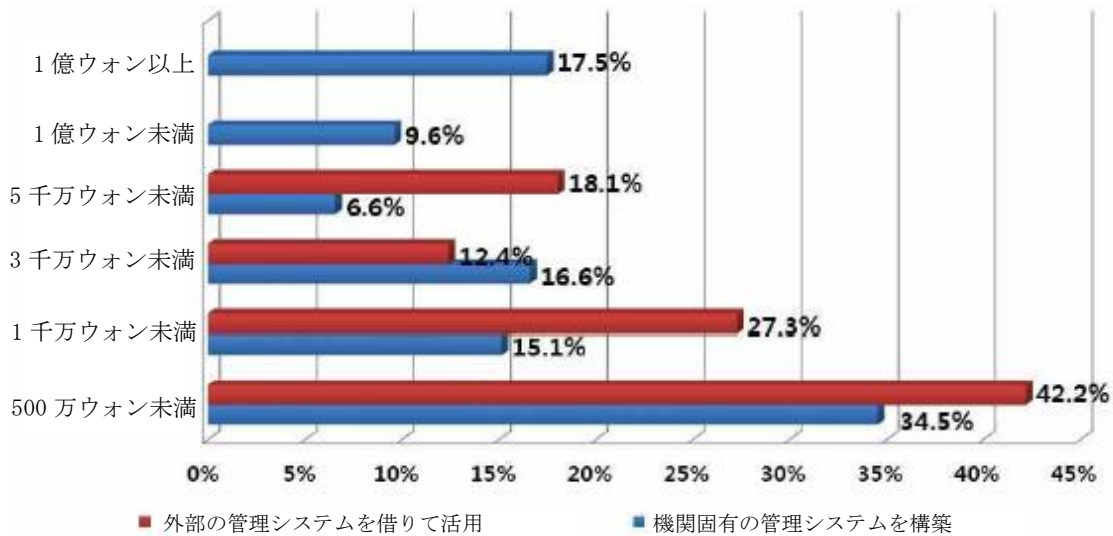
機関類型別に見ても、知的財産サービス提供機関の利用率はすべての機関類型において、弁理士事務所の利用が最も多かった。続いてその他公共(研)88.7%、私立大学87.6%、国公立大学83.1%、政府出損(研)75.5%の順であった。反対に、民間の知的財産サービス専門企業の利用率は政府出損(研)が15.0%と最も高く、国公立大学11.9%、私立大学6.2%、その他公共(研)2.6%の順であった。ここから、弁理士事務所と民間の知的財産サービス専門企業は互いに代替し合う関係にあると解釈できる。

現在、総合的な知的財産管理システムを構築し活用している大学・公共(研)の比率は41.5%であった([図3.10])。これを細分化して見ると、発明申告から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関わる行政的手続きと特許費用、関連情報などを管理するシステムの構築率が20.2%であり、特許などの出願・登録過程やリストなどを実績評価などの人事管理/研究課題管理システム/技術移転システムと連動して総合的に管理している比率は21.3%であった。機関類型別に見ると、政府出損(研)の知的財産管理システムの利用率が100.0%と最も高く、私立大学が35.1%と最も低かった。

[図 3.10] 知的財産管理システムの構築及び活用状況



[図3.11] 知的財産管理システムの構築・維持費用



注：複数回答

知的財産管理システムの構築及び活用のために、2017年一年間に要した費用を機関固有の管理システム構築料と賃借料に分けて整理すると、次のとおりになる（[図3.11]）。機関固有の管理システムを構築して活用する場合、500万ウォン未満の「維持費用」がかかったという回答が34.5%と最も多く、5千万ウォン以上を使ったと答えた27.1%は新規システム構築やアップグレードによって費用が発生したと推定される。外部の管理システムを借り

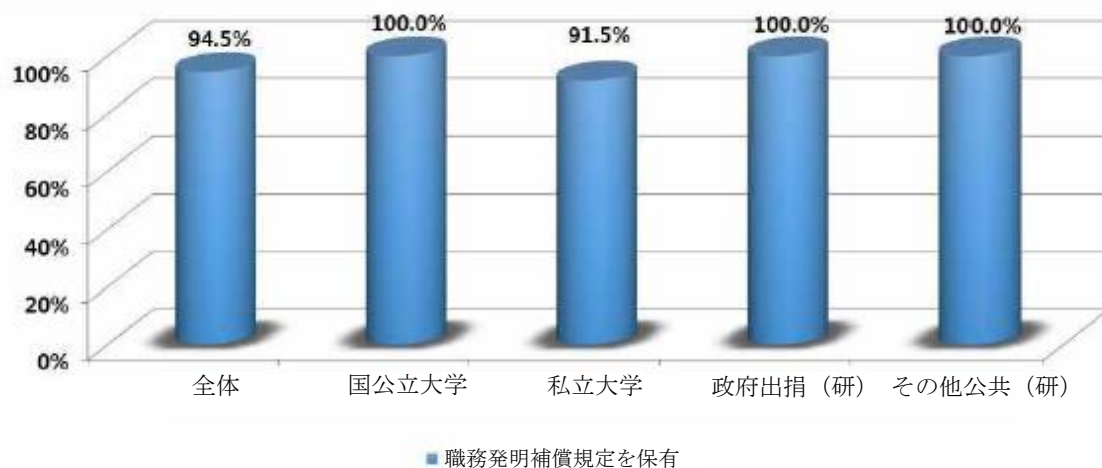
て活用する場合、42.2%の機関が年間500万ウォン未満の維持費用が必要だと答えた。

第2節 特許基盤の知的財産活動⁴⁴

1. 職務発明補償

特許、実用新案を出願した機関のうち、職務発明補償規定⁴⁵を保有する大学・公共（研）の比率は94.5%であった（[図3.12]）。機関類型別に見ると、国公立大学、政府出損（研）、その他公共（研）の100.0%が職務発明補償の規定を設けていると答え、私立大学は91.5%が保有していることが分かった。

[図3.12] 職務発明補償規定の保有状況



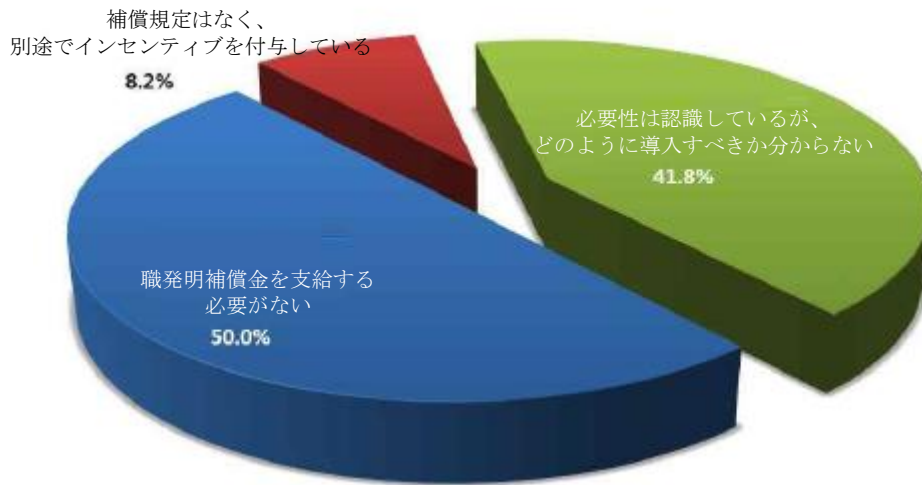
注：特許、実用新案を出願した企業を基準として母数の推定をした結果

補償規定を保有していない主な理由としては、「補償金を支給する必要がない」という回答が50.0%、「必要性は認識しているが、どのように導入すべきか分からない」という回答が41.8%、「補償規定はなく、別途でインセンティブを付与している」という回答は8.2%であった（[図3.13]）。

⁴⁴ 大学・公共（研）による特許基盤の知的財産活動も特許に重点を置く知的財産活動で、特許、実用新案出願件数を基準として年平均1件以上の機関を調査母集団に設定して推定値を表記した。

⁴⁵ 企業が自主的に作成して保有する職務発明補償規定、又は特許庁など関係機関が作成・普及した、標準化した職務発明補償規定を活用する場合を含む。

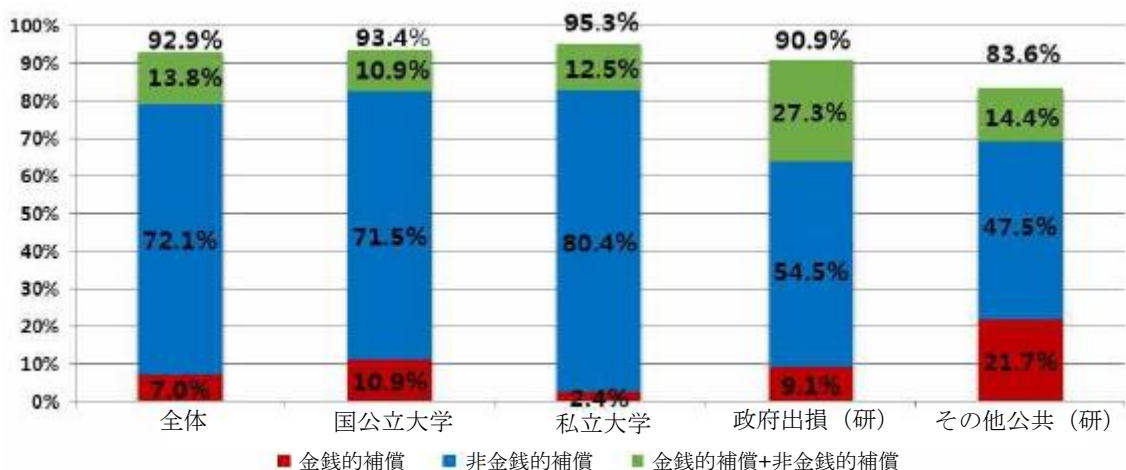
[図3.13]職務発明補償規定を設けていない場合、その主な理由



注：特許、実用新案を出願した機関のうち、職務発明補償規定を設けていない場合

職務発明補償の実施状況について「発明申告・特許出願・登録」と「技術実施・処分」の二段階に分けて見てみると、[図3.14]、[図3.15]のようになる。まず、職務発明補償規定を設けている機関の92.9%が発明申告・特許出願・登録への補償を実施していると答えた。これは、残り7.1%の機関は職務発明に対して継承のみ行い、これへの金銭的、又は非金銭的補償を実施していないということを意味する。

[図3.14]職務発明補償規定がある機関の発明申告・特許出願・登録補償の実施状況

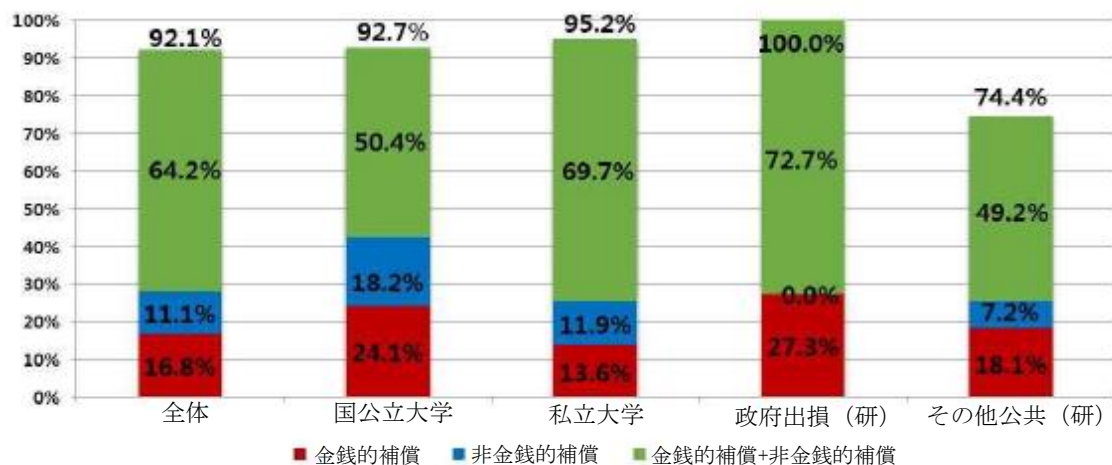


注：特許、実用新案を出願した機関のうち、職務発明補償規定を設けている場合

補償を実施している機関（92.9％）に対しては、金銭的補償のみ実施する場合（7.0％）と昇進・成果評価に反映させるなどの非金銭的補償のみ実施する場合（72.1％）、両方を併行して行う場合（13.8％）に分けて回答を求めた。金銭的補償の比率が高い企業とは異なり、大学・公共（研）では主に非金銭的方式で発明申告・特許出願・登録に対する補償を実施していることが分かった。機関類型別に見ると、私立大学（95.3％）、国公立大学（93.4％）、政府出損（研）（90.9％）、その他公共（研）（83.6％）の順で発明申告・出願・登録に対する補償を実施していることが明らかになった。

次に、職務発明補償規定がある機関の92.1％が技術実施・処分に対する補償を実施していることが分かった。技術実施・処分に対する補償方法については金銭的補償と非金銭的補償の両方を実施しているとの回答率が64.2％と最も高く、金銭的補償のみを実施しているという回答が16.8％、非金銭的補償のみ実施しているという回答が11.1％であった。機関類型別に見ると、政府出損（研）の補償比率が100.0％と最も高く、私立大学95.2％、国公立大学92.7％、その他公共（研）74.4％の順であった。

[図3.15] 職務発明補償規定がある機関の実施/処分補償の実施状況



注：特許、実用新案を出願した機関のうち、職務発明補償規定がある場合

職務発明に対する非金銭的補償を類型別に見ると、下記の[表3.4]のとおりである。国内特許出願に対する補償は49.2％、国内特許登録に対する補償は82.1％であった。また、海外特許出願に対する補償は48.4％、海外特許登録に対する補償は81.3％で、出願よりは登録特許を実績評価などに反映させていることが明らかになった。産業財産権の移転や売却による技術料収入が発生すれば、それを実績評価などに反映させている比率も72.4％と高かった。

すべての機関において、国内外の登録と実施・処分時に非金銭的補償を実施している比率は高く、私立大学は国内出願に対して54.8%、海外出願に53.9%を保証しており、他の機関より高かった。

[表3.4]職務発明に対する非金銭的補償（実績評価など）の実施状況

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐（研）	その他 公共（研）
国内に出願した特許など産業財産権 に対する補償	49.2%	39.4%	54.8%	36.4%	41.9%
海外に出願した特許など産業財産権 に対する補償	48.4%	43.1%	53.9%	27.3%	41.9%
国内に登録した特許など産業財産権 に対する補償	82.1%	82.5%	88.9%	72.7%	58.3%
海外に登録した特許など産業財産権 に対する補償	81.3%	78.8%	87.2%	81.8%	58.3%
産業財産権の移転や売却による技術 料収入に対する補償	72.4%	68.6%	77.0%	72.7%	56.4%

注：特許、実用新案を出願した機関のうち、職務発明補償規定がある場合

各機関の職務発明補償金の支給状況を「発明申告・特許出願・登録」と「技術実施・処分」の二段階に分けて見てみると、[表3.5]、[表3.6]のようになる。まず、職務発明補償規定を設けている機関のうち、発明申告・出願・登録に対して2017年一年間で実際に金銭的補償金を支給した比率は12.4%と非常に低かった。これは、大学・公共（研）の場合、発明申告・出願・登録に対して、金銭的補償より実績評価といった非金銭的補償を行う比率が高いためである。

[表3.5]職務発明補償金の支給状況（発明申告・出願・登録に対する補償）

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐（研）	その他 公共（研）
発明申告/出願/登録補償金の支給率	12.4%	14.3%	9.0%	27.3%	20.0%
補償金の平均支給額（A、万ウォン）	8,038	1,285	2,045	8,133	2億6,566
補償金の平均支給人数（B、人）	110.0	23.5	49.5	365.5	210.0
補償金の平均支給権利件数（C、件）	107.0	25.5	38.2	485.5	172.0
1人当たり平均補償金額（A/B、万ウォン）	73	55	41	22	127
1件当たり平均補償金額（A/C、万ウォン）	75	50	54	17	154

注：補償金の支給率は特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定を設けている機関に対する標本調査の結果であり、平均補償金の支給額、支給人数、支給権利件数は補償金を支給した機関の平均値である

[図3.14]で発明申告・出願・登録に対する金銭的補償を実施していると答えた機関が20.8%であったのに対し、一年間で補償金を支給した機関は12.4%である。このような差が生じている理由は「金銭的補償と非金銭的補償とも実施する」と答えた機関の一部が、実際は金銭的補償はせず、実績評価に反映するといった非金銭的補償のみ実施したためであると解釈できる。

職務発明補償金を支給した機関の発明申告・出願・登録に対する補償金支給額の平均は8,038万ウォンで、平均支給人数と権利件数で割って1人当たりの平均補償金と権利1件当たりの平均補償金を算出した結果は、それぞれ1人当たり73万ウォン、1件当たり50万ウォンであった。機関類型別に見ると、その他公共（研）の平均・1人当たり・1件当たりの補償金支給額がそれぞれ2億6,566万ウォン、127万ウォン/人、154万ウォン/件と最も多かった。政府出捐（研）の補償金支給額の平均は8,133万ウォンと高い一方、1人当たりの補償金は22万ウォン、1件当たりの補償金は17万ウォンで、1人当たり、1件当たりの補償水準は最も低かった。

次に、職務発明補償規定を設けている機関のうち、技術実施・処分に対して2017年に実際に金銭的補償金を支給した比率は56.5%と、発明申告・出願・登録に対する補償の比率より高い。[図3.15]で技術実施・処分に対して金銭的補償を実施していると答えた比率は75.3%で、発明申告・出願・登録に対する補償と同様に、実際に補償金を支給した機関はこれより少ないことが分かった。

[表3.6]職務発明補償金の支給状況（実施・処分に対する補償）

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出損（研）	その他 公共（研）
発明申告/出願/登録に対する補償金の 支給率	56.5%	64.3%	51.6%	100.0%	52.0%
補償金の平均支給額 (A、万ウォン)	6億 2,846	3億 5,291	2億 6,629	32億 7,082	5億2,927
補償金の平均支給人数（B、人）	71.0	43.9	44.1	270.7	83.4
補償金の平均支給権利件数（C、件）	60.0	33.6	34.3	262.9	63.4
1人当りの平均補償金 (A/B、万ウォン)	885	804	603	1,208	635
1件当りの平均補償金 (A/C、万ウォン)	1,047	1,050	776	1,244	835

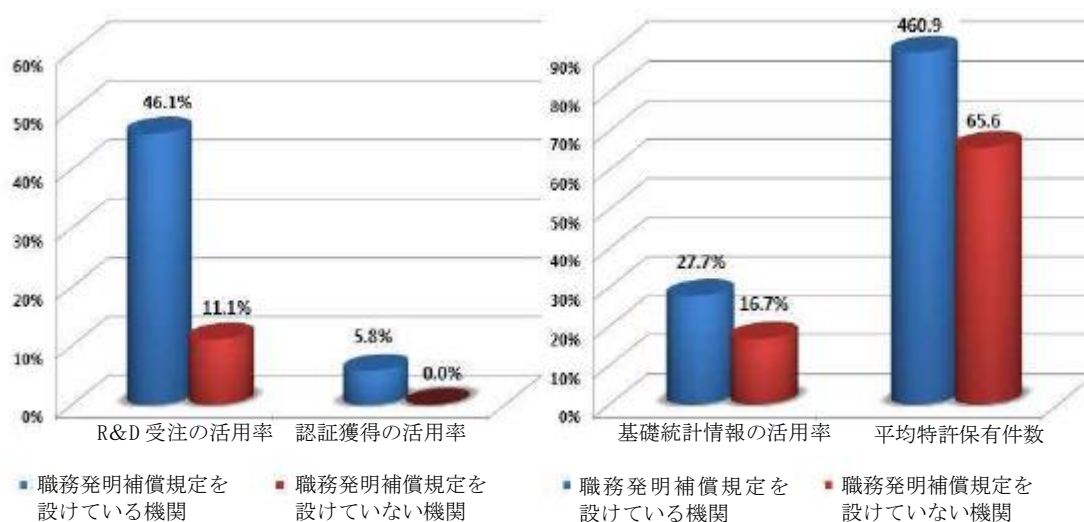
注：補償金の支給率は特許、実用新案を出願した企業のうち、職務発明補償規定を設けている機関に対する標本調査の結果であり、平均補償金の支給額、支給人数、支給権利件数は補償金を支給した機関の平均値である

職務発明補償金を支給した機関の技術実施・処分に対する補償金支給額の平均は6億2,846万ウォンで、平均支給人数と権利件数で割った1人当りの平均補償金と権利1件当りの平均補償金を算出した結果は、それぞれ1人当たり885万ウォン、1件当たり1,047万ウォンであった。機関類型別に見ると、政府出損（研）の平均・1人当り・1件当りの補償金支給額がそれぞれ32億7,082万ウォン、1,208万ウォン/人、1,244万ウォン/件と最も多かった。すなわち、政府出損（研）は発明申告・出願・登録より技術移転の成果に対して、職務発明補償金をより多く支給していると分析できる。政府出損（研）の1人当り、1件当りの補償金の平均が他の機関類型に比べて高いのは、技術移転の成果が優れているため、又は機関が技術移転の成果に対して研究者に配分する比率が高いためという二通りの解釈ができる。

＜職務発明補償規定の保有機関及び未保有機関による知的財産活動の比較＞

職務発明補償規定を設けている機関が産業財産権をR&D受注、又は各種認証獲得に活用した比率について調査した結果、未保有機関に比べて非常に高いことが分かった。すなわち、職務発明補償規定を設けている機関が産業財産権をR&D受注及び認証獲得に活用した比率は、それぞれ46.1%と5.8%であるのに対し、補償規定の未保有機関はそれぞれ11.1%、0.0%であった。また、職務発明の保有機関の基礎統計情報の活用率と平均特許保有件数について調査した結果、未保有機関に比べて高いことが分かった。職務発明補償規定の保有機関の場合、基礎統計情報の活用率と平均特許保有件数はそれぞれ27.7%、460.9件と、未保有機関の16.7%、65.6件に比べて、比較的高いことが分かった（[図3.16]）。

[図3.16] 職務発明補償規定の保有・未保有機関による産業財産権の活用率



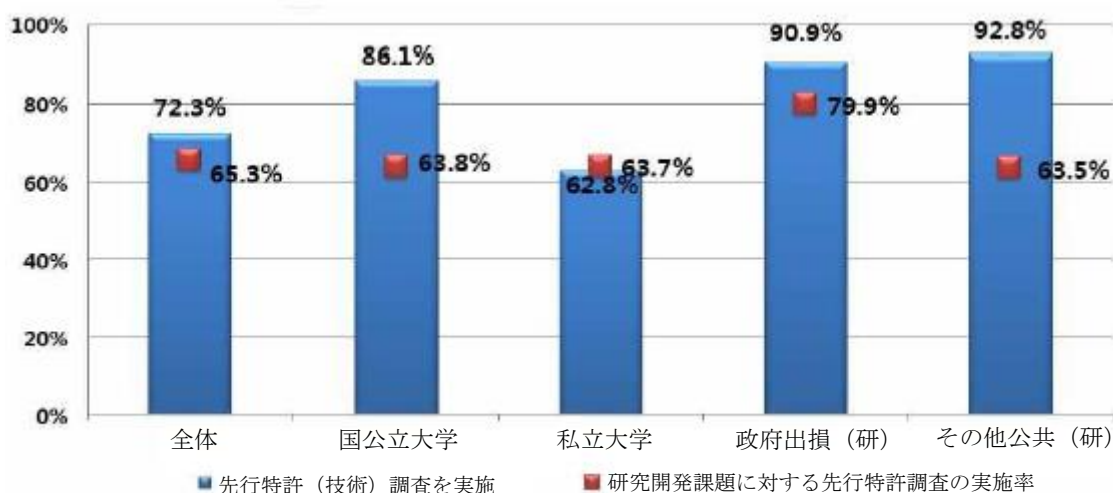
注：回答機関の標本を分析した結果

職務発明補償に関わる制度の効果に関して、職務発明に対する補償実施、又は補償水準の拡大が機関内の発明件数及び質の向上と技術流出の防止に効果的だと答えた比率は、それぞれ56.4%と40.2%であった。一方、職務発明補償金に対する所得税が非課税になれば、国の発明件数及び質の向上と技術流出の防止に効果的だろうと答えた比率はそれぞれ59.1%と43.7%であった。

2. 先行特許（技術）調査など特許情報の活用

特許、実用新案を出願した機関の中で、研究開発の企画段階で先行特許（技術）を調査、活用している大学及び公共研の比率は72.3%であることが明らかになった（[図3.17]）。機関類型別に見ると、その他公共（研）が92.8%と最も高く、政府出損（研）、国公立大学、私立大学の順であった。また、研究開発課題に対する先行特許（技術）調査の実施率は平均65.3%であり、政府出損（研）の79.9%が最も高かった。

[図3.17] 先行特許（技術）調査の状況

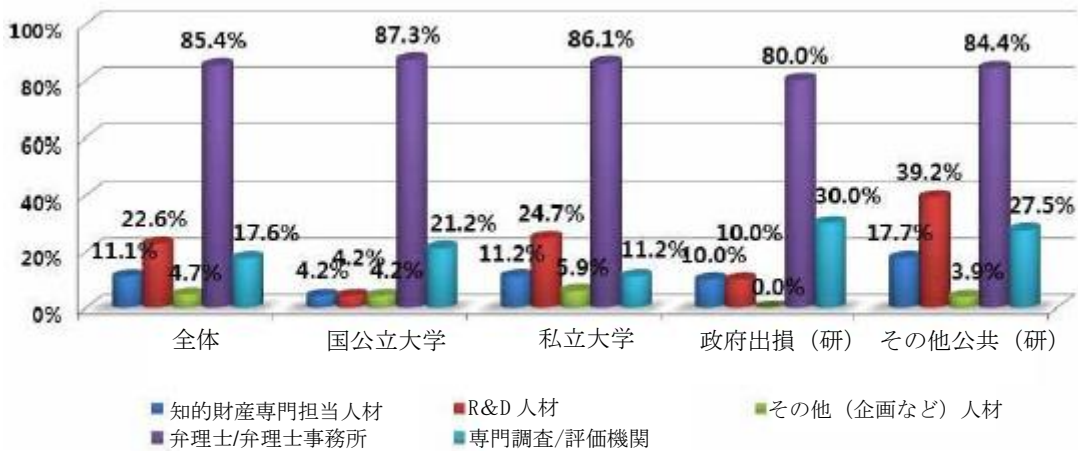


注：実施率は先行特許（技術）調査を実施する機関の平均値

先行特許（技術）調査を実施している場合の85.4%が弁理士や弁理士事務所に該当業務を依頼していることが分かった（[図3.18]）。また、内部のR&D人材が先行特許（技術）調査を行うと答えた機関は22.6%であった。専門調査/評価機関、知的財産専門担当人材が行うと答えた機関はそれぞれ17.6%と11.1%であった。

機関類型別に見ると、国公立大学と私立大学など大学の場合は、弁理士や弁理士事務所に該当業務を依頼している比率がそれぞれ87.3%と86.1%と最も高く、次いでその他公共（研）84.4%、政府出損（研）80.0%の順であった。その他公共（研）と私立大学の場合、R&D人材が先行特許（技術）調査を行うと答えた比率がそれぞれ39.2%と24.7%で相対的に高かった。政府出損（研）とその他公共（研）は専門調査/評価機関に先行特許（技術）調査を依頼する比率もそれぞれ30.0%と27.5%であった。

[図3.18] 先行特許（技術）調査を実施している場合、その担当者

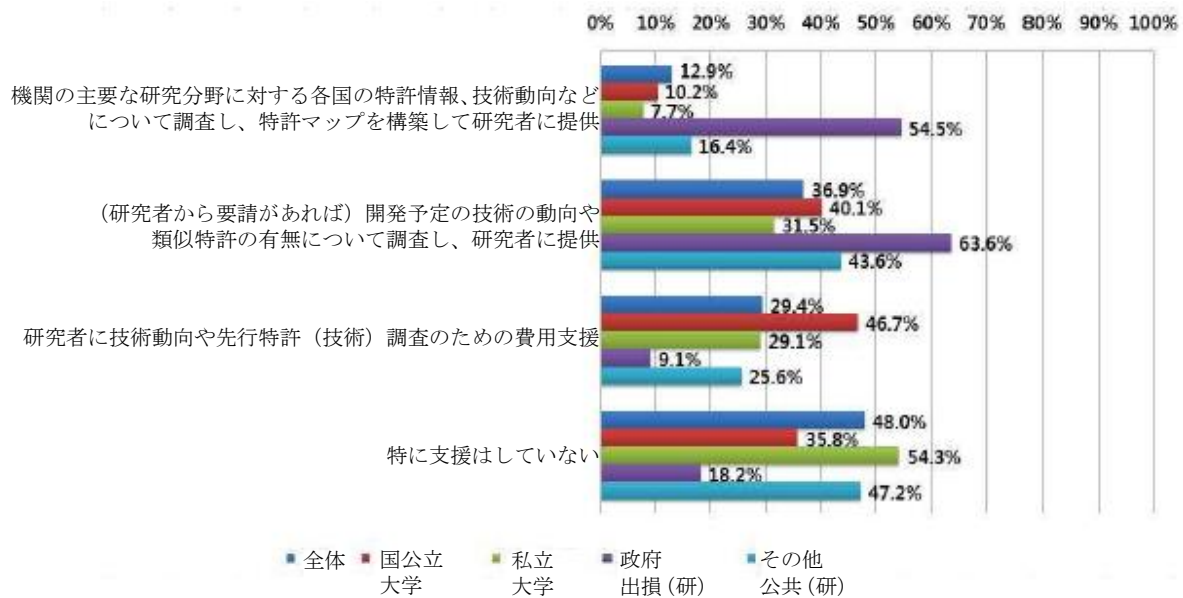


注：註先行特許（技術）調査を実施している場合（複数回答）

先行特許（技術）調査のために、機関が支援している比率は52.8%であった（[図3.19]）。支援の種類別に見ると、「研究者の要請がある場合、開発したい技術の動向や類似特許の有無を調査」して研究者に提供するが36.9%と最も多かった。また、機関の29.4%は「研究者に技術の動向や先行特許（技術）調査のための費用」を支援している。この他、「機関の主な研究分野に対する各国の特許情報、技術の動向などについて調査して特許マップを構築、研究者に提供する」も12.9%であった。

先行特許（技術）調査に対する支援類型を機関類型別に見ると、政府出損（研）は研究者の要請があれば、先行技術調査の結果を提供（63.6%）するだけでなく、機関の主な研究分野ごとに特許マップ構築提供（54.5%）に対する支援をしている。その他公共（研）は主に研究者の要請があれば、先行技術調査の結果を提供（43.6%）する、費用支援（25.6%）をしていた。国公立大学は40.1%が費用支援をしていると答え、私立大学は特に支援はしていないという比率（54.3%）が高く、支援を行う場合は研究者の要請があれば、先行技術調査の結果を提供（31.5%）し、費用支援（29.1%）を行っていることが分かった。

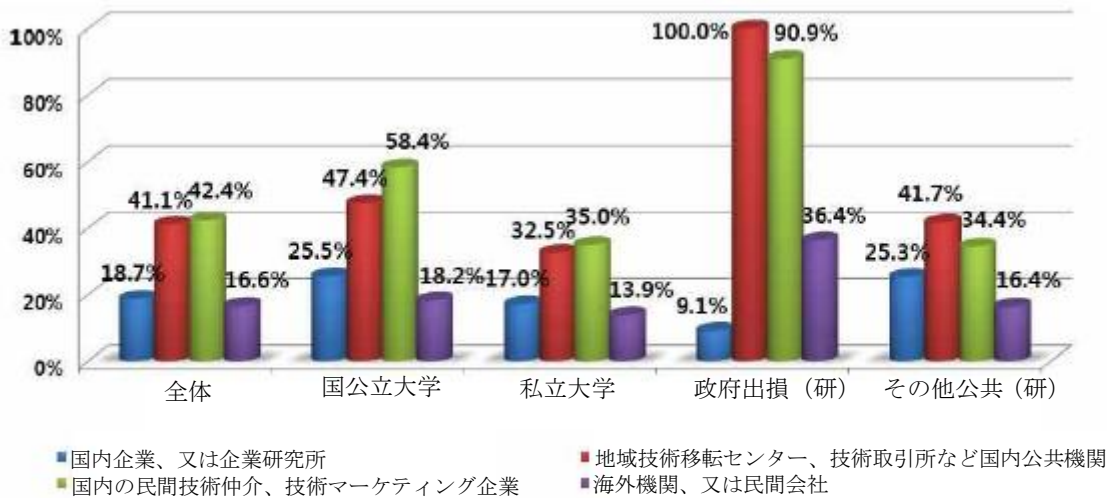
[図3.19] 先行特許（技術）調査に対する機関の支援



3. 技術取引機関、技術マーケティング企業との協力

特許、実用新案を出願した機関が直近3年間で技術取引機関に業務を依頼した比率を見ると、大学・公共（研）の42.4%が「国内の民間技術仲介・マーケティング企業」に業務を依頼、あるいは業務提携を締結していることが分かった。また、地域技術移転センター、技術取引所など「国内公共機関」に対して関連業務の依頼・提携の締結を行った比率も41.1%と比較的高かった（[図3.20]）。すべての機関で国内の民間技術仲介・マーケティング企業に依頼した比率が最も高いことが分かった。特に、政府出損（研）（90.9%）と国公立大学（58.4%）の依頼率が高かった。国内公共機関に技術マーケティングを依頼したり、業務提携を締結した比率が高い機関を見ても、政府出損（研）が100.0%と最も多く、国公立大学（47.4%）、その他公共（研）（41.7%）の順であった。

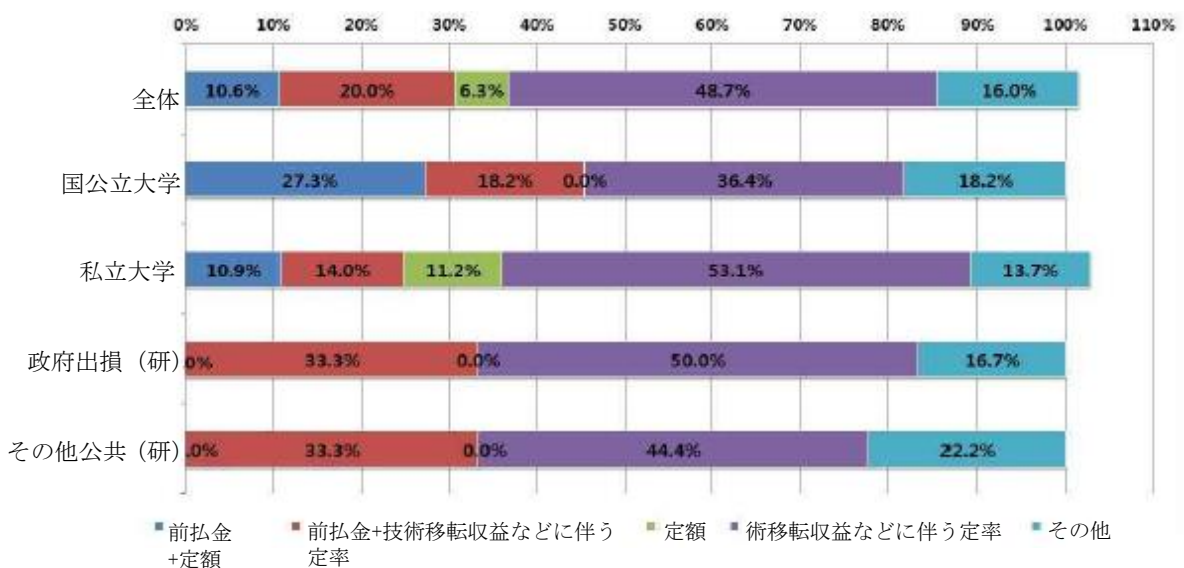
[図3.20] 直近3年間の技術取引機関への業務依頼及び締結の状況



注：複数回答

技術取引及びマーケティングのために国内企業（又は企業研究所）を利用した機関は大学・公共（研）の18.7%であり、国公立大学（25.5%）とその他公共（研）（25.3%）の利用率が相対的に高かった。海外機関（又は企業）を利用して技術取引を推進した場合は16.6%で、機関類型別に見ると、政府出損（研）の36.4%が海外機関を利用するなど、利用率が最も高かった。

[図3.21] 技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払方法



注：技術取引機関などに業務を依頼した場合（複数回答）

技術取引機関などに業務依頼をした場合、主な費用支払方法として48.7%が「技術移転収益などに伴う定率」で計算した成功報酬を挙げた（[図3.21]）。特に、私立大学の53.1%、政府出損（研）の50.0%、その他公共（研）の44.4%が該当の費用支給方法を選択した。この他、調査/マーケティング費用など「活動費（前払金）と技術移転収益などに伴う定率」を組み合わせた形とその他の方法を選択した比率は、それぞれ20.0%、16.0%であった。企業の調査結果では56.9%の企業が前払金を支給する業務依頼方式を選択した一方、大学・公共（研）は前払金支給方式の比率が30.6%と相対的に低かった。技術取引機関に前払金を支給せず、技術取引機関の成果に伴って手数料を支払う方式は技術取引機関のマーケティング努力を阻害する要因になり得る。

[表3.7]国内技術取引システムの利用度

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出損（研）	その他 公共（研）
国内 オンライン 取引システム	利用比率	61.8%	79.5%	57.7%	72.7%	58.1%
	利用度が 比較的高い	20.1%	26.6%	18.3%	12.5%	24.9%
国内 オフライン 取引システム	利用比率	67.5%	83.2%	61.8%	81.8%	70.8%
	利用度が 比較的高い	34.2%	38.6%	29.6%	44.4%	40.8%
海外 オンライン 取引システム	利用比率	28.8%	21.9%	26.5%	45.5%	36.4%
	利用度が 比較的高い	5.3%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%
海外 オフライン 取引システム	利用比率	32.0%	21.9%	30.4%	54.5%	36.4%
	利用度が 比較的高い	3.2%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%

注：（%）は5点満点（1：利用度が低い、5：利用度が高い）で〔（4か5と答えた企業数） / （活用したことがある企業数）〕 × 100（%）、母集団推定値

[表3.7]は国内技術取引システムの利用状況を示している。技術移転、取引のために特許技術移転博覧会など「国内オフライン取引システム」を利用している比率は67.5%と最も高かった。特に、国公立大学と政府出損（研）におけるオフライン取引システムの利用率は、それぞれ83.2%と81.8%であった。また、実際に利用している機関のうち、該当システムの利用度が高いと答えた比率は34.2%であった。

一方、IP-Marketなど国内オンライン技術取引システムを実際に利用している機関の比率は61.8%と比較的高かったが、これに対する利用度が比較的高いと答えた比率は20.2%であった。yet2.comといった海外オンライン取引システムの利用率は28.8%であり、そのス

テムの利用度が高いと答えた比率は5.3%であった。海外オフライン取引システムも活用率は32.0%であるが、利用度が高いという回答は3.2%に過ぎなかった。

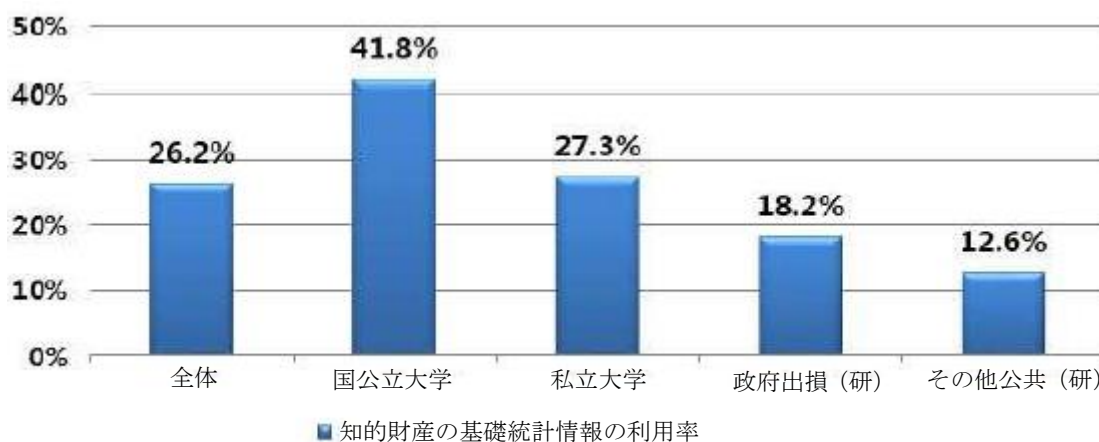
第3節 知的財産の創出及び活用活動

1. 知的財産の基礎統計情報及び情報システム

大学及び公共（研）の中で知的財産統計など基礎統計情報を利用している比率は26.2%であった（[図3.22]）。機関類型別に見ると、国公立大学の利用率が41.8%と最も高く、次いで私立大学、政府出損（研）の順であった。

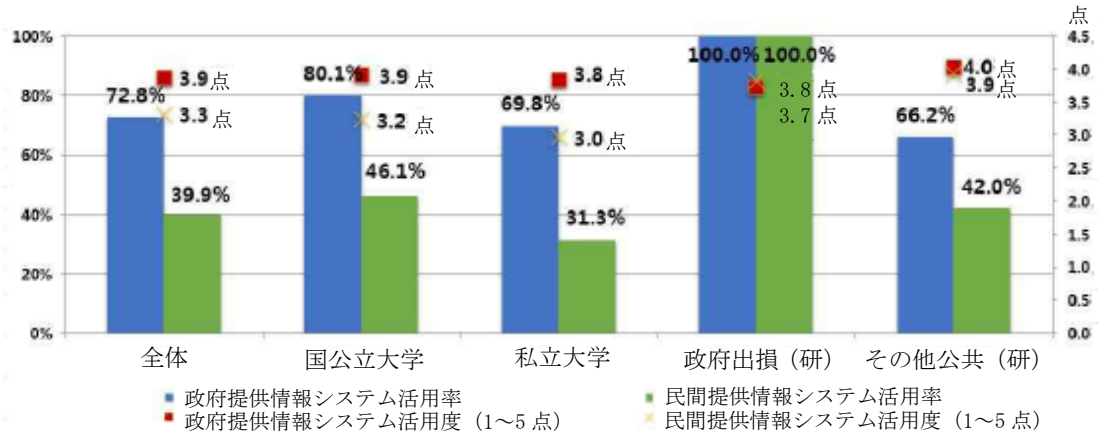
主に利用する統計指標としては回答者の59.3%が「年度別出願件数」と答え、「特許登録件数」、「産業部門別出願件数」がそれぞれ56.1%、21.2%であった。政府出損（研）の「年度別出願件数」と「特許登録件数」の利用率は100.0%と最も高かった。

[図3.22] 知的財産の基礎統計情報の利用率



政府、又は民間が提供する知的財産情報システムの利用度を見ると、まず「政府が提供する知的財産情報システムを利用している」との回答率が72.8%であり、利用している機関の平均利用度（5点満点）は3.9点であった（[図3.23]）。特に、政府出損（研）の100.0%が情報システムを利用していると答えた一方、その他公共（研）は66.2%が利用していると答え、利用率が最も低かった。主に利用する政府提供情報システムは「KIPRIS」が97.6%と最も高かった。

[図3.23]各機関の知的財産情報システムの利用



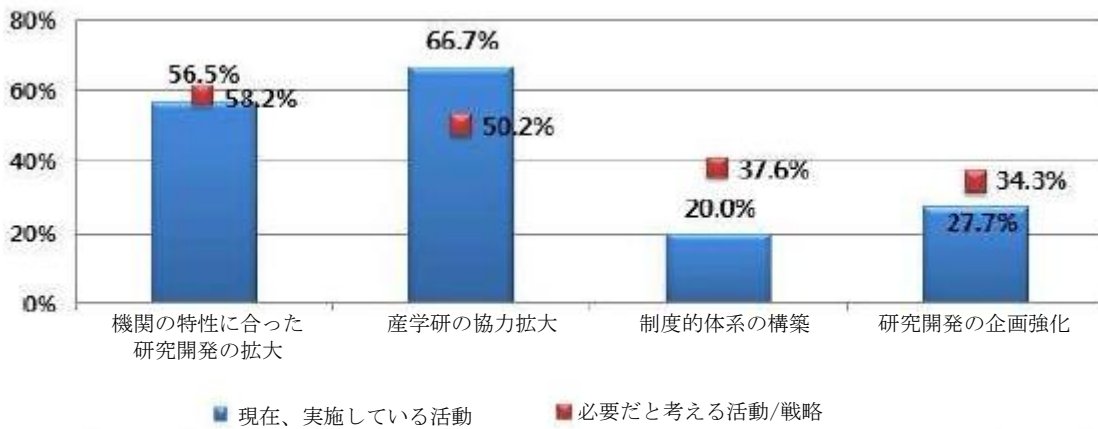
次に、「民間が提供する知的財産情報システムを利用している」と答えた比率は39.9%とやや低く、これを利用している機関の平均利用度も3.3点で相対的に低かった。やはり政府出損(研)の利用率が100.0%と最も高く、私立大学の利用率は31.3%と最も低かった。主に利用する民間提供情報システムは「WIPS」が89.5%と最も高かった。

2. 知的財産創出のための研究開発活動及び今後の戦略

優秀な知的財産創出のための戦略として、大学及び公共(研)の66.7%が「産学研協力による共同・委託研究開発を拡大している」と答えた([図3.24])。また「機関の特性に合った研究開発の課題を発掘し、機関が自主的に研究開発への投資を拡大している」と答えた比率も56.5%であった。一方、優秀な知的財産創出のための方策として「研究開発の企画において市場の需要を反映できる制度的体系を構築している」と答えた比率は20.0%に過ぎなかった。

機関類型別に見ると、国公立大学、私立大学の場合は産学研協力による共同・委託研究開発を拡大しているという比率が最も高かった。政府出損(研)の場合は該当比率が最も低い一方、機関の特性に合った研究開発の課題を発掘し、機関が自主的に研究開発への投資を拡大しているという回答と、中型・大型・重要課題において優秀な特許を創出するための研究開発の企画を強化しているという回答がそれぞれ81.8%と非常に高かった。また、研究開発の企画において市場の需要を反映できる制度的体系を構築している比率も政府出損(研)が45.5%で、他の機関類型に比べて高かった。その他公共(研)は機関の特性に合った研究開発の課題を発掘し、機関が自主的に研究開発への投資を拡大する戦略を取るという回答が最も高かった。

[図3.24] 優秀な知的財産創出のための活動及び戦略



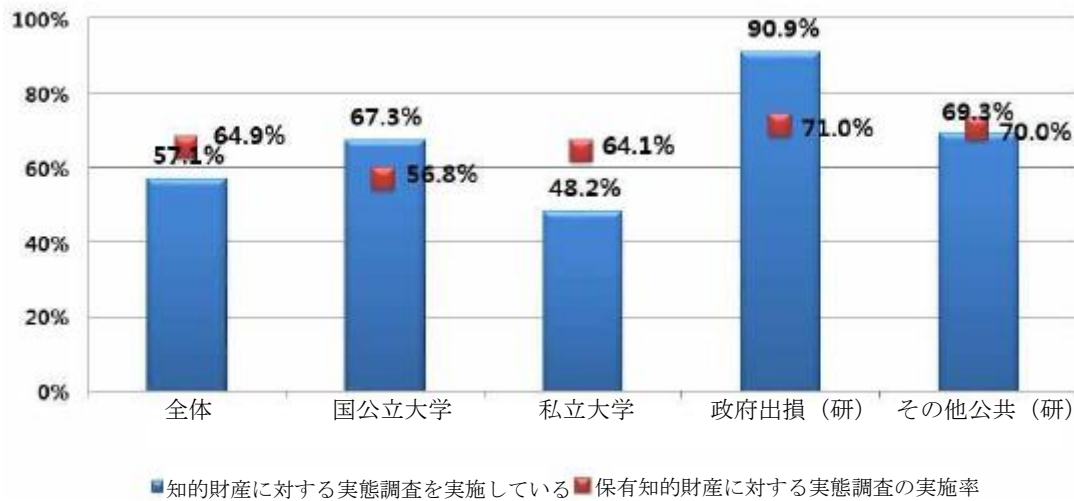
注：複数回答

一方、現在実施しているかどうかとは関係なく優秀な知的財産を創出するために必要だと考える活動や戦略は、機関の特性に合った研究開発の課題を発掘し、機関が自主的に研究開発を拡大することだと答えた比率が58.2%と最も高かった。産学研協力による共同・委託研究開発の拡大が50.2%、研究開発の企画段階で市場の需要を反映できる制度的体系の構築が37.6%と、それぞれ必要性が認識されていることが分かった。一方、中型・大型、重要課題において優秀な特許を創出するための研究開発の企画強化が必要だと答えた比率は34.3%と最も低かった。

3. 保有知的財産に対する実態調査の状況

保有する知的財産に対して実態調査（評価）を実施している大学・公共（研）の比率は57.1%で、これら機関は、保有する知的財産の平均64.9%に対して実態調査を実施していることが明らかになった（[図3.25]）。機関類型別に見ると、政府出損（研）の90.0%が知的財産に対する実態調査を実施し、保有知的財産の平均71.0%に対して実態調査を実施していた。国公立大学の場合、知的財産に対する実態調査の実施率は67.3%と平均より高い水準であるが、保有知的財産に対する実態調査の実施率は56.8%と平均より低い水準であった。私立大学の場合、48.2%のみ知的財産に対する実態調査を実施しており、保有知的財産に対する実施率は64.1%であった。

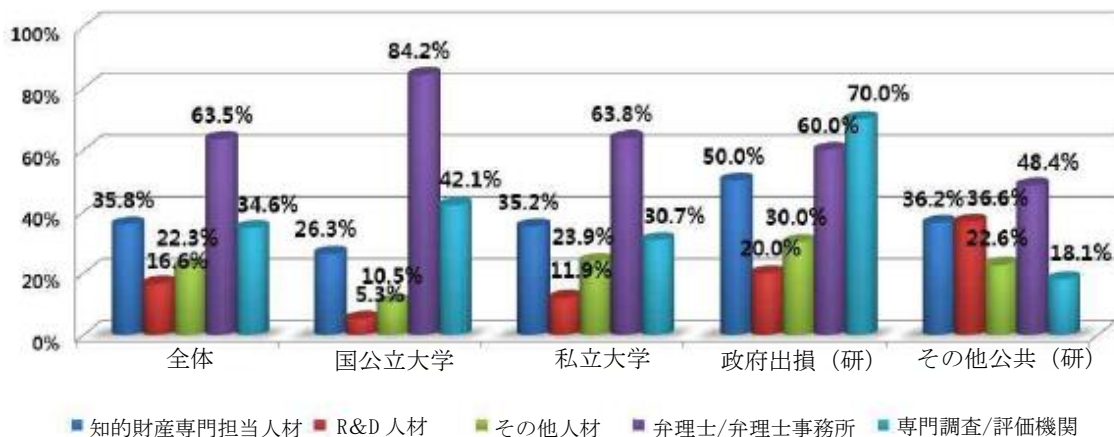
[図3.25] 知的財産に対する実態調査の実施状況



注：実施率は知的財産に対する実態調査を実施している機関が保有する知的財産に対する実態調査の実施率の平均値

知的財産に対する実態調査を実施している場合、弁理士や弁理士事務所に依頼している比率が63.5%と最も高く、知的財産専門担当人材が実施、あるいは専門調査/評価機関に依頼しているという回答はそれぞれ35.8%と34.6%であった（[図3.26]）。すなわち、専門性が要求される分野に対しては外部機関を利用すると同時に、特許の維持/放棄の決定など、機関レベルの戦略的判断が必要な分野に対しては内部の専門人材による実態調査を併行して行う戦略を取っていると分析できる。

[図3.26] 知的財産に対する実態調査を実施している場合、その担当者



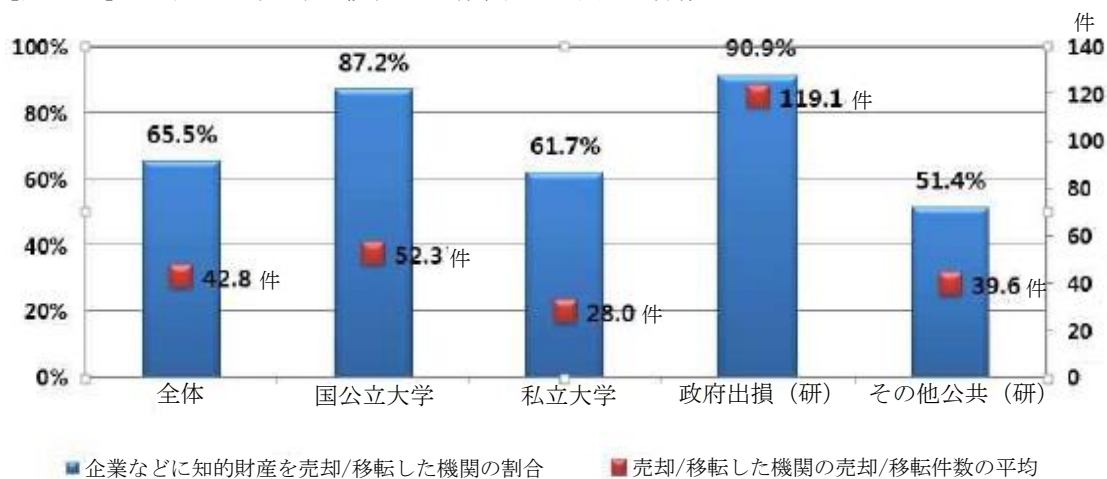
注：知的財産に対する実態調査を実施する機関を基準とする（複数回答）

4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2017年一年間で1件以上の知的財産を企業などに売却/移転した大学及び公共（研）の比率は65.5%で、この機関の知的財産権の売却/移転件数の平均は43.3件⁴⁶であった（[図3.27]）。

機関類型別に見ると、政府出損（研）の90.9%が平均119.1件の知的財産を売却/移転し、国公立大学の87.2%が平均52.3件の知的財産を売却/移転したことが分かった。一方、海外に1件以上の知的財産を売却/移転した機関の比率は8.9%で、この機関が海外に売却/移転した知的財産は平均2件であった。

[図3.27] 知的財産を売却・移転した機関の比率及び件数

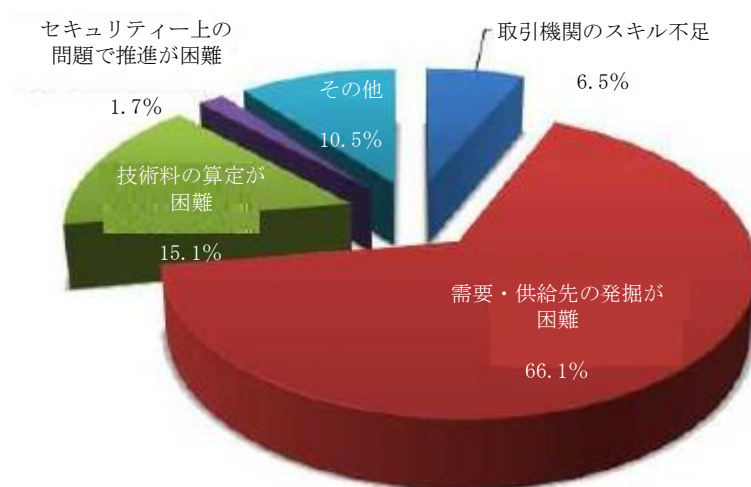


注：件数は知的財産を売却・移転した企業の売却・移転された知的財産件数の平均値

知的財産の売却/移転を妨げる障壁に関する質問では、大学・公共（研）の66.1%が「需要-供給先の発掘が困難」を主な要因として挙げた（[図3-28]）。信頼できる評価機関の不在により、「技術料算定が困難」（15.1%）、「取引機関のスキル不足」（6.5%）との意見もあった。

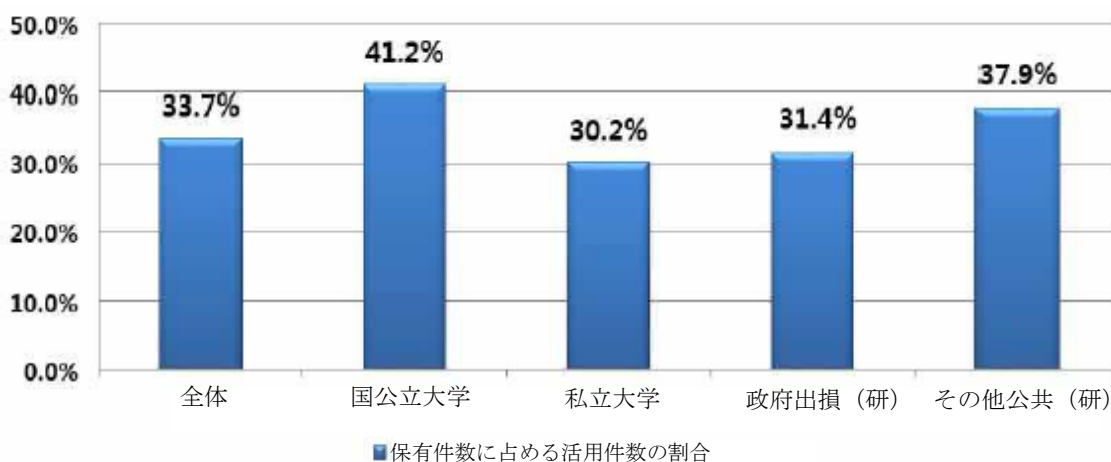
⁴⁶ 機関全体の平均は 28.4 件

[図 3.28] 知的財産の売却/移転を妨げる障壁



一方、大学及び公共（研）が 2017 年に産業財産権の有償実施許与/売却によって得た金銭的成果は、平均 4 億 1,925 万ウォンであった。機関類型別に見ると、政府出損（研）の平均が 30 億 9,810 万ウォンで、他の機関に比べて非常に高かった。ノウハウだけを実施許与/売却することで得た大学・公共（研）の金銭的成果は、平均 1 億 3,700 万ウォンであり、政府出損（研）が得た成果は平均 4 億 550 万ウォンと最も高かった。

[図3.29] 特許権の保有件数に占める活用件数の割合

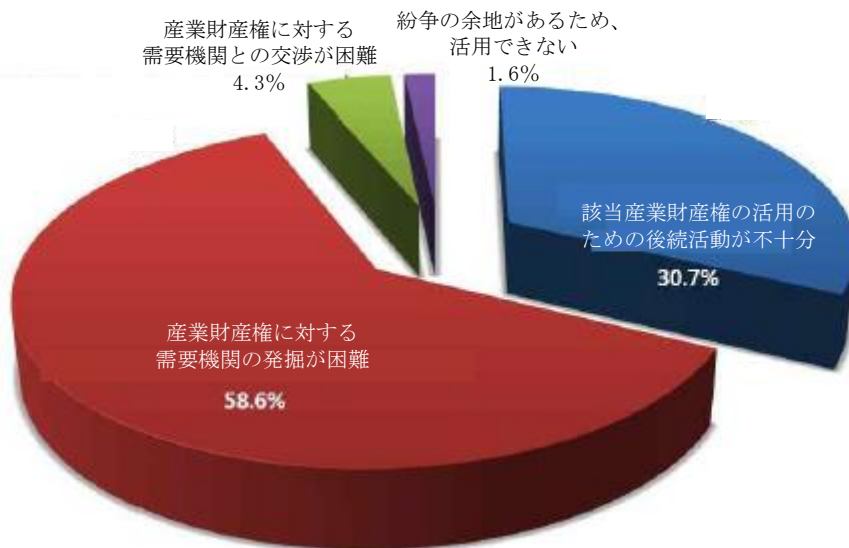


注：回答企業が保有する特許の件数に占める活用件数の割合

大学・公共（研）が保有する特許の活用率⁴⁷は 33.7%であった（[図 3.29]）。これは、機関が保有する特許権に占める 1) 外部機関に移転、2) 実験室/研究院での起業などに活用、3) 技術出資会社などに現物出資された特許件数を合算⁴⁸した比率を意味する。特許の活用率は国公立大学 41.23%、その他公共（研）37.9%、政府出損（研）31.4%の順で、私立大学による特許の活用率が 30.2%と最も低かった。

特許権を活用していない理由としては「産業財産権に対する需要機関の発掘が困難」だと指摘した比率が 58.6%と最も高く、「該当産業財産権以外に後続活動が不十分だ」と答えた比率が 30.7%であった（[図 3.30]）。その他、産業財産権に対する需要機関との交渉が困難」 4.3%、「紛争の余地があるため、活用できない」1.6%などがあつた。

[図3.30] 特許権を活用しない理由



⁴⁷ 企業の場合、生産活動や技術移転などには直接活用しないが、戦略的目的（核心技術の防御、特許訴訟防止、国レベルの必要性など）で保有、活用する特許が存在するため、これを反映して活用率と事業化率を区分する。しかし、大学・公共（研）の場合はこのような差がほとんどないため、活用率と事業化率を同じ意味として扱う。

⁴⁸ 一つの特許が技術実施、起業、現物出資などの様々な類型で同時に活用されている場合、機関の回答によってダブルカウンティング（double counting）される可能性がある。ちなみに、大学・公共（研）の保有特許のうち、国内企業と共同出願した特許は該当企業で活用されたものを含めた。ただし、活用の主体を「大学・公共（研）」に限定する「狭義の活用率」という側面で見るとはこれを含めにくい。特許の「活用」という「広義の活用率」という側面では共同出願企業で活用している特許を活用件数に含めることができると解釈できる。

5. 知的財産の効果的な創出及び活用に必要な政策支援

大学及び公共（研）の効果的な知的財産創出のために、「研究者などを対象にした知的財産権関連教育の支援」が必要だと答えた比率は67.9%と最も高かった（[表3.8]）。特に、政府出損（研）を除くすべての機関で該当政策支援に対する需要が最も高かった。政府出損（研）の場合は「多様な技術分野に対する特許マップ構築の支援」に対する需要が81.8%と最も高かった。その他、国公立大学は「特許情報の活用拡散事業の拡大」及び「専門家派遣、知的財産権コンサルティング事業の拡大」などの政策支援が必要だと答えた比率も68.8%と高かった。

[表3.8] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出損（研）	その他 公共（研）
研究者などを対象にした知的財産権関連教育の支援	67.9%	68.8%	64.3%	72.7%	80.0%
専門家派遣、知的財産権コンサルティング事業の拡大など、大学と公共（研）の知的財産権創出活動の支援	63.0%	68.8%	61.5%	54.5%	68.4%
特許情報の活用拡散事業の拡大など、踏み込んだ先行特許調査と特許情報活用の支援	62.8%	68.8%	61.4%	54.5%	67.4%
多様な技術分野に対する特許マップ構築の支援	61.3%	58.2%	60.4%	81.8%	57.7%
職務発明補償制度を導入するか、補償水準を拡大できるように支援	59.7%	54.6%	57.4%	72.7%	67.4%

注：（%）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で〔（4点か5点と答えた企業数）/（回答機関数）〕×100（%）

一方、効果的な知的財産活用のための政策支援としては国内大学及び公共（研）の76.6%が「技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援」が必要だと答えた（[表3.9]）。次いで「保有特許技術に対する価値評価の支援」に対する政策需要が74.4%であった。

[表3.9] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
技術移転関連マーケティング 及びコンサルティング支援	76.6%	75.9%	72.8%	90.9%	86.2%
保有特許技術に対する 価値評価の支援	74.4%	72.3%	71.6%	90.9%	80.0%
特許技術取引、流通システムの 改善	64.7%	47.5%	66.6%	81.8%	63.0%
新技術事業化のための研究所 企業/実験室での起業の支援	58.7%	51.1%	58.1%	63.6%	65.2%
優秀技術の輸出支援	54.2%	61.7%	55.1%	63.6%	39.9%

注：（％）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で〔（4点か5点と答えた企業数） / （回答機関数）〕×100（％）

すべての機関で、保有する特許技術に対する価値評価の支援及び技術移転に関わるマーケティング、コンサルティング支援が必要だという回答が最も高かった。特に、政府出捐(研)は「特許技術取引、流通システムの改善」に対する政策需要が81.8%と高かった。

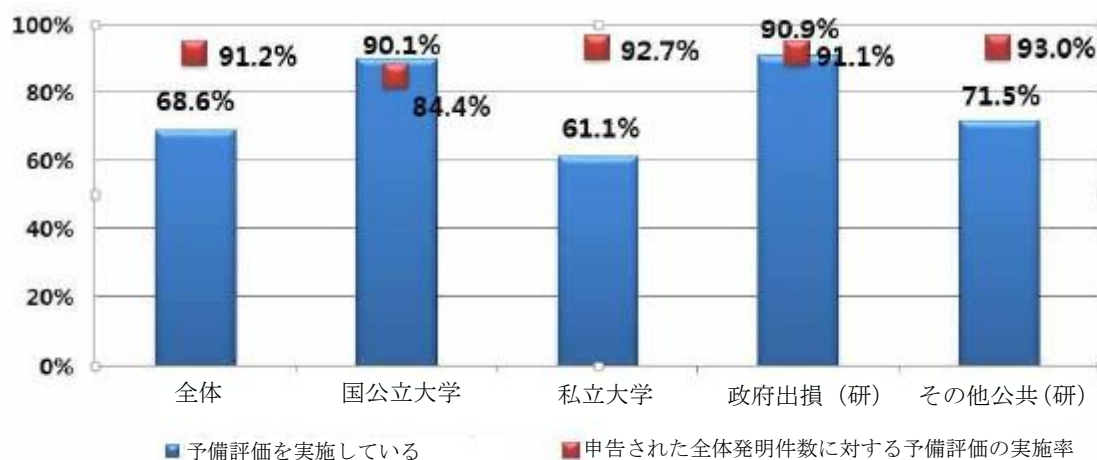
第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立ち、機関内で予備評価を実施している大学・公共（研）の比率は68.6%であった（[図3.31]）。機関類型別に見ると、予備評価の実施率は政府出損（研）90.9%、国公立大学90.1%であることが分かった。一方、予備評価の実施率が最も低い機関は私立大学で、61.1%に過ぎなかった。

予備評価を実施している大学・公共（研）では、申告された発明件数の平均91.2%に対して予備評価を実施していることが分かった。この比率はすべての機関類型で90.0%を上回り、その他公共（研）の場合、93.0%と最も高かった。その他公共（研）と私立大学の場合は予備評価を実施している機関の比率は低かったが、それらの実施機関では予備評価が非常に定例化しているとの分析が可能である。

[図3.31] 産業財産権の出願などに先立つ予備評価の実施率

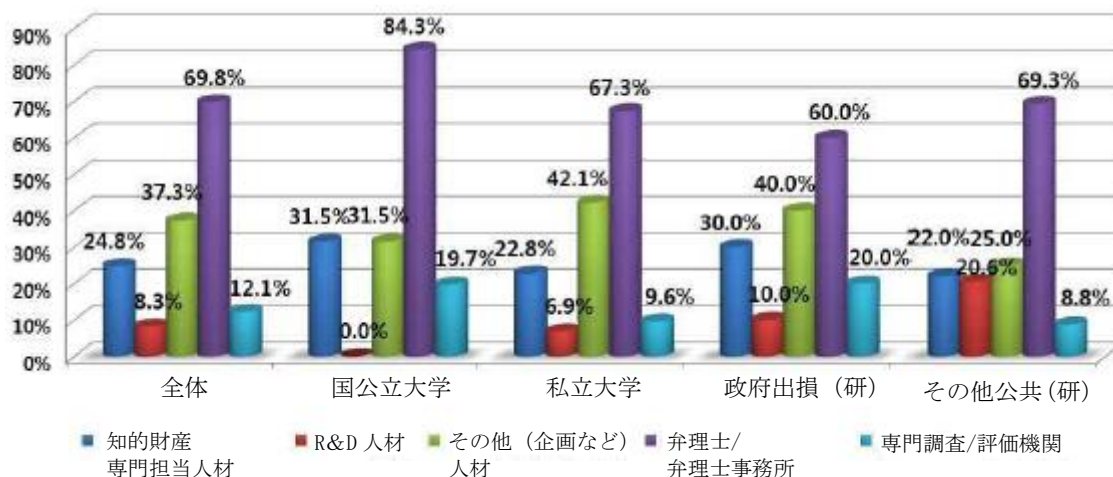


注：実施率は予備評価を実施する機関を基準とする

一方、予備評価実施機関の69.8%（70.5%）は弁理士/弁理士事務所に業務を依頼していると答えた（[図3.32]）が、その他（企画など）人材及び知的財産専門担当人材など内部人材による予備評価の実施率はそれぞれ37.4%と24.8%であった。専門調査/評価機関に委託する、あるいは内部のR&D人材が実施するとの回答率は、それぞれ12.1%、8.3%と低かった。すべての機関で弁理士/弁理士事務所と内部のその他人材及び知的財産専門担当人材によって予備評価が実施されているという状況は類似している。ただし、その他公共（研）の場合、R&D人材による実施率が2

0.6%と、他の機関類型に比べて相対的に高かった。企業の場合、R&D人材の予備評価への参加率が60.9%と非常に高い一方、技術のスペクトラムが相対的に広範囲な大学・公共（研）は外部人材に依存する傾向が強いと分析できる。

[図3.32] 予備評価を実施している場合、その担当者



注：予備評価を実施している機関を基準とする（複数回答）

2. 研究開発の成果保護戦略

[図3.33] 研究開発の成果保護戦略の活用率及び活用度

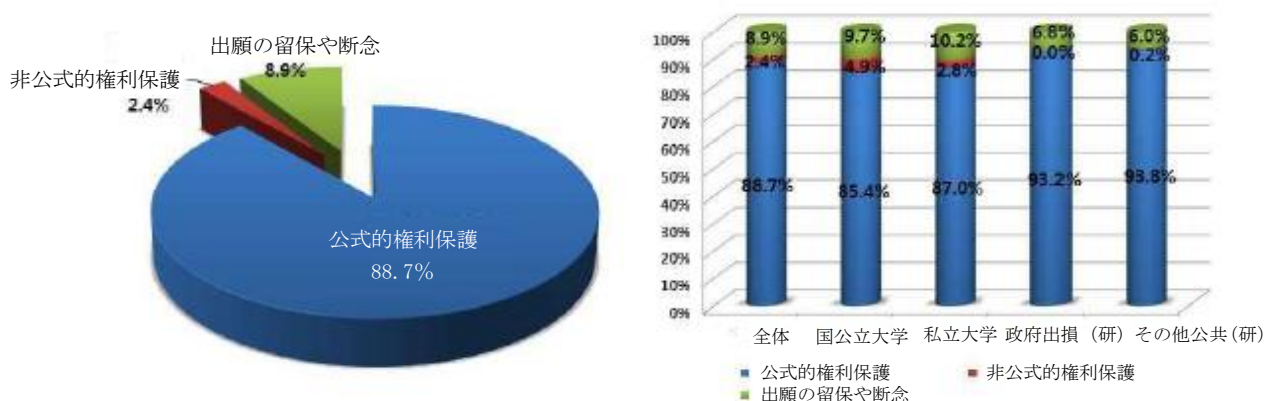


注：複数回答

研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略として特許など産業財産権の出願を活用すると答えた比率は全体の100.0%であった（[図3.33]）。また、機関内の営業秘密及びノウハウとして維持戦略と事業化を図る企業などと排他的契約を締結するという比率もそれぞれ76.1%と73.4%で高かった。

発明申告件数の中で予備評価などを経て産業財産権の出願など、公式的権利保護手続きを進めた比率は、[図3.34]を見れば分かるように、機関の平均88.7%であった。一方、8.9%が経済性、技術性不足などの理由で出願を保留や放棄しており、営業秘密・ノウハウなどの非公式的権利保護方式を選んだ比率は2.4%であった。すべての機関で公式的権利保護比率は高く、出願の保留や断念の比率も似たような水準を維持した。ただし、国公立大学と私立大学では非公式的権利保護の比率がそれぞれ4.9%と2.8%と、他の機関類型に比べて高く、出願の保留や断念の比率も相対的に高かった。

[図3.34] 公式的/非公式的権利保護の比率



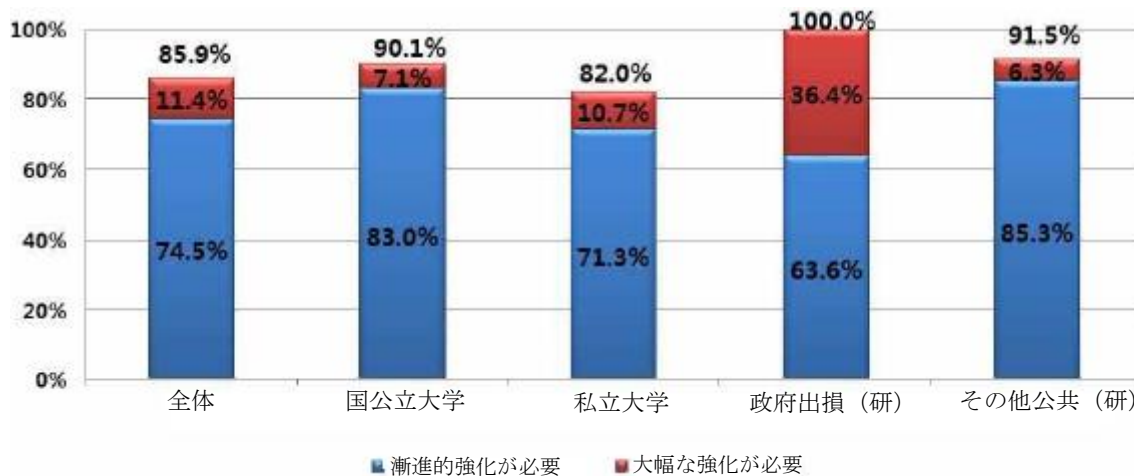
現在の国内知的財産保護水準⁴⁹に関して、今後強化する必要があるとの認識率は85.9%であった（[図3.35]）。大学・公共（研）の74.5%は「漸進的な強化が必要だ」と答えた一方、「大幅な強化が必要だ」は11.4%であった。

機関類型別に見ると、政府出損（研）の100.0%が国内の知的財産保護水準は強化が必要だと答え、このうち36.4%は「大幅な強化が必要だ」と答えるなど知的財産保護水準が非常に低いと認識していた。一方、私立大学の場合、知的財産保護水準の強化が必要だという回答は82.0%と相対的に低かった。多様な側面の知的財産活動に対する調査結果で他の機関類型に比べて、私立大学の活動がやや低調な点を考慮すると、このような知的財産保護

⁴⁹ 特許制度のように生み出された知的財産に権利を付与するシステムが効率よく運営されているかどうか、またこれによって成立した知的財産権が他人に侵害された時、これに対抗できる効率の良い行政・司法的措置がいかに備わっているかを意味する

水準に対する認識は知的財産活動が活発な機関類型において特に高いことが分かる。

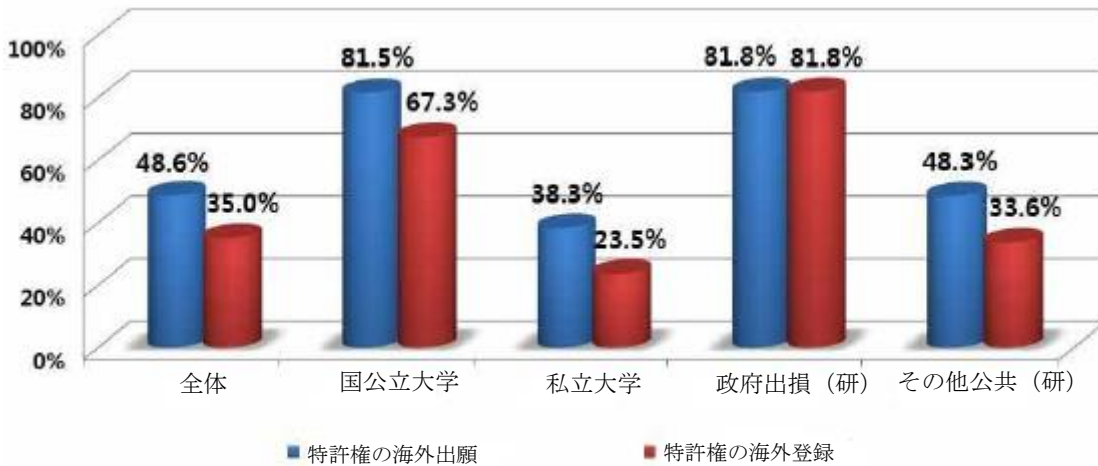
[図3.35]現在の国内知的財産保護水準に対する認識



3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

国内の大学・公共研究機関のうち、2017年に1件以上の特許権（PCT出願含む）を海外に出願した機関は48.6%であった（[図3.36]）。また、1件以上の特許権を個別国に登録した機関は35.0%であった。政府出損（研）は、PCTを含め特許権を海外に出願した比率が81.8%と最も高く、私立大学が38.3%と最も低かった。特許権以外にデザイン権と商標権を海外に出願した比率はそれぞれ0.5%と0.0%であった。

[図3.36] 特許権の海外出願率及び登録率



大学及び公共（研）の知的財産担当者の予想では、36.1%が2019年の知的財産権国内出願は2018年より特許権の出願を拡大するだろうと答えた一方、縮小すると答えた比率は8.1%に過ぎなかった（[表3.10]）。機関類型別に見ると、私立大学の40.4%が出願を拡大すると答えた一方、政府出損（研）は9.1%のみ出願を拡大すると答えた。特に、政府出損（研）は特許出願を縮小すると答えた比率が27.3%で、予備評価を強化して優秀な特許を選別して出願するために、選択と集中の戦略を取ろうという意図があると解釈できる。

[表3.10] 2019年の知的財産権出願計画（2018年比）

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出損 (研)	その他 公共 (研)
特許	縮小	8.1%	7.1%	6.5%	27.3%	6.3%
	拡大	36.1%	38.3%	40.4%	9.1%	29.5%
実用新案	縮小	6.1%	7.1%	6.5%	0.0%	6.3%
	拡大	12.3%	14.2%	14.0%	0.0%	9.4%
デザイン	縮小	6.1%	3.5%	7.2%	0.0%	6.3%
	拡大	15.6%	21.3%	17.8%	0.0%	9.4%
商標	縮小	8.0%	7.1%	9.5%	0.0%	6.3%
	拡大	10.5%	10.6%	10.4%	0.0%	15.7%

国内出願の増減に影響する要因として、大学及び公共（研）の63.1%⁵⁰が「研究開発への投資、又は予算の増減に伴う研究成果の変化」と答えた（[表3.11]）。また「産業財産権に対する成果評価の比重の変化、又は評価方向の変化⁵¹」を主な要因だと認識している比率も62.7%と高かった。機関外部の要因では出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権の創出支援制度など、「産業財産権出願の環境改善及び支援制度の強化」が出願の増減に影響を及ぼすという回答が54.1%と比較的高かったが、外部環境の要因よりは予算や実績評価といった機関内部の要因が機関の出願件数に及ぼす影響が大きいという認識が強かった。

[表3.11]国内における産業財産権出願の増減に影響する要因

要因		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐（研）	その他 公共（研）
内部 要因	研究開発への投資、又は予算の増減に伴う研究成果の変化	63.1%	59.5%	60.7%	81.8%	67.4%
	機関の産業財産権戦略の変化	53.6%	56.0%	50.4%	72.7%	55.8%
	産業財産権に対する成果評価の比重変化、又は評価方向の変化	62.7%	59.5%	54.5%	90.9%	85.3%
外部 要因	市場及び技術競争環境の変化	48.7%	52.5%	43.2%	81.8%	52.7%
	国内及び世界景気の変動	32.4%	34.7%	31.5%	36.4%	32.6%
	産業財産権出願の環境改善及び支援制度の強化	54.1%	48.9%	53.9%	54.5%	58.9%

4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定

国内大学・公共（研）は2017年一年間で知的財産の出願/審査/維持に平均5億594万ウォンを支出したことが分かった（[表3.12]）。機関類型別に見ると、政府出資（研）の知的財産権経費の支出額が平均25億5,167万ウォンと最も多く、その他公共（研）が6億3,085万ウォン、私立大学が2億3,815万ウォンを支出したことが分かる。

費用の構造を見れば、大学・公共（研）は平均的に海外出願/審査、維持費用より国内出願/審査、維持費用により多くの金額を支出していたことが分かった。海外出願/審査/維持に

⁵⁰ 重要度において、「高い」と「中間より高い」を選択した比率を比較する。

⁵¹ 論文などその他の成果に比べて、産業財産権の実績を評価する比率を拡大や縮小すること、量的成果評価を避け、質的成果評価を目指すなど

必要な費用が国内に比べて非常に高いということを考慮すると、国内特許に集中したということである。機関類型別に見ると、国公立大学、私立大学、その他公共（研）は国内での知的財産権費用が海外での知的財産権費用に比べて多く、特に、私立大学とその他公共（研）は海外特許の維持に非常に少ない金額を支出することが分かった。一方、政府出捐（研）は国内特許より海外特許に支出した金額がより多い。これは、他の機関類型に比べて優秀な特許に対する海外出願などへの支援に積極的に取り組んだと分析できる。

[表3.12] 知的財産の出願・審査・維持費用

単位：万ウォン

	国内		海外		出願・審査・ 維持費用の 合計
	出願・審査	維持費用	出願・審査	維持費用	
全体	1億7,163万	1億2,929	1億3,476	7,025	5億594
国公立大学	2億1,485	1億720	1億5,300	4,738	5億2,243
私立大学	1億1,095	5,346	5,944	1,430	2億3,815
政府出捐（研）	5億6,818万	4億2,364	8億8,046	6億7,939	25億5,167
その他公共（研）	1億9,901	3億1,897	7,964	3,323	6億3,085

5. 効果的な知的財産保護に必要な政策支援

国内大学及び公共（研）は効果的な知的財産保護のために、「出願前、又は出願後、知的財産の評価費用の支援」と「産業財産権の出願と登録に必要とされる費用の減免」が必要だと答えた比率がそれぞれ77.9%と75.2%であった（[表3.13]）。また「企業などとの共同/委託研究契約における不平等契約防止のためのガイドライン及び広報」が必要だと答えた比率は67.0%であり、特に、その他公共（研）の回答率は85.3%と、これに対する政策需要が比較的高かった。

[表3.13] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
出願前、又は出願後、 知的財産の評価費用の支援	77.9%	75.9%	77.1%	81.8%	80.9%
産業財産権の出願と登録に 必要とされる費用の減免	75.2%	76.6%	76.1%	81.8%	67.4%
企業などとの共同/委託研究契約に おける不平等契約防止のための ガイドライン及び広報	67.0%	58.9%	62.4%	81.8%	85.3%
海外出願に関する情報提供	52.4%	52.5%	52.7%	36.4%	58.9%

注：（％）は5点満点（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で[（4点か5点と答えた企業数） / （回答機関数）] × 100（％）

第4章

韓国¹⁾の知的財産活動の年度別傾向

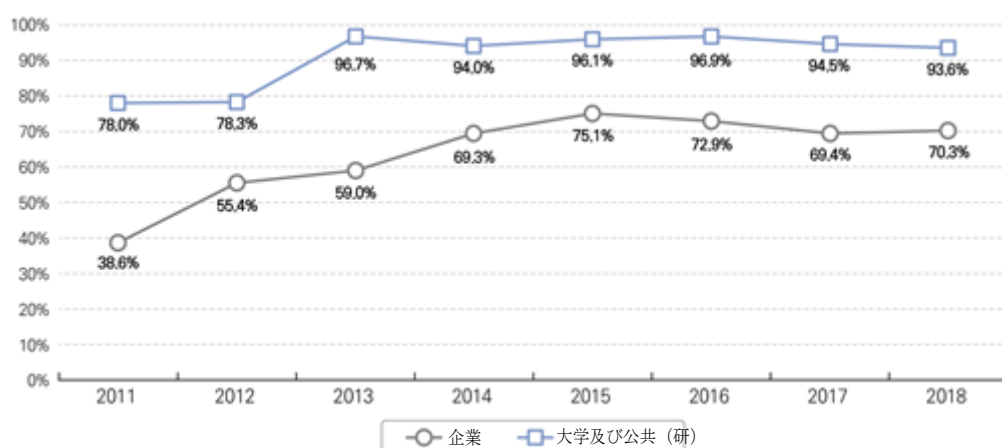
1. 知的財産組織及び人材の専門性強化
2. 企業と大学・公共（研）の知的財産先行活動
3. 企業の知的財産導入戦略の変化
4. 知的財産の活用及び事業化活動の強化
5. 知的財産保護戦略の変化

第4章 韓国の知的財産活動の年度別傾向

本章では知的財産活動の主要項目に対する年度別推移を比較し、国内企業及び大学・公共（研）による知的財産のインフラ、特許基盤の知的財産活動、創出及び活用、保護などの活動がどんな方向に変化しているかについて調査した⁵²。

1. 知的財産組織及び人材の専門性強化

[図4. 1] 知的財産担当組織の保有率の推移



知的財産担当組織の保有率の年度別推移は[図4. 1]のとおりで、2011年以降、知的財産担当組織を保有する企業と大学・公共（研）の比率は増加してきた。しかし、過去5年間の知的財産担当組織の保有率は、企業は70%前後、大学・公共（研）は94%前後と、大きな変動がないため、安定した段階に到達したと分析できる。毎年、調査母集団の数が増加するにつれて知的財産担当組織を持たない企業及び大学・公共（研）が調査母集団に追加されている可能性が存在するなか、担当組織の保有率が似たような水準で維持されているというのは、知的財産の重要性に対する認識が広がり、一定水準以上の知的財産の管理インフラが整ってきたことを示していると言える。

知的財産専門担当人材を保有する企業と大学・公共（研）の比率は5年連続で増加しており、

⁵² 2017年度までは知的財産活動実態調査報告書に主要項目別の年度別傾向結果を「特許、実用新案2件（年平均1件）以上を出願した企業及び大学・公共（研）」に対する「2010年度基準の母集団（既存母集団）」の推定値を中心に記述してきたが、本報告書からは母集団の基準が変更された2011年調査結果から年度別推移を分析するため、現在の母集団に対する推定値に報告書の技術方式を変更した。

組織内の専門人材による知的財産管理の重要性が高まっていると解釈できる（〔図4.2〕）。企業の知的財産担当組織の保有率は2011年前後に上下していたが、2014年以降は増え続けている。大学及び公共（研）も小幅で増減していたが、2012年以降は持続的に増加している。

〔図4.2〕専門担当人材の保有率及び専門担当人材数の推移

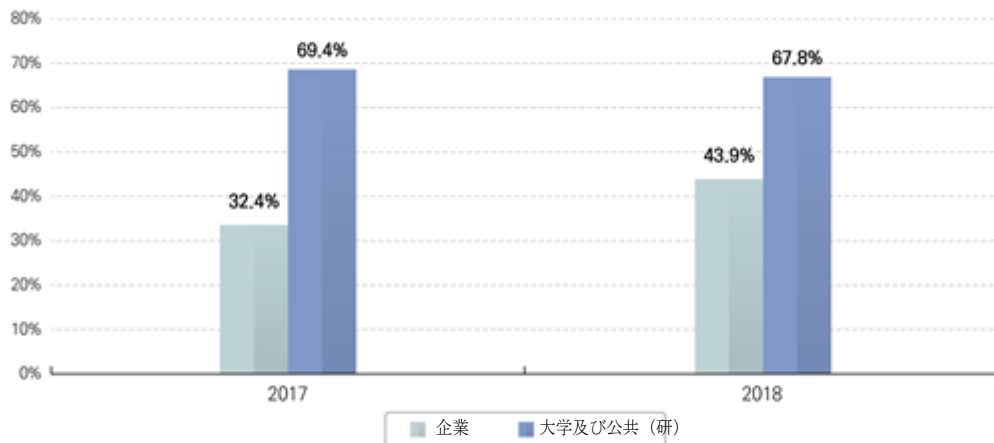


知的財産関連業務のみを専門的に行う知的財産専門担当人材の平均人材数は過去5年間、企業は減少傾向、大学・公共（研）は増加傾向にある。ただし、2018年の調査結果では企業の知的財産専門担当人材数の平均が1.6人、大学・公共（研）は平均4.7人と前年水準を維持していることが分かった。前述のとおり知的財産担当組織の保有率は横ばい状態を維持している一方、大学・公共（研）では人材を持続的に補充しようとする動きがあると判断できる。企業の場合、知的財産専門担当人材の平均人材数は維持している一方、2018年に知的財産専門担当人材を採用すると答えた企業の比率は10.3%と前年に比べて増加した。特に、2017年一年間で企業が支出した知的財産担当者にかかる人件費及び教育費は、前年に比べて約1.5倍増加するなど、知的財産専門担当者の重要性について認識していると判断できる。

知的財産担当人材を対象に職務教育を実施している比率は、企業の場合、2016年の32.4%から2017年には43.9%へと増加し、大学及び公共（研）の場合、69.4%から67.8%へと小幅で減少した（〔図4.3〕）。希望する職務教育の内容として企業の場合、「特許情報分析方法（特許マップ）」、「営業秘密保護」に関する需要が2017年にそれぞれ26.5%、20.8%であったが、2018年には35.7%、23.9%へと増加した。大学及び公共（研）の場合は「特許情報検索」、「特許紛争（訴訟）」に関する教育に対する要請がそれぞれ2017年度の52.3%、27.5%から2018年には56.0%、29.3%へと増加した。企業の場合、より実務的な職務

教育を通じて保有する知的財産を保護したいと考え、大学及び公共（研）の場合は知的財産を戦略的に活用する過程で発生する問題を管理し解決する過程などに関して、より適切な職務教育を必要としているとみられる。

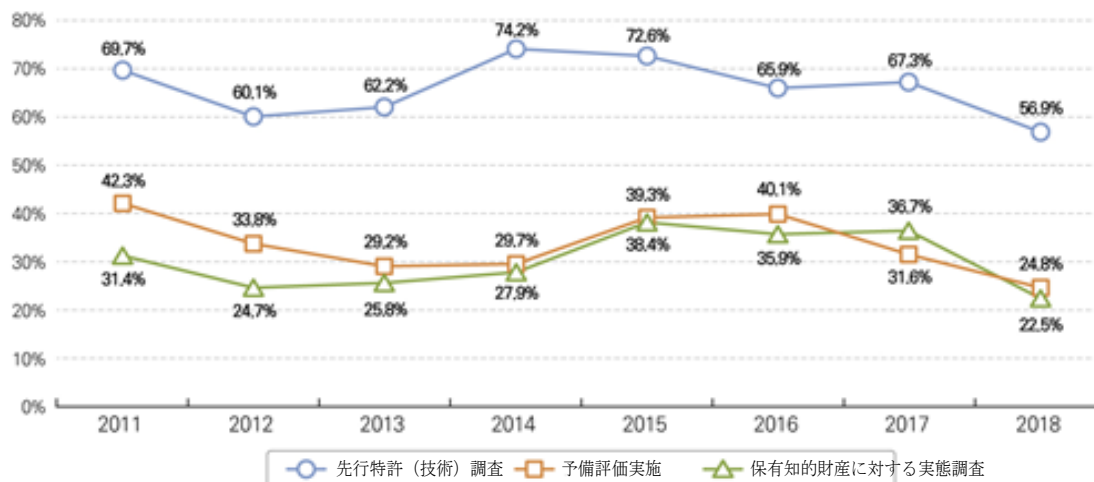
[図4.3] 知的財産担当人材に対する職務教育の実施状況



2. 企業と大学・公共（研）の知的財産先行活動

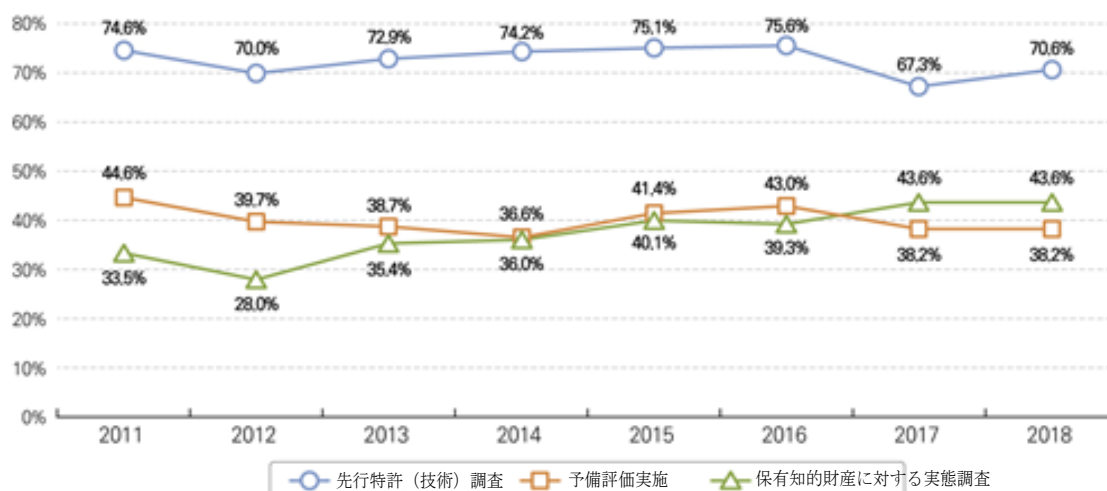
先行特許（技術）調査、出願前の予備評価、保有知的財産に対する実態調査など、特許先行活動を実施していると答えた母集団企業の比率を年度別に見ると、[図4.4]のとおり2011年以降は全般的に減少傾向にある。特に、先行特許（技術）調査を実施している企業の比率は、2014年以来、5年間減少してきており、予備評価の実施率も2016年の43.1%から減少したことが分かった。保有知的財産に対する実態調査の実施率も2016年に38.4%とピークを迎え、その後減少して2018年の調査では最低水準（22.5%）となった。

[図4.4] 企業の先行活動実施率の推移



ただし、母集団のうち、特許、実用新案を年平均1件以上出願している企業を中心に、このような先行活動を実施する比率の推移を見ると、[図4.5]のように過去5年間でやや増減してきたが、一定水準を維持する傾向が確認できる。ただ、保有知的財産の実態調査を実施している企業の比率は2012年以降むしろ少しずつ増加している傾向にある。このように、母集団の推移と特許、実用新案を出願する企業の推移に違いが生じる理由は、母集団のうち、特許、実用新案を出願する企業の割合が次第に減っているためだと分析できる。すなわち、特許出願件数が多くない企業では先行特許（技術）調査、発明申告に対する継承及び出願を決める予備評価、知的財産に対する実態調査など、特許基盤の活動を戦略的に行っていないことが分かり、この主因は担当人材の不足及び費用負担にあるとみられる。

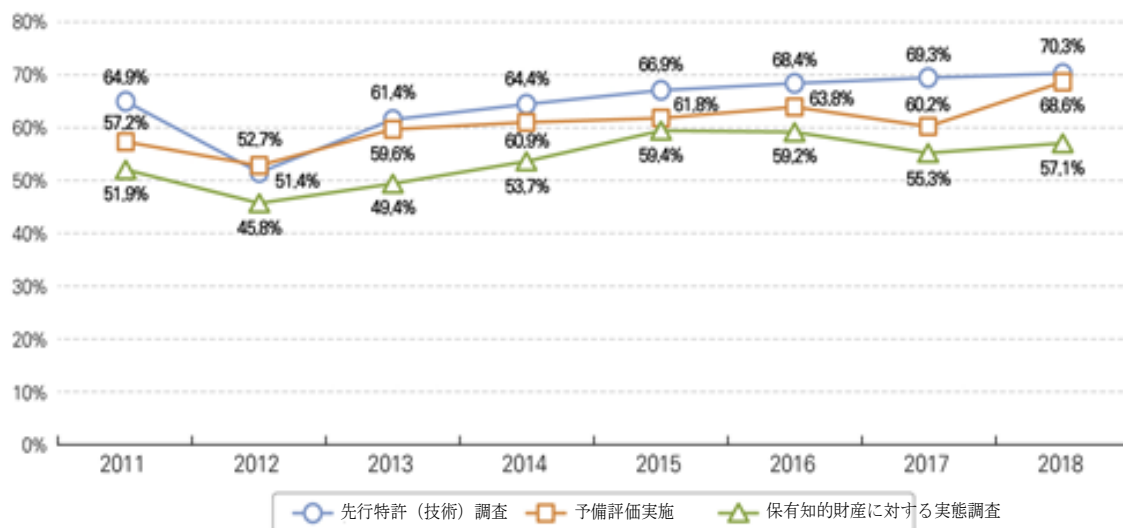
[図4.5] 特許、実用新案出願企業の先行活動実施率の推移



大学・公共（研）の場合は先行特許（技術）調査、出願前の予備評価、保有知的財産に対

する実態調査など、特許先行活動を実施していると答えた機関の比率が2012年以降、小幅増減しているが、全般的に増加傾向を見せている（〔図4.6〕）。

〔図4.6〕大学及び公共（研）の先行活動実行率の推移

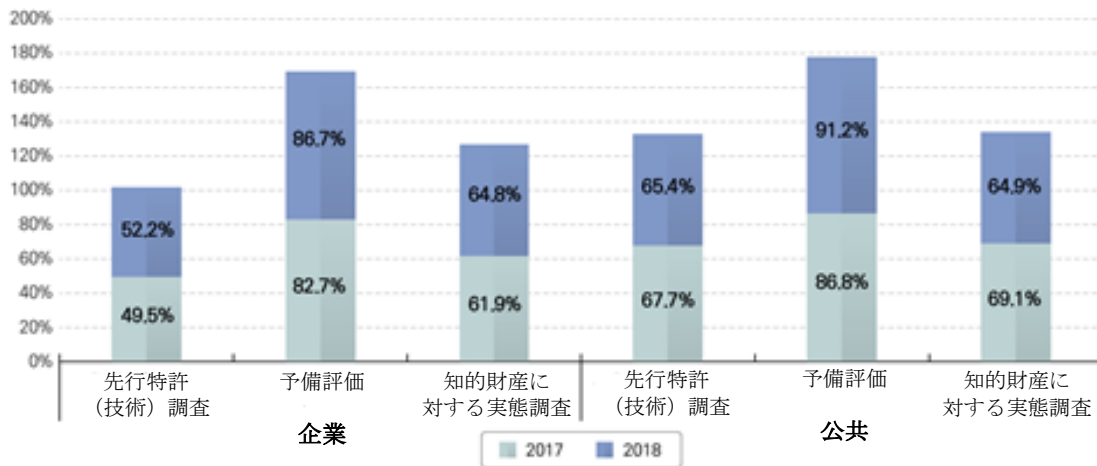


特に、先行特許（技術）調査を実施する機関の比率と発明申告前に予備評価を実施する機関の比率は、2018年にそれぞれ70.3%と68.6%となり、最高値を記録した。保有知的財産に対する実態調査の比率も2017年には減少したが、2018年には増加傾向に転じた。一方、大学・公共（研）は母集団機関のほとんど（273のうち256）が特許、実用新案を年平均1件以上出願しているため、企業のように特許、実用新案出願機関を中心にした母集団の推定値と母集団の推定値の年度別推移はほぼ変わらない。

大学・公共（研）の先行特許（技術）に対する調査率は企業と似たような水準であるが、企業の予備評価と知的財産に対する実態調査の実施率は50%以下に留まっている一方、これを実施する大学・公共（研）の比率は相対的に高い。

次に、先行特許（技術）調査、予備評価、知的財産に対する実態調査を実行している企業と大学・公共（研）の特許基盤活動の実行状況、すなわち、「研究開発の課題に対する先行特許（技術）調査の実施率」、「発明件数に占める出願前の予備評価の実施率」、「保有知的財産に対する実態調査の実施率」の2年間の推移は〔図4.7〕のとおりである。2018年の調査で先行特許（技術）調査を実施する機関のうち、研究開発の課題に対して先行特許（技術）を調査した比率は、企業は前年より増加した一方、大学・公共（研）は小幅で減少した。また、予備評価実施機関のうち、発明申告件数に占める予備評価の実施率は企業と大学・公共（研）とも前年に比べて増加した。最後に保有知的財産に対する実態調査実施機関のうち、保有する知的財産権に対する実態調査（評価）の実施率は、企業64.8%、大学・公共（研）64.9%と似たような水準であった。

[図4.7] 研究開発の課題、発明、保有知的財産に対する実施率の変化



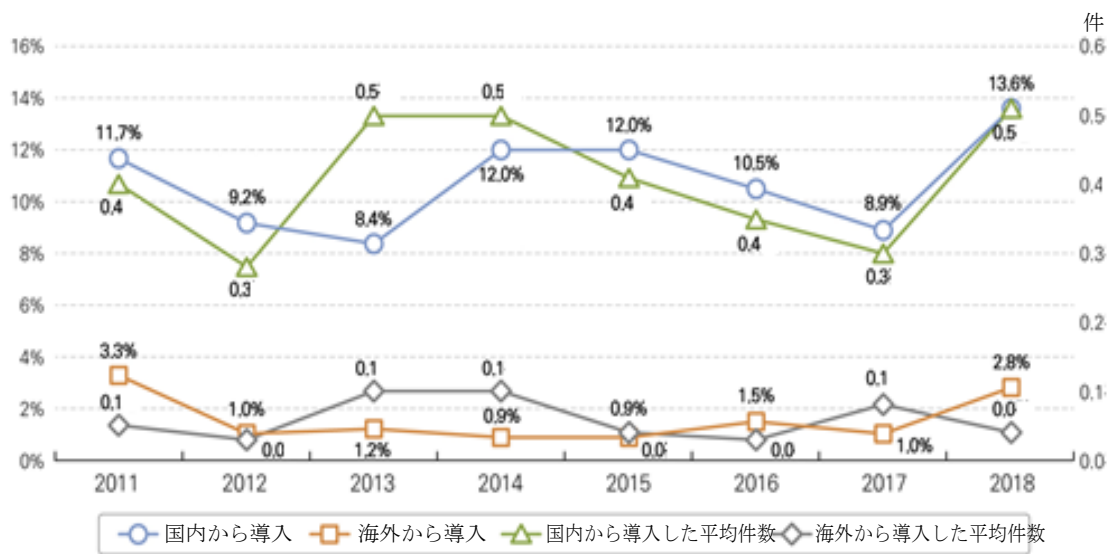
企業の特許基盤活動の実施状況と比べれば、大学・公共（研）の先行特許（技術）調査を実施する研究開発課題の比率、予備評価を実施する発明件数の比率、実態調査を実施する知的財産の比率が相対的に高い。大学・公共（研）は研究開発の初期段階から戦略的に知的財産を管理するための努力を強化したとみられる。

3. 企業の知的財産導入戦略の変化

一年間、国内外などから知的財産を導入した企業の比率は[図4.8]のとおりである。図からも分かるように、年度によって明確な傾向は見られず、ここ数年間増減を繰り返していたが、2017年一年間で国内及び海外から知的財産を1件以上導入した企業の比率が急増するなど、知的財産の導入に積極的になった。ここから、企業の国内知的財産の導入率は2017年まではやや減少していたが、2018年の調査では急騰したことが分かった。同じように海外から知的財産を導入した企業の比率も2018年に増加した。

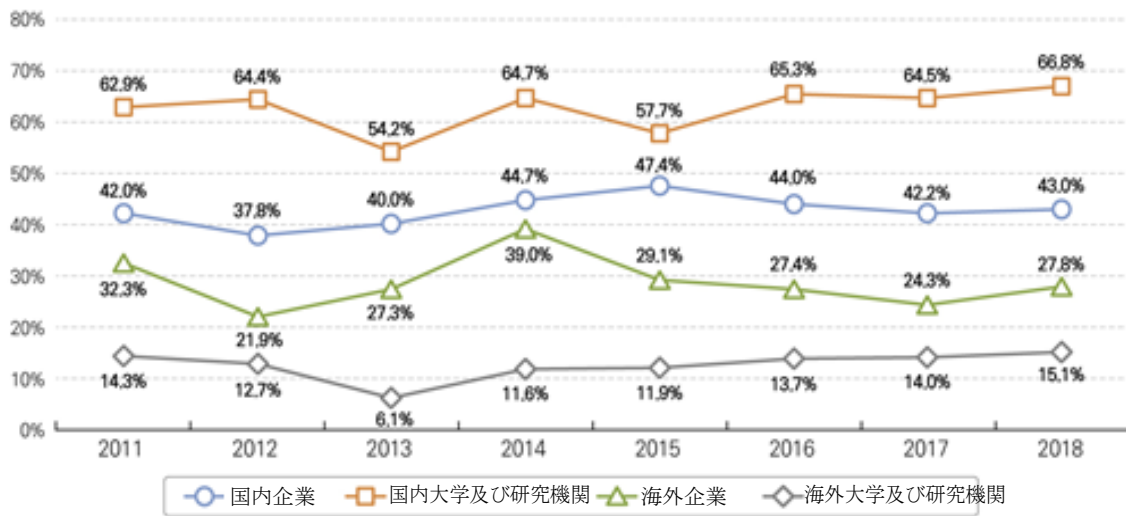
2015年から2017年までの3年間、企業が知的財産を導入した主なチャンネルは国内の大学及び研究機関が12.4%、国内企業9.5%、海外企業2.7%、海外大学及び研究機関0.9%の順であった。

[図 4.8] 企業の知的財産導入の推移



知的財産導入を拡大すると答えた企業が導入を希望する技術の出所に関連する年度別推移は[図 4.9]のとおりである。実際に企業が知的財産を導入した主なチャンネルとは異なり、企業が今後、知的財産導入を希望するチャンネルは、国内大学及び研究機関>国内企業>海外企業>海外大学及び研究機関の順であった。2015年から国内大学及び研究機関と海外大学及び研究機関を通じて知的財産を導入すると答えた比率は、年度別に次第に増加している。一方、同期間、国内企業と海外企業から知的財産の導入を希望する企業の比率はやや落ちている傾向にあることが分かる。企業間で知的財産の導入/売却を議論する過程で発生可能なリスクだけでなく、必要な情報の共有及び検討などに関する負担が存在すると予想されるため、企業は国内外の大学及び研究機関から知的財産を導入することを希望していると解釈できる。

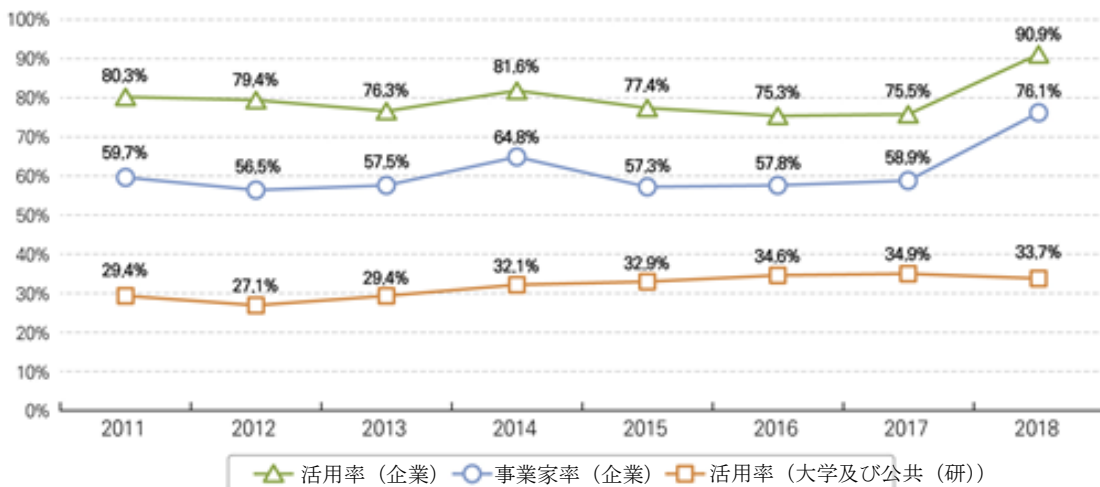
[図4.9] 知的財産の導入拡大方向の変化



4. 知的財産の活用及び事業化活動の強化

回答したすべての企業及び大学・公共（研）が保有する特許に占める活用されている特許の比率（特許活用率）の年度別推移は[図4.10]のとおりである。2018年に調査された企業の特許活用率と事業化率（防御目的の特許は除く）はそれぞれ90.9%、76.1%で、2011年以降、最高値を記録した一方、大学・公共（研）は特許活用率が減少するなど、未活用特許が増加したことが分かった。

[図4.10] 全体特許保有件数に占める活用率及び事業化率

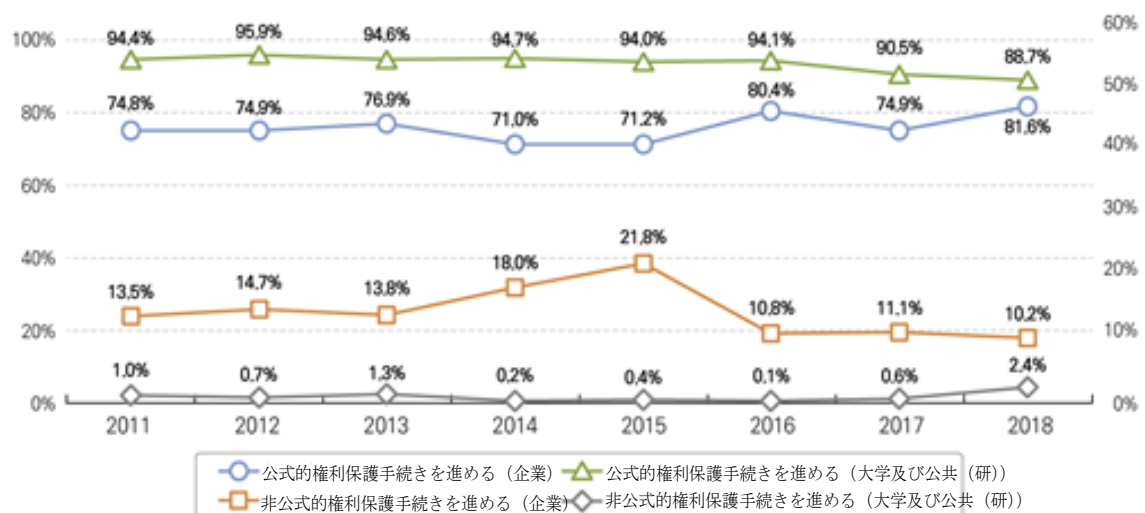


企業の特許活用率及び事業化比率の増加からは、保有特許の戦略的活用が増加し、知的財産のインフラ構築を基盤として拡大しているとの判断ができる。しかし、企業の知的財産に対する実態調査の実施率が 22.5%と非常に低いことを考えれば、保有特許の活用について企業が正確に把握できず、不誠実に回答した可能性が存在する。大学・公共（研）の場合、政府 R&D の成果として創出された特許の活用が低調だと指摘され続けているにもかかわらず、特許活用率は数年間改善されていない。最近、国公立大学を中心に R&B 中心の研究管理だけでなく、独自の技術事業化センターを運営することで、知的財産活動を強化するための自主的な努力が行われているが、今後も持続的に進めるためには政策の方向が策定されなければならない。

5. 知的財産保護戦略の変化

研究開発の成果を保護するための戦略として発明申告件のうち、産業財産権の出願など「公式的権利保護」手続きを進める、あるいは営業秘密・ノウハウなどで「非公式的保護」手続きを進める比率の推移は[図 4.11]のとおりである。研究開発の成果を産業財産権として保護（公式的権利保護手続き）する比率が、大学・公共（研）は 2014 年の 94.7%から 2018 年には 88.7%へと、過去 5 年間で減少し続けている一方、企業は同期間 71.0%から 2018 年に 81.6%へと急増するなど、知的財産という観点から研究開発を行う企業が増えていることが分かる。これとは反対に、研究開発の成果のうち、営業秘密・ノウハウなど非公式的に保護する比率は、企業は減少した一方、大学・公共（研）は増加してきていると分析することができる。

[図 4.11] 権利保護手続きを進める比率

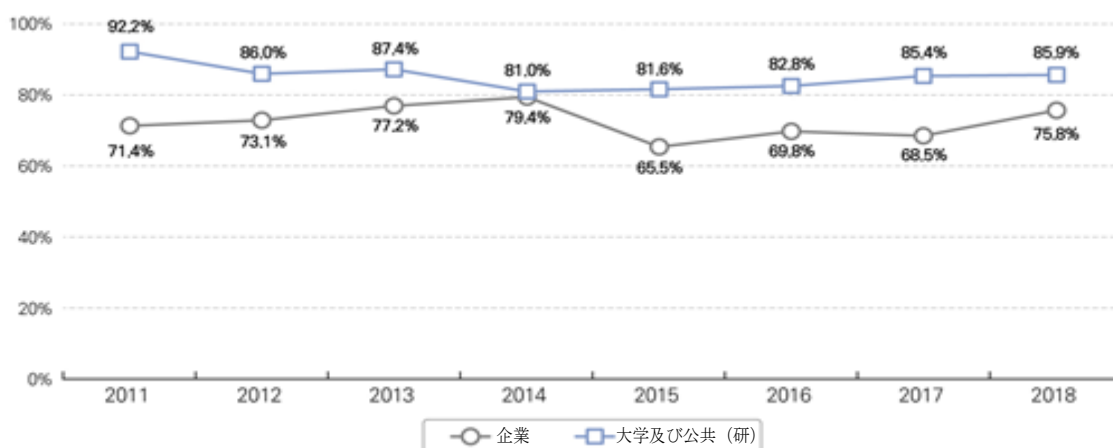


公式的な権利保護手続きを進める比率は、2014年には企業71.0%、大学・公共(研)94.7%と企業と大学・公共(研)とでは知的財産保護戦略に差があった。すなわち、大学・公共(研)は発明申告した研究成果のほとんどを権利出願するなど、公式的な手続きによって保護してきており、これにより政府R&Dの研究成果が無分別に特許出願され、技術移転などの活用が低調だという問題点が指摘されてきた。しかし、大学・公共(研)が公式的権利保護手続きを進める比率が減少しているということは、政府R&Dから優秀な特許を創出しようという動きによって、大学・公共(研)は予備評価などを通して権利化する過程で優秀な発明を選別する過程を強化してきたと解釈できる。

国内の知的財産保護水準は強化する必要があると答えた企業と大学・公共(研)の比率は[図4.12]のとおりである。図からも分かるように、知的財産の保護強化が必要だと答えた企業の比率は70%前後である一方、大学・公共(研)は85%前後となり、大学・公共(研)の知的財産保護に対する認識水準が相対的に高いことが分かる。これは、知的財産に関わる紛争 이슈が各方面で続出するなど知的財産保護の重要性が増加しつつある中で、知的財産保護に対する持続的な努力が反映された結果といえるだろう。

大学・公共(研)は特許、実用新案を出願した機関が回答企業の大部分を占めることから知的財産活動に対する関心及び認識水準が高いと言える一方、企業は特許、実用新案を出願した企業の比率が38.6%と低く、知的財産保護に対する必要性が相対的に薄いと分析できる。

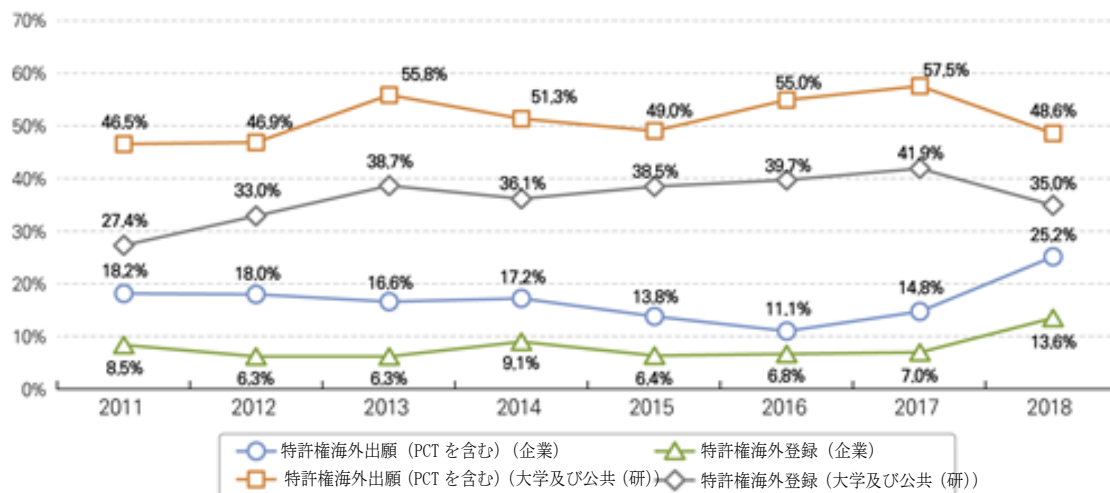
[図4.12] 国内の知的財産保護水準強化の必要性



最後に、一年間で海外に特許出願及び登録をした企業、大学・公共(研)の比率の年度別推移は[図4.13]のとおりである。海外に1件以上の特許を出願・登録した企業の比率は直近3年間で増加してきた一方、大学・公共(研)の比率は増加と減少を繰り返していたが、2018年の調査結果(2017年一年間の海外出願及び登録実績)では急減したことが分かった。ここから、大学・公共(研)は海外特許出願/登録/維持にかかる費用が負担になるため、

選別して出願したいという傾向が表れていると分析できる。

[図4.13] 海外出願及び登録の推移



用語整理

用語整理

◎知的財産

人間による創造的活動の産物を総称する用語であり、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知的財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化していないアイデア、ノウハウなどを全て含む

- ・知的財産権：産業、科学、文化、芸術分野で知的財産活動を行って得られた法的権利で、産業財産権のほか、著作権、新知的財産権を総称する
- ・著作権：著作者が自分の著作物を独占的に利用する、又はこれを他人に許可できる人格的、財産的な権利
- ・新知的財産権：経済・社会、又は文化の変化や科学技術の発展に伴って新しい分野で現れる知的財産（知識財産基本法第3条の2）で、伝統的な知的財産権のカテゴリーでは保護しにくいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関わる権利

◎産業財産権

産業界で利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む

- ・特許権：産業財産権の中で最も高度な技術性を持つものであり、基本的に産業界での利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件を満たせば登録可能
- ・実用新案権：既存の物品を改良することで、実用性と有用性を高めた考案を出願して与えられる権利
- ・デザイン権：産業的物品、又は製品の独創的で装飾的な外観の形状を保護するために登録して許可された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外観が視覚的な観点から把握される
- ・商標権：生産者、又は商人が商標を特許庁に出願し登録することで、登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利

◎知的財産担当組織及び人材

知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害に関わる対応及び訴訟業務、知的財産権の販売、又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材

- ・ 専門担当人材：知的財産関連業務のみを専門的に行う人材
- ・ 兼任人材：他の部署の業務（例：総務、人事、R&D企画）を行いながら、知的財産関連業務を兼任にする人材

◎知的財産（IP）サービス

知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

◎職務発明補償

- ・ 職務発明：従業員（法人の役員を含む）がその職務に関して発明したのが性質上、使用者・法人の業務範囲に属し、その発明をすることになった行為が従業員の現在、又は過去の職務に属する発明（特許、実用新案、デザイン）
- ・ 職務発明補償制度：従業員は職務発明に対し、特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定に応じて使用者・法人に継承するか、専用実施権を設定した場合に正当な補償を受けられる権利を持つ制度（発明振興法）
- ・ 職務発明補償規定：使用者・法人が従業員の職務発明を継承して正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i) 企業が独自の職務発明補償規定を作成・活用する、ii) 特許庁など関係機関が作成・普及した、標準化した職務発明補償規定を活用する場合にも規定を設けていることと認める
- ・ 発明申告/出願/登録補償：発明申告、出願、登録など、個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償
- ・ 実施/処分補償：職務発明を発明者が属する会社で利用する（自社実施）、又はライセンス契約などを通して他の企業に移転する（他社実施）、又は売却などによって処分し収入が発生した場合に支給する補償
- ・ 職務発明補償費用：機関が定めた補償制度に基づき、発明者や創作者などに支給した補償金（実施補償、処分補償など）
- ・ 職務発明補償の支給件数：職務発明に関わる補償費用が支給された権利件数を意味する

◎先行特許（技術）調査の実施

新技術開発などのための研究開発（R&D）活動に先立って開発したい技術に対する先行技術、又は該当技術と同一であるか、類似の特許の有無などについての調査。機関レベルで実施する先行技術調査活動及び研究者レベルで実施する先行技術調査活動を全て含む

◎予備評価の実施

提出された発明申告書に対して職務発明委員会などが発明の評価、継承の有無、出願の有無、審査請求の有無などを決めること

◎知的財産に対する実態調査の実施

特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために、保有する知的財産権の価値を把握すること

◎知的財産保護活動

保有する知的財産を権利化する、又は社内機密及びノウハウとして維持するなど、創出された知的財産を私有化するための活動

◎知的財産保護水準

特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と、知的財産権が他人に侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がいかに備わっているかを意味する

◎知的財産権の出願・審査費用

産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判（特許出願に対する拒絶決定など、審査官の処分不服として請求する審判）に必要とされた費用などを含む金額

◎知的財産権の維持費用

産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料を含む金額

付録

1. 業種分類・韓国標準産業分類表（KSIC）対照表
2. 知的財産活動調査表（企業用）
3. 知的財産活動調査表（大学、公共研究機関用）

付録

付録1. 業種分類・韓国標準産業分類表 (KSIC) 対照表

知的財産活動実態調査の業種分類	第 10 次韓国標準産業分類 (KSIC)	
1. 農林水産及び鉱業 飲食料及びタバコ製造業	A (01～03)	農業、林業及び漁業
	B (05～08)	鉱業
	C (10)	食料品製造業
	C (11)	飲料製造業
	C (12)	タバコ製造業
2. 卸売及び小売業	G (45～47)	卸売及び小売業
3. 事業サービス業、通信業	J (58～63)	情報通信業
	M (70～73)	専門、科学及び技術サービス業
	N (74～76)	事業施設管理及び事業支援及び賃貸サービス業
4. 建設業	F (41～42)	建設業
5. その他サービス業	D (35)	電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業
	E (36～39)	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業
	H (49～52)	運輸及び倉庫業
	I (55～56)	宿泊及び飲食店業
	K (64～66)	金融及び保険業
	L (68)	不動産業
	O (84)	公共行政、国防及び社会保障行政
	P (85)	教育サービス業
	Q (86～87)	保健業及び社会福祉サービス業
	R (90～91)	芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業
	S (94～96)	協会及び団体、修理及びその他個人サービス業
6. 繊維製品、衣服、靴製造	C (13)	繊維製品製造業;衣服を除く
	C (14)	衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業
	C (15)	革、カバン及び靴製造業
7. 化学産業	C (19)	コークス、練炭及び石油精製品製造業
	C (20)	化学物質及び化学製品製造業;医薬品除く
	C (21)	医療用物質及び医薬品製造業
	C (22)	ゴム製品及びプラスチック製品製造業

知的財産活動実態調査の業種分類	第 10 次韓国標準産業分類 (KSIC)	
8. 非金属鉱物製品及び金属産業	C (23)	非金属鉱物製品製造業
	C (24)	1次金属製造業
	C (25)	金属加工製品製造業;機械及び家具を除く
9. 電気電子産業	C (26)	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
10. 機械産業	C (27)	医療、精密、光学機器及び時計製造業
	C (28)	電気装備製造業
	C (29)	その他機械及び装備製造業
	C (30)	自動車及びトラクタ製造業
	C (31)	その他輸送装備製造業
	C (34)	産業用機械及び装備修理業
11. その他製造業	C (16)	木材及び木製品製造業;家具を除く
	C (17)	パルプ、紙及び紙製品製造業
	C (18)	印刷及び記録媒体複製業
	C (32)	家具製造業
	C (33)	その他製品製造業



実施機関:特許庁

承認番号:第 138002 号

付録 2.
知的財産活動調査表
-企業用-

2018

特許庁
韓国知識財産研究院

知的財産活動調査表(企業用)

ID

<調査概要>
 本調査は、韓国の企業及び大学・公共(研)における知的財産活動の現況を把握することで競争力の強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の策定に反映させて企業及び大学・公共(研)が効果的な知的財産活動を行えるよう支援する目的で特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。
 本調査は統計庁が承認する統計であり、この調査表に記載された内容は統計法第 33 条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日、回答を下された企業及び公共研究機関のご担当者様に e-mail にてお送りいたします。
 調査にご協力頂き、ありがとうございます。

企業名		業種分類*	
法人番号		(下の産業分類表を参照して一つだけ選択)	
企業(本社)所在地		設立年月	年 月
回答者氏名		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	

*第 10 次標準産業分類	
1. 農業、林業及び漁業(01～03)	25. 医療用物質及び医薬品製造業(21)
2. 鉱業(05～08)	26. ゴム及びプラスチック製品製造業(22)
3. 電気、ガス、蒸気業及び空気調節供給業(35)	27. 非金属鉱物製品製造業(23)
4. 水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業(36～39)	28. 第1次金属産業(24)
5. 建設業(41～42)	29. 金属加工製品製造業(25)
6. 卸売及び小売業(45～47)	30. 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信 装備製造業(26)
7. 運輸及び倉庫業(49～52)	31. 医療、精密、光学機器及び時計製造業(27)
8. 宿泊及び飲食店業(55～56)	32. 電気装備製造業(28)
9. 情報サービス業(58～63)	33. その他機械及び装備製造業(29)
10. 金融及び保険業(64～66)	34. 自動車及びトラクタ製造業(30)
11. 不動産業(68)	35. その他運送装備製造業(31)
12. 専門、科学及び技術サービス業(70～73)	36. 家具製造業(32)
13. 事業施設管理、事業支援及び賃貸サービス業(74～76)	37. その他製品製造業(33)
14. 食料品製造業(10)	38. 産業用機械及び装備修理業(34)
15. 飲料製造業(11)	39. 公共行政、国防及び社会保障行政(84)
16. タバコ製造業(12)	40. 教育サービス業(85)
17. 繊維製品製造業(13)	41. 保健業及び社会福祉サービス業(86～87)
18. 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業(14)	42. 芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業(90～91)
19. 革、カバン及び靴製造業(15)	43. 協会及び団体、修理及びその他個人サービス業 (94～96)
20. 木材及び木製品製造業(16)	44. 世帯内での雇用活動及び別途分類されない自己 消費生産活動(97～98)
21. パルプ、紙及び紙製品製造業(17)	45. 国際及び外国機関(99)
22. 印刷及び記録媒体複製業(18)	
23. コークス、練炭及び石油精製品製造業(19)	
24. 化学物質及び化学製品製造業(20)	

I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

■ 企業形態及び規模

1. 企業類型ごとの企業形態(該当する欄にVを記入。2017年12月基準)

企業類型 1	企業類型 2	企業類型 3
・独立企業 ① ・国内グループの系列会社 ② ・海外グループの系列会社 ③	・大企業 ① ・中堅企業* ② ・一般中小企業*** ③ ・ベンチャー企業/INNO-BIZ 企業 ④	・企業研究所 ① (又は R&D 専任部署)を保有 ・企業研究所の保有なし ②

※中堅企業とは、「産業発展法」第10条の2第1項の要件を全て備えた企業のこと

***中小企業とは、「中小企業基本法」第2条第1項及び同法施行令第3条(中小企業の範囲)に基づく企業のこと

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D人材及び費用(該当する欄に数字を記入。□2017年又は□会計年度基準)

従業員数 (臨時・日雇いを除く)	人		総売上高	億ウォン	
研究開発 (R&D)人材*	全体 人		輸出入活動の 有無及び 総輸出入額	輸出活動の有無及び総輸出額	
	男性 人	女性 人		①あり(総輸出額: 億ウォン)	②なし
研究開発 (R&D)費**	億ウォン		輸出入活動の 有無及び 総輸出入額	輸入活動の有無及び総輸入額	
				①あり(総輸入額: 億ウォン)	②なし

※研究開発人材とは、研究所及び研究専任部署などに所属して科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材のことを意味しており、技能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査表」にある「研究開発人材」項目の「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入

***研究開発費は新たな技術、製品を開発したり既存の知識を用いて新たな方法を発見するために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で間接費は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査表」にある「研究開発費」項目を参照して記入

■ 知的財産*担当人材

※知的財産とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む

※産業財産権とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む

***著作権とは、著作家が自らの著作物を独占的に利用したりこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する

***新知的財産権とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展に伴い新分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連した権利を意味する

※特許権とは、産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる

※※実用新案権とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案に対して出願して与えられる権利を意味する

※※※デザイン権とは、産業的物産又は製品の独創的で装飾的な外観形状を保護するために、登録を通して許諾される権利を意味し、技術に関係なく物品の美的外観について視覚的観点から把握されるものを意味する

※※※※商標権とは、生産者又は商人が商標を特許庁に出願して登録することで、指定商品への登録商標の独占的な使用を可能にする権利を意味する

3. 知的財産担当組織*の有無(該当する欄にVを記入)

担当組織あり			担当組織なし
独立専任部署	法務組織/研究開発組織内	その他組織内	
①	②	③	④

4. 知的財産担当組織総括者の職位(1つだけにVを記入)

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他()

5. 知的財産担当人材*の配置状況及び専門性(該当する欄に数字記入、いなければ0を記入)

	専任人材**	兼任人材***
(1) 知的財産担当人材の全体数	人	人
- 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人
(2) 知的財産専任人材の専門性(弁理士を含む全専任人材のうち)		
- IP担当業務経歴3年未満	人	/
- IP担当業務経歴3年以上5年未満	人	
- IP担当業務経歴5年以上	人	

※知的財産担当組織/人材とは、知的財産の戦略企画、国内外の産業財産権出願及び登録・メンテナンス、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する

※※専任人材:知的財産関連業務だけを専門的に行う人材

※※※兼任人材:その他部署の業務(例:総務、人事、R&D企画)を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材

6. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主な業務(知的財産担当人材が1人以上いる場合は該当する欄にVを記入)

遂行業務	人材数				
	なし	1～3人未満	3～5人未満	5～10人未満	10人以上
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
知的財産戦略の策定	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

7. 知的財産専任人材にかかる今後の採用計画(該当する欄にVを記入)

現在、人材がいない場合		現在、人材がいる場合	
新規採用計画あり	採用計画なし	追加採用計画あり	追加採用計画なし
①	②	③	④

■知的財産担当人材への職務教育

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の実施状況(該当する欄にVを記入)

職務教育を実施している		していない
機関内で独自に	外部機関を通じて	
①	②	③

9. 知的財産人材を対象にした職務教育の実施を希望している場合、主に扱うべきと考える教育内容(該当するもの全てにVを記入)

- ①特許制度 ②特許明細書の作成方法 ③特許情報の検索 ④特許紛争(訴訟)
 ⑤特許情報の分析方法(特許マップ) ⑥特許のライセンス(技術事業化)
 ⑦海外での特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密の保護 ⑨その他()

10. 知的財産人材のスキルアップ実現のために政府の推進が最も急がれる課題(1つだけにVを記入)

- ①大学に特許関連の教育課程及び学科を開設
 ②企業を対象とした実務中心の教育課程構築及び教材開発
 ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④新たな知的財産人材の養成
 ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供
 ⑥知的財産関連のコンサルティング又は相談受付 ⑦その他()

11. 知的財産担当者にかかる人件費及び教育費、知的財産関連の教育費(該当する欄に数字を記入、□2017年又は□会計年度基準)

知的財産担当者にかかる人件費*	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者が対象)*	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者及び従業員が対象)**	(百万ウォン)

※他の業務を兼務している場合は知的財産関連業務の割合を考慮して教えてください。
 ※※知的財産の担当者及び担当部署の知的財産専門能力の向上を目的に実施された対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの実施などの教育にかかる費用を意味する
 ※※※知的財産の創出、権利化、活用などに関して、企業内部の研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連の素養を育成するための教育費用を意味する

■ 知的財産サービスの利用状況

※知的財産(IP)サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報の調査・分析、技術の移転・取引、翻訳、コンサルティングといった事業

12. 国内知的財産サービスの利用、及び分野別支出額(該当する欄にVを記入し金額を入力)

現在の利用状況 (2017年基準) (該当する欄にV)	分野*	説明	支出額(2017年) (なければ0記入)
利用 している	知的財産の法律代理	知的財産の出願・登録、及び紛争・訴訟の代理、維持管理など	万ウォン
	知的財産の評価、 賃貸及び仲介	知的財産の評価、 賃貸及び仲介など	万ウォン
	知的財産の流通	知的財産の流通	万ウォン
	知的財産関連の 情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、 情報調査・資料処理、 DB構築及び情報サービスなど	万ウォン
	知的財産コンサルティング・ 教育及び広報	知的財産コンサルティング・教育 及び広報	万ウォン
	知的財産金融・保険	知的財産金融・保険	万ウォン
	知的財産の創出支援 及び出版、施設運営	知的財産の出版及び創出支援、 提供施設の運営など	万ウォン
利用 していない	利用していない理由(複数回答可)		
	②	内部の人材で十分に当該の業務遂行が可能	
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すべきか分からない	
	④	知的財産サービスの費用が高い	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質を信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティーを信頼できない	
	⑦	その他()	

※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系の7つの大分類による

13. (12番で①と答えた場合)知的財産サービス提供機関ごとの利用割合(該当する欄に数値を入力)

区分	利用割合
民間の知的財産サービス専門企業(弁理士事務所は除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金などの公共機関	%
合計	100 %

II. 特許を基盤にした知的財産活動

※下記の調査項目は「特許において特徴的な項目」について、より明確な現況を把握するためのものですので、保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)のうち特に特許を念頭に置いて答えてください。

■ 先行特許調査*など特許情報の活用

* 先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などに向けて、研究開発(R&D)活動開始前に当該の技術に対する先行技術又は当該技術と同一あるいは類似した特許が存在していないかなどを調査すること。機関レベルで行う先行技術調査活動、及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む

14. 特許(技術)情報調査の実施状況(該当する欄にV、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (Vを記入し数字を記入後16番の質問へ)	① 研究開発企画段階で全体研究開発課題の()%
実行していない(Vを記入後15番の質問へ)	②

15. (先行特許調査を実施していない場合)その主な理由(該当する欄にVを記入、又はその他意見を記入して17番の質問へ)

- ① 先行特許(技術)調査実施に必要な費用が負担である
- ② 先行特許(技術)調査実施に必要な専門人材が不足している
- ③ 先行特許(技術)調査実施に対する認識が不足している
- ④ 先行特許(技術)調査活動の実効性が不足している(技術の寿命周期短縮などで先行技術調査の実効性が低下しているなど)
- ⑤ その他 (_____)

16. (先行特許調査を行っている場合)実施担当者(該当するもの全てにVを記入後17番の質問へ)

内部の人材			外部の人材	
知的財産専任人材	R&D人材	その他(企画など)の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

■ 職務発明への補償

※職務発明:従業員(法人の役員を含む)がその職務に関係して発明したものが、性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を生んだ行為が従業員の現在又は過去の職務に属している発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度:従業員は職務発明に対して、特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に継承させたり専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を持つと定めた制度(発明振興法)

17. 職務発明補償制度の認知度(該当する欄にVを記入)

区 分	全く知らない← →非常によく知っている				
	①	②	③	④	⑤
職務発明補償制度について					

18. 職務発明補償規定の有無(該当する欄にVを記入)

規定あり (チェック後、20～21番の質問へ)	規定なし (チェック後19番の質問へ)
①	②

※職務発明補償規定:使用者・法人が従業員の職務発明を継承して正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i)企業で独自の職務発明補償規定を作成・使用している場合、ii)特許庁など関連機関が作成・普及させた標準化された職務発明補償規定を用いている場合のどちらでも規定ありと認める

19. (職務発明補償規定を設けていない場合)その主な理由(該当する欄にVを記入、又はその他の意見を記入後、22番の質問へ)

- ①職務発明はほとんど継承しておらず、補償規定を定める必要がない
- ②補償規定はなく、別途でインセンティブを付与している
- ③企業の負担や他の職員との公平性を考慮して補償していない
- ④必要性は認識しているが、どのように導入すべきか分からない
- ⑤その他(_____)

20. 職務発明補償の実施状況と補償方法(該当する欄に全てVを記入後、21番の質問へ)

区分	実施状況			実施/処分時に金銭的補償を行う場合にのみ回答	
	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果の評価を反映)	補償しない	④	⑤
(1)発明申告/出願/登録補償※	①	②	③		
(2)実施/処分補償※※	①	②	③	収入の()%	()万ウォン/件

※発明申告/出願/登録補償:発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償
 ※※実施/処分補償:職務発明を発明者が属する会社で利用したり(自社実施)、ライセンス契約等を通して他企業に移転したり(他社実施)、売却等により処分して(処分)収入が発生した場合に支給する補償

21. 支給した職務発明関連の補償費用※（□2017年、又は□会計年度基準。該当する欄に数字を記入）

補償の種類	補償費用	支給人数	支給件数**
(1) 発明申告/出願/登録補償	(百万ウォン)	人	件
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)	人	件

※職務発明の補償費用とは、貴社が定めた補償制度に基づいて発明者や創作者などに支給した補償金のこと（実施補償、処分補償など）
 **支給件数とは、職務発明関連補償費用が支給された権利の件数を意味する

22. 職務発明補償に関連する様々な制度の効果（該当する欄にVを記入）
 （企業や政府レベルで現在実施されているかどうかに関わらず教えてください。）

関連制度	効果	効果なし ← → 非常に効果的				
		①	②	③	④	⑤
職務発明に対する補償実施、又は補償水準の拡大（企業レベル）	発明の質及び件数の向上	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償金に対する非課税（政府レベル）	発明の質及び件数の向上	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤

■技術取引機関、技術マーケティング企業との協力

23. 直近3年間（2015～2017年）で、技術取引や技術マーケティングのために大学・公共研究機関 TLO や民間技術取引機関などに業務を依頼したり業務協約を締結したことがあるかどうか（該当する欄にVを記入）

	業務協約締結	業務依頼	依頼していない
(1) 大学・公共研究機関 TLO、産学協力団	①	②	③
(2) 地域技術移転センター、技術取引所など国内の公共機関	①	②	③
(3) 国内民間技術仲介、技術マーケティング企業	①	②	③
(4) 海外の機関又は民間企業	①	②	③

24. （技術取引機関などに業務を依頼した場合）主な費用支払方法（該当する欄にVを記入）

- ① 調査/マーケティング費用等活動費（前金）+成功報酬（定額）
 ② 調査/マーケティング費用等活動費（前金）+成功報酬（技術移転収益などに基づく定率）
 ③ 成功報酬（定額） ④ 成功報酬（技術移転収益などに基づく定率） ⑤ その他

Ⅲ. 知的財産の創出及び利用活動

■ 知的財産基礎統計情報及び情報システムの利用

※知的財産統計年譜などで提示している年度別の出願件数及び登録件数、産業部門別の出願件数、国家別の審判請求件数など、主に参考になっている知的財産関連統計指標を意味する

27. 知的財産統計など基礎統計情報の利用(該当する欄にVを記入、及び直接記入)

- ①利用している(主に利用している統計指標※: _____)
 ②利用していない

28. 頻繁に公表してほしい統計指標(_____)

29. 知的財産情報システムの利用度及び主に利用している情報システムの例(該当する欄にVを記入、及び直接記入)

	利用して いない	利用度					(利用する場合) 主に利用する 情報システム
		低い←	中間	→	高い		
KIPRIS など政府提供情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	
WIPS、DELPION など民間提供情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	
その他情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	

■ 外部からの知的財産導入(outsourcing)※の方向と戦略

※外部から導入した知的財産とは、産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなど全てを含む

30. 外部から知的財産を導入した方法別の実績(該当する欄に数字を記入)

※導入した回数ではなく、導入した産業財産権やノウハウの総件数を記入してください。

□2017年、又は□会計年度基準		国内から	海外から
外部から導入した知的財産件数※		件 (うち特許件数 件)	件 (うち特許件数 件)
→	実施許諾(licensing-in)を通して導入	件	件
	購入/譲り受ける形で導入	件	件
	クロスライセンス、特許プール(patent pool)を通して相互実施、又は共有形態で導入	件	件
	外部との共同開発、又は委託開発を通して導入	件	件
	ジョイントベンチャー又はM&Aを通して導入	件	件
	その他	件	件

31. 外部から知的財産を導入した経路別の実績(該当する欄にVを記入)

(1)～(7)の機関から過去3年間 (2015～2017年)に知的財産を導入した経験			な し	件数				
				1件	2～3件	4～5件	6～9件	10件以上
国内	企業	(1)グループ系列会社	①	①	②	③	④	⑤
		(2)需要(納品)/供給(下請)企業	①	①	②	③	④	⑤
		(3)その他企業	①	①	②	③	④	⑤
	公共	(4)大学	①	①	②	③	④	⑤
		(5)出捐(研)等公共研究機関	①	①	②	③	④	⑤
海外	企業	(6)企業	①	①	②	③	④	⑤
	公共	(7)大学及び研究所	①	①	②	③	④	⑤

32. 外部から知的財産を導入するための投資についての今後の計画(該当する欄にVを記入、

①又は②にチェックした場合は34番の質問へ、③にチェックした場合は33番の質問へ)

①現水準より縮小 ②現水準を維持 ③現水準より拡大

33. (32番の質問で③を選択した場合)知的財産導入のための投資拡大の方向性(該当するもの全てにVを記入)

国内		海外	
企業	大学及び研究機関	企業	大学及び研究機関
①	②	③	④

■知的財産の活用方向と戦略

34. 保有する知的財産権*に対する実態調査***(評価)の実施状況(該当する欄にVを記入、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (V、及び数字を記入後35番の質問へ)	① 保有している全体知的財産権のうち__%
実施していない (Vを記入後36番の質問へ)	②

※知的財産権とは、産業財産権(特許、実用新案など)以外に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称

※※保有する知的財産権に対する実態調査とは、特許などを維持/手放す決定、事業化が有望な技術及び移転対象技術などの発掘を目的に、保有する知的財産権の価値を把握することを意味する

35. (実態調査を実施している場合)実施担当者

内部の人材			外部の人材	
知的財産 専任人材	R&D 人材	その他(知的財産実態調 査委員会など)の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

■ 知的財産*の売却又は移転状況

※知的財産とは、産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半
導体配置設計など)、ノウハウなど全てを含む

36. 知的財産の売却又は移転の実績(該当する欄に数字を記入、2017年基準)

□2017年、又は□会計年度基準		国内で売却 又は移転	海外で売却 又は移転
他企業などに売却又は移転した知的財産の件数*		件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
→	実施許諾を通して移転(licensing-out)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
	売却/譲渡を通して売却(sale)	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
	クロスライセンス、特許プール(patent pool)を 通して相互実施又は共有形態で移転	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)

37. 知的財産の売却又は移転を妨げる最大の障壁(該当する欄にVを記入)

- ①取引機関の力不足
- ②需要-供給先の発掘が困難
- ③技術料の算定が困難(信頼できる評価機関の不足)
- ④セキュリティ上の問題で取引を進めることが困難
- ⑤その他()

38. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時を基準に、該当する欄に数字を記入)

		特許権 [※]	実用新案権	デザイン権 [※]	商標権 [※]
権利の保有件数 ^{※※} (A+B)		件	件	件	件
活用件数(A)		件	件	件	件
→	自社実施	件	件	件	件
	他社実施+自社実施	件	件	件	件
	他社実施	件	件	件	件
	現物出資	件	件	件	件
	防御目的で保有/活用	件	件		
未活用件数(B)		(登録5年未満) 件	(登録5年未満) 件		
		件	件		
→	他機関に移転可能 ^{※※※}	(登録5年未満) 件	(登録5年未満) 件		

※特許権、デザイン権、商標権は、「登録済みの」特許権、デザイン権、商標権を対象とする
 ※※現在(回答時)を基準に、登録済みで(取消、無効、放棄などによって権利が消滅せずに)権利が生きている総件数を記入する
 ※※※他機関に移転可能:ライセンス契約等を通して移転するのに問題がない産業財産権で、事業化の可能性や経済的価値が著しく低いために他機関への移転が不可能だと判断される産業財産権は除く

39. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D の受注及び各種認証獲得の有無
 (該当する欄に全て V を記入、□2017 年又は□会計年度基準)

※産業財産権は、各種 R&D 事業及び主な認証を取得する基盤となる根拠になり得るもので、本質問項目では貴社が国家及び民間の R&D 事業を受注する際(提案書作成など)、各種認証獲得のための申請時に出願及び登録した産業財産権を活用した事例を全て含む

※NET(New Excellent Technology)認証とは、技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体となり新技術を早期発掘して優秀性を認証することで新技術の商用化及び取引を促進し、初期の市場進出基盤を造成することを目的に設けられた認証制度
 ※※NEP(New Excellent Product)認証とは、技術標準院が運営主体となり国内で最初に開発された技術又はこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで、製品の初期販路開拓を支援して技術開発を促進することを目的に設けられた制度
 ※※※世界一流商品認証とは、産業資源通商部が運営主体となっている制度で、韓国国籍の企業が生産する製品で一定の条件を満たした商品のうち産業資源通商部長官が「現状、世界で一流の商品」又は「次世代に世界で一流となる商品」と認定した商品を意味する

(1) 産業財産権を活用した R&D 受注の有無	R&D 受注に産業財産権を活用した経験あり				活用経験なし
	政府 R&D に活用		民間 R&D に活用		
	①	②	③		
(2) 産業財産権を活用した 主要な認証獲得の有無	主要な認証獲得に産業財産権を活用した経験あり				活用経験なし
	NET 認証獲得	NEP 認証獲得	世界一流商品 認証獲得	その他 認証獲得	
	①	②	③	④()	⑤

40. 産業財産権を活用していない主な理由(該当する欄にV記入、又はその他意見を記入)

- ①(自社実施)産業財産権の活用に必要な資本など生産要素の不足
- ②(自社実施、他社実施)活用には当該産業財産権の他に後続の研究開発を通して関連する産業財産権を獲得する必要があるが、当該の後続活動が不十分
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が困難
- ④(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が困難
- ⑤既存の産業財産権との利用・抵触関係により紛争の素地があるため活用できない
- ⑥その他(_____)

■政府による政策支援及びその必要性

41. 国内企業の効果的な知的財産創出を助ける政策支援の必要性

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1)職務発明補償制度を実施している企業への税制優遇実施、関連規定の整備等を通して、企業が職務発明補償制度を導入したり補償水準を拡大できるよう支援	①	②	③	④	⑤
(2)特許情報の活用拡散事業の拡大等を通して、より掘り下げた先行特許調査と特許情報活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3)中小企業への特許コンサルティング事業の拡大等を通して中小企業の知的財産創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4)様々な技術分野の特許マップ(patent map)構築を支援	①	②	③	④	⑤
(5)研究者などを対象にした知的財産関連教育を支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6)その他(_____)	①	②	③	④	⑤

42. 国内企業の効果的な知的財産活用を助ける政策支援

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1)保有する特許技術に対する価値評価を支援	①	②	③	④	⑤
(2)新技術製品の販路開拓及びマーケティング活動を支援	①	②	③	④	⑤
(3)偽造品及び模倣品の取締り強化	①	②	③	④	⑤
(4)新技術の事業化を目指す中小/ベンチャーの起業支援	①	②	③	④	⑤
(5)特許技術取引、流通システムの改善	①	②	③	④	⑤
(6)優秀技術の輸出支援	①	②	③	④	⑤
(7)地域知的財産センター等による、出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援(one-stop service)	①	②	③	④	⑤
(6)その他(_____)	①	②	③	④	⑤

IV. 知的財産保護活動

■ 知的財産保護の方向と戦略

43. 産業財産権の出願などに先立つ社内予備評価※の実施状況(該当する欄にV、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (V、及び数字を記入後 44 番の質問へ)	① 申告された発明全体のうち ___ %
実施していない (V、及び数字を記入後 45 番の質問へ)	②

※「予備評価」とは、提出された発明申告書について、職務発明委員会等を通して発明に対する評価、及び継承や出願、審査請求などをするかどうかを決めることを意味する

44. (予備評価を実施している場合)実施担当者(該当するもの全てにVを記入後、45番の質問へ)

内部の人材			外部の人材	
知的財産 専任人材	R&D 人材	その他(審議委員会 など)の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査 /評価機関
①	②	③	④	⑤

45. (模倣者などから)研究開発活動の成果を保護するために用いている戦略(該当する欄にVを記入)

	用いて いない	活用度 低い←中間→高い				
		①	②	③	④	⑤
(1)特許など産業財産権の出願/登録	①	②	③	④	⑤	
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	①	②	③	④	⑤	
(3)競合他社より先に市場のシェアを獲得	①	②	③	④	⑤	
(4)複雑な設計方式を採択	①	②	③	④	⑤	

46. 発明申告(Invention disclosure)件数に対する特許など産業財産権の出願比率

<input type="checkbox"/> 2017年、又は <input type="checkbox"/> 会計年度基準	比率
発明申告(Invention disclosure)件数=100とした時、	100 ((1)+(2)+(3)+(4))%
(1)産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを実施	%
(2)(営業秘密として維持するなど)非公式的な権利保護手続きを実施	%
(3)(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保又は断念	%
(4)その他:	%

■ 知的財産の管理及び保護に対する認識

47. 現在の国内における知的財産の保護水準[※]に対する意見(該当する欄にVを記入)

大幅緩和が必要	漸進的緩和が必要	現水準が適正	漸進的強化が必要	大幅強化が必要
①	②	③	④	⑤

※知的財産の保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と、知的財産権が他人に侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がいかに備わっているかを意味する

48. 産業財産権の海外出願/登録実績(該当する欄に数字を記入)

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録
2016年 実績	(個別国家の)出願件数 [※]	(件)	(件)	(件)
	→ アメリカなど北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)
	PCT出願 ^{※※}	(件)		
2016年 実績	登録件数 [※]	(件)	(件)	(件)
	→ アメリカなど北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)

※同一の産業財産権を複数の国家に個別で出願、又は登録した場合は、これを全て合算して記入してください。例えば、Aという特許をアメリカ、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3と記入してください。

※※但しPCT出願の場合は、出願書に記載された指定国の数に関係なく1件と記入してください。

■ 産業財産権出願についての今後の計画

49. 2018年の産業財産権の国内出願予想件数(該当する欄に数字、及びVを記入)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2018年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2019年以降	縮小	①	①	①	①
	維持	②	②	②	②
	拡大	③	③	③	③

50. 貴社の産業財産権国内出願の増減に影響する要因(該当する欄にVを記入)

産業財産権国内出願の増減に影響する主な要因		重要度 低い←中間→高い				
企業の 内部的 要因	1 研究開発投資の増減に伴う研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	2 企業の事業戦略の変化 (事業分野の多角化又は事業構造の調整など)	①	②	③	④	⑤
	3 企業の産業財産権戦略の変化(量又は質中心の産業財産権出願戦略、維持費用に対する収益性戦略の変化など)	①	②	③	④	⑤
外部的 環境的 要因	4 市場及び技術競争環境の変化 (市場の拡大又は縮小、新技術又は新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	5 国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	6 産業財産権の出願環境改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

51. 出願・審査・維持費用(□2017年、又は□会計年度基準。弁理士費用を含む)

	国内出願	海外出願(PCT出願含む)
出願・審査費用*	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の維持費用	%	%

※出願・審査費用とは、産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分を不服として請求する審判)に要した費用などを含む金額である
 **維持費用とは、産業財産権の登録と権利維持に要する金額で、登録料と年次料を含む金額である

■営業秘密の管理及び技術流出の防止に関する管理状況

52. 営業秘密の管理及び技術流出の防止に関する指針の有無及び遵守状況

- ①営業秘密管理指針及び技術流出防止指針規定があり、これを遵守している
- ②営業秘密管理指針及び技術流出防止指針はあるが、これに対する認識が低い
- ③関連指針がない

53. 営業秘密の管理及び技術流出の防止のための人的管理の実施(該当する欄にVを記入)

	している	していない
(1)内部者を対象にした秘密保護誓約書の締結	①	②
(2)定期的な関連教育の実施	①	②
(3)転職禁止約定など競業禁止義務の付与	①	②
(4)外部者(取引先)に対するセキュリティー誓約書の作成など保護義務の明確化	①	②

54. 営業秘密の管理及び技術流出の防止のための物的管理の実施(該当する欄にVを記入)

	している	していない
(1) 外部者に対する立ち入り統制	①	②
(2) アクセス権限付与など内部者への立ち入り統制	①	②
(3) 文書レベルの指定(秘密、対外秘など)	①	②
(4) 電子文書の管理(USB、外部 mail の遮断など)	①	②
(5) 非電子文書の管理(印刷、持ち出し、廃棄など)	①	②

55. 産業財産権紛争(侵害など)を未然に防ぐための活動(該当する欄にVを記入)

	している	していない
(1) オフライン市場モニタリング	①	②
(2) オンライン市場モニタリング	①	②
(3) 紛争対応に備えたコンサルティングの依頼	①	②
(4) 紛争(侵害など)に関する教育の実施	①	②
(5) その他(簡単にご記入下さい:)		

56. 国内企業の効果的な知的財産保護を助ける政策支援

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1) 産業財産権の出願と登録に要する費用の減免	①	②	③	④	⑤
(2) 海外出願関連の情報提供	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	①	②	③	④	⑤
(4) 知的財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同での取り締まり	①	②	③	④	⑤
(5) その他()	①	②	③	④	⑤

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございました。



実施機関:特許庁

承認番号:第 138002 号

知的財産活動調査表

-大学、公共研究機関用-

2018

特許庁

韓国知識財産研究院

知的財産活動調査表(大学及び公共研究機関用)

ID

--	--	--	--

<調査概要>
 本調査は、韓国の企業及び大学・公共(研)における知的財産活動の現況を把握することで競争力の強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の策定に反映させて企業及び大学・公共(研)が効果的な知的財産活動を行えるよう支援する目的で特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。
 本調査は統計庁が承認する統計であり、この調査表に記載された内容は統計法第 33 条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日、回答を下された企業及び公共研究機関のご担当者様に e-mail にてお送りいたします。
 調査にご協力頂き、ありがとうございます。
 <発送方法>
 調査表の発送は E メール、FAX、郵便のいずれでもして頂けます。文書のフォーマットは韓国知識財産研究院のホームページ(<http://www.kiip.re.kr>)からダウンロードが可能です。

機関名		機関所在地(市/群単位)	
回答者氏名		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	

I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

■機関の研究開発規模

1. 研究開発人材※ (該当する欄に数字を記入。2017 年基準)

研究開発 (R&D) 人材		
全体	男性	女性
人	人	人

※研究開発人材とは、学士学位以上の学位所持者又は同等以上の専門知識を持ち、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、技能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く
 ※「研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査表」にある「研究開発人材」項目の「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入

2. 研究開発費※ (該当する欄に数字を記入。2017 年基準)

研究開発 (R&D) 費 (共通)	政府から受け取った研究開発費	億ウォン
	企業から受け取った研究開発費	億ウォン
	自ら負担した研究開発費	億ウォン

※研究開発費は新たな技術、製品を開発したり既存の知識を用いて新たな方法を発見するために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で間接費は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査表」にある「研究開発費」項目を参照して記入

■ 知的財産*担当人材

※知的財産とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む

※産業財産権とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む
 ※※著作権とは、著作者が自らの著作物を独占的に利用したりこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する
 ※※※新知的財産権とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展に伴い新分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連した権利を意味する

※特許権とは、産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる
 ※※実用新案権とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案に対して出願して与えられる権利を意味する
 ※※※デザイン権とは、産業的物品又は製品の独創的で装飾的な外観形状を保護するために、登録を通して許諾される権利を意味し、技術に関係なく物品の美的外観について視覚的観点から把握されるものを意味する
 ※※※※商標権とは、生産者又は商人が商標を特許庁に出願して登録することで、指定商品への登録商標の独占的な使用を可能にする権利を意味する

3. 知的財産担当組織*の有無(該当する欄にVを記入)

担当組織あり		担当組織なし
一般の行政組織内	R&D 企画・管理組織や産学協力団内	
1	2	3

4. 知的財産担当人材*の配置状況及び専門性(該当する欄に数字を記入、いなければ0記入)

	専任人材**	兼任人材***
(1) 知的財産担当人材の全体数	人	人
- 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人
(2) 知的財産専任人材の専門性(弁理士含む全専任人材のうち)		
- IP 担当業務経歴 3 年未満	人	/
- IP 担当業務経歴 3 年以上 5 年未満	人	
- IP 担当業務経歴 5 年以上	人	

※知的財産担当組織/人材とは、知的財産の戦略企画、国内外の産業財産権出願及び登録・メンテナンス、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する
 ※※専任人材:知的財産関連業務だけを専門的に行う人材
 ※※※兼任人材:その他部署の業務(例:総務、人事、R&D 企画)を行いながら知的財産関連業務を兼任する人材

5. 知的財産担当者(兼任人材含む)の主な業務(知的財産担当人材が1人以上いる場合、該当する欄にVを記入)

遂行業務	人材数				
	なし	1~3人未満	3~5人未満	5~10人未満	10人以上
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
特許分析を通じた研究開発戦略の策定	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

6. 知的財産専任人材にかかる今後の採用計画(該当する欄にVを記入)

現在、人材がいない場合		現在、人材がいる場合	
新規採用計画あり	採用計画なし	追加採用計画あり	追加採用計画なし
①	②	③	④

■知的財産担当人材の職務教育

7. 知的財産担当人材に対する職務教育の実施状況(該当する欄にVを記入)

職務教育を実施している		していない
機関内で独自に	外部機関を通して	
①	②	③

8. 知的財産人材を対象にした職務教育の実施を希望している場合、主に扱うべきと考える教育内容(該当するもの全てにVを記入)

- ① 特許制度 ② 特許明細書の作成方法 ③ 特許情報の検索
 ④ 特許紛争(訴訟) ⑤ 特許情報の分析方法(特許マップ)
 ⑥ 特許のライセンス(技術事業化) ⑦ 海外での特許出願及び訴訟
 ⑧ 営業秘密の保護 ⑨ その他()

9. 知的財産人材のスキルアップ実現のために政府の推進が最も急がれる課題(1つだけにVを記入)

- ① 大学に特許関連の教育課程及び学科を開設
 ② 企業を対象とした実務中心の教育課程構築及び教材開発
 ③ 企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④ 新たな知的財産人材の養成
 ⑤ 既存人材向けの再教育プログラムの提供
 ⑥ 知的財産関連のコンサルティング又は相談受付 ⑦ その他()

10. 知的財産担当者にかかる人件費と教育費(2017年基準)

知的財産担当者にかかる人件費*	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者が対象)**	(百万ウォン)
知的財産関連教育費(研究開発者など構成員が対象)***	(百万ウォン)

※他の業務を兼務している場合は知的財産関連業務の割合を考慮して教えてください。
 **知的財産の担当者及び担当部署の知的財産専門能力の向上を目的に実施された対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの実施などの教育にかかる費用を意味する
 ***知的財産の創出、権利化、活用などに関して、企業内部の研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連の素養を育成するための教育費用を意味する

■ 知的財産サービスの利用状況

※知的財産(IP)サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報の調査・分析、技術の移転・取引、翻訳、コンサルティングといった事業

11. 国内知的財産サービスの利用、及び分野別支出額(該当する欄にVを記入及び金額入力)

現在の利用状況 (2017 基準) (該当する欄にV)	分野※	説明	支出額 (2017年) (なければ0記入)
利用 している	知的財産の法律代理	知的財産の出願・登録、及び紛争・訴訟の代理、維持管理など	万ウォン
	知的財産の評価、 賃貸及び仲介	知的財産の評価、 賃貸及び仲介など	万ウォン
	知的財産の流通	知的財産の流通	万ウォン
	知的財産関連の 情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、 情報調査・資料処理、 DB構築及び情報サービスなど	万ウォン
	知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産コンサルティング・教育 及び広報	万ウォン
	知的財産金融・保険	知的財産金融・保険	万ウォン
	知的財産の創出支援 及び出版、施設運営	知的財産の出版及び創出支援、 提供施設の運営など	万ウォン
利用 していない	利用していない理由(複数回答可)		
	②	内部の人材で十分に当該の業務遂行が可能	
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すべきか分からない	
	④	知的財産サービスの費用が高い	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質を信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティーを信頼できない	
	⑦	その他()	

※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系の7つの大分類による

12. 知的財産サービス提供機関ごとの利用割合(該当する欄に数値入力)

区分	利用割合
民間の知的財産サービス専門企業(弁理士事務所は除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金などの公共機関	%
合計	100 %

■ 総合的知的財産管理システム

13. 総合的な知的財産管理システムの構築又は活用の有無(該当する欄にVを記入)

- 1 特許などの出願/登録過程と目録などが管理されている(発明申告から出願、その間の事件、登録、維持、放棄などに関する行政手続きと特許費用、関連情報などの管理システムがある)
- 2 特許などの出願/登録過程と目録などが業績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理されている
- 3 知的財産管理システムが構築されていない(→ 3 をチェック時、16 番の質問へ)

14. (知的財産管理システムを構築又は利用している場合)構築方法と要した費用(2017 年基準)

構築方法	構築費用又は賃借費用(年間の維持費用を含む)					
	500 万 ウォン未満	1000 万 ウォン未満	3000 万 ウォン未満	5000 万 ウォン未満	1 億ウォン 未満	1 億ウォン 以上
<input type="checkbox"/> 1 機関固有の管理システムを構築	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6
<input type="checkbox"/> 2 外部の管理システムを賃借して利用	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6

■ (大学の場合)知的財産関連教育の実施状況

15. 知的財産関連講座の開設有無及び講座数

- 1 開設している(講座数_____講座)
- 2 開設していない

17. 知的財産関連講座の講師について、専任教員の有無

- 1 専任教員が存在する
- 2 専任教員が存在しない

II. 特許基盤の知的財産活動

※下記の調査項目は「特許において特徴的な項目」について、より明確な現況を把握するためのものですので、保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)のうち特に特許を念頭に置いて答えてください。

■ 先行特許調査※など特許情報の活用

* 先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などに向けて、研究開発(R&D)活動開始前に当該の技術に対する先行技術又は当該技術と同一あるいは類似した特許が存在していないかなどを調査すること。機関レベルで行う先行技術調査活動、及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む

17. 特許(技術)情報調査の実施状況(該当する欄にV、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (V、及び数字を記入後 19 番の質問へ)	1 研究開発企画段階で全研究開発課題のうち ____ %
実施していない (V を記入後 18 番の質問へ)	2

18. (先行特許調査を実施していない場合)その主な理由(該当する欄にVを記入、又はその他意見を記入して 20 番の質問へ)

- 1 先行特許(技術)調査実施に必要な費用が負担である
- 2 先行特許(技術)調査実施に必要な専門人材が不足している
- 3 先行特許(技術)調査実施に対する認識が不足している
- 4 先行特許(技術)調査活動の実効性が不足している(技術の寿命周期短縮などで先行技術調査の実効性が低下しているなど)
- 5 その他(_____)

19. (先行特許調査を実施している場合)実施担当者(該当するもの全てにVを記入後 20 番の質問へ)

内部の人材			外部の人材	
知的財産専任人材	R&D 人材	その他(企画など)の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
1	2	3	4	5

20. 機関レベルでの特許(技術)情報調査への支援の有無(該当するもの全てにVを記入)

- 1 機関の主な研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップを構築し、研究者に提供
- 2 (研究者の要請があった場合)開発しようとしている技術の動向や、それに類似した特許が存在しないかどうかを調査し、研究者に提供
- 3 研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援
- 4 特に支援はしていない

■職務発明への補償

※職務発明:従業員(法人の役員を含む)がその職務に関係して発明したものが、性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を生んだ行為が従業員の現在又は過去の職務に属している発明(特許、実用新案、デザイン)
 ※職務発明補償制度:従業員は職務発明に対して、特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に継承させたり専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を持つと定めた制度(発明振興法)

21. 職務発明補償制度の認知度(該当する欄にVを記入)

区 分	全く知らない← →非常によく知っている				
職務発明補償制度について	①	②	③	④	⑤

22. 職務発明補償規定*の有無(該当する欄にVを記入)

規定あり (チェック後、24~26 番の質問に回答)	規定なし (チェック後、23 番の質問へ)
①	②

※職務発明補償規定:使用者・法人が従業員の職務発明を継承して正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i)企業で独自の職務発明補償規定を作成・使用している場合、ii)特許庁など関連機関が作成・普及させた標準化された職務発明補償規定を用いている場合のどちらでも規定ありと認める

23. (職務発明補償規定を設けていない場合)その主な理由(該当する欄にVを記入、又はその他意見を記入後、27 番の質問へ)

- ①職務発明はほとんど継承しておらず、補償規定を定める必要がない
- ②補償規定はなく、別途でインセンティブを付与している
- ③企業の負担や他の職員との公平性を考慮して補償していない
- ④必要性は認識しているが、どのように導入すべきか分からない
- ⑤その他(_____)

24. 職務発明補償の実施状況と補償方法(該当する欄全てにVを記入後、25番の質問へ)

区分	実施状況			実施/処分時に 金銭的補償を実施する 場合にのみ回答	
	金銭的 補償	非金銭的補償 (昇進、成果評価を反映)	実施 しない		
(1) 発明申告/出願/登録補償※	①	②	③		
(2) 実施/処分補償※※	①	②	③	④ 収入の()%	⑤ ()万ウォン/件

※発明申告/出願/登録補償:発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

※※実施/処分補償:職務発明を発明者が属する会社で利用したり(自社実施)、ライセンス契約等を通して他企業に移転したり(他社実施)、売却等により処分して(処分)収入が発生した場合に支給する補償

25. 職務発明に対する非金銭的補償(業績評価など)(該当する欄にVを記入)

	業績評価など に反映しない	(SCI 級)論文提出の業績評価反映=100 とする時				
		30 以下	50 以下	70 以下	100 以下	100 超
特許など産業財産権の国内出願	0	1	2	3	4	5
特許など産業財産権の海外出願	0	1	2	3	4	5
特許など産業財産権の国内登録	0	1	2	3	4	5
特許など産業財産権の海外登録	0	1	2	3	4	5
産業財産権の移転や売却による 技術料収入の発生	0	1	2	3	4	5

26. 支給した職務発明関連の補償費用※ (□2017年、又は□会計年度基準。該当する欄に数字を記入)

補償の種類	補償費用	支給人数	支給件数※※
(1) 発明申告/出願/登録補償	(百万ウォン)	人	件
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)	人	件

※職務発明の補償費用とは、貴社が定めた補償制度に基づいて発明者や創作者などに支給した補償金のこと(実施補償、処分補償など)

※※支給件数とは、職務発明関連補償費用が支給された権利の件数を意味する

27. 職務発明の補償に関連する様々な制度の効果(該当する欄にVを記入)

※機関レベルや国家レベルで現在実施されているかどうかに関わらず教えてください。

関連制度		効果なし← →非常に効果的				
職務発明に対する補償実施、又は 補償水準の拡大(機関レベル)	発明の質及び件数増加	1	2	3	4	5
	技術流出の防止	1	2	3	4	5
職務発明補償金に対する 所得税非課税(政府レベル)	発明の質及び件数増加	1	2	3	4	5
	技術流出の防止	1	2	3	4	5

■技術取引機関、技術マーケティング企業との協力

28. 直近3年間(2015～2017年)で、技術取引、技術マーケティングのために国内外の企業、技術取引機関などに業務を依頼したり業務協約を締結したことがあるかどうか(該当する欄にVを記入)

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼していない
(1) 国内の企業又は企業研究所	1	2	3
(2) 地域技術移転センター、技術取引所など国内の公共機関	1	2	3
(3) 国内民間技術仲介、技術マーケティング企業	1	2	3
(4) 海外の機関又は民間企業	1	2	3

29. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)費用の主な支払方法(該当する欄にVを記入)

- 1 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
 2 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などに基づく定率)
 3 成功報酬(定額) 4 成功報酬(技術移転収益などに基づく定率) 5 その他

30. 技術取引システムの利用度(該当する欄にVを記入)

	利用していない	利用度 低い←中間→高い				
		①	②	③	④	⑤
(1) IP-Market(国家知的財産取引プラットフォーム)、NTBなど国内オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(2) 特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	
(3) yet2. comなど海外オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	

Ⅲ. 知的財産の創出及び利用活動

■ 知的財産統計など基礎統計情報の利用

31. 知的財産統計など基礎統計情報の利用(該当する欄にVを記入、及び直接記入)

- 1 利用している(主に利用している統計指標※: _____)
- 2 利用していない

※知的財産統計年譜などで提示している年度別の出願件数及び登録件数、産業部門別の出願件数、国家別の審判請求件数など、主に参考にしてしている知的財産関連統計指標を意味する

32. 頻繁に公表してほしい統計指標(_____)

33. 知的財産情報システムの利用度(該当する欄にVを記入)

	利用して いない	利用度					(利用する場合) 主に利用する 情報システム
		低い←中間→高い					
KIPRIS など政府提供情報システム	0	1	2	3	4	5	(_____)
WIPS、DELPION など民間提供情報システム	0	1	2	3	4	5	(_____)
その他情報システム	0	1	2	3	4	5	(_____)

■ 知的財産を創出するための研究開発(R&D)活動及び今後の戦略

34. 優秀な知的財産を創出するために現在、機関レベルで実施している活動(該当するもの全てにVを記入)

- 1 機関の特性に合った研究開発課題の発掘、及び機関独自の研究開発の拡大
- 2 産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- 3 研究開発企画時に市場の需要を反映できるような制度的体系の構築
- 4 中型・大型、重要な研究開発課題において優秀な特許を創出するための研究開発企画の強化

35. (現在、実施しているかどうかに関わらず)優秀な知的財産を創出するために必要だと考える活動や戦略(重要度の高いものから2つ以内、Vを記入)

- 1 機関の特性に合った研究開発課題の発掘、及び機関独自の研究開発の拡大
- 2 産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- 3 研究開発企画時に市場の需要を反映できるような制度的体系の構築
- 4 中型・大型、重要な研究開発課題において優秀な特許を創出するための研究開発企画の強化

■ 知的財産の活用方向と戦略

36. 保有する知的財産*に対する実態調査***(評価)の実施状況(該当する欄にV、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (V、及び数字を記入後 37 番の質問へ)	1 保有している全体知的財産のうち ___ %
実施していない (V を記入後 38 番の質問へ)	2

※知的財産とは、産業財産権(特許、実用新案など)以外に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称
 ※※保有する知的財産に対する実態調査とは、特許などを維持/手放す決定、事業化が有望な技術及び移転対象技術などの発掘を目的に、保有する知的財産の価値を把握することを意味する

37. (実態調査を実施している場合)実施担当者(該当するもの全てにVを記入後、38番の質問へ)

内部の人材			外部の人材	
知的財産 専任人材	R&D 人材	その他(知的財産実態 調査委員会など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
1	2	3	4	5

■ 知的財産*の売却又は移転状況

※知的財産とは、産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなど全てを含む

38. 知的財産の売却又は移転の実績(該当する欄に数字を記入、2017年基準)

		国内で売却又は移転	海外で売却又は移転
企業などに売却又は移転した知的財産の件数		件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
→	(共同又は委託研究開発契約などの)研究開発契約に技術移転義務条項(強制実施)が含まれ、移転又は売却された知的財産の件数	件 (うち特許は 件)	件 (うち特許は 件)
	権利行使に制約がない自己保有知的財産の	移転(licensing-out) 件数	件 (うち特許は 件)
		売却(sale) 件数	件 (うち特許は 件)

42. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 実施及び認証獲得の有無(該当する全ての欄に V を記入、2017 年又は会計年度基準)

※産業財産権は、各種 R&D 事業及び主な認証を取得する基盤となる根拠になり得るもので、本質問項目では貴機関が国家及び民間の R&D 事業を受注する際(提案書作成など)、各種認証獲得のための申請時に出願及び登録した産業財産権を活用した事例を全て含む

※NET(New Excellent Technology)認証とは、技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体となり新技術を早期発掘して優秀性を認証することで新技術の商用化及び取引を促進し、初期の市場進出基盤を造成することを目的に設けられた認証制度
 ※※NEP(New Excellent Product)認証とは、技術標準院が運営主体となり国内で最初に開発された技術又はこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで、製品の初期販路開拓を支援して技術開発を促進することを目的に設けられた制度
 ※※※世界一流商品認証とは、産業資源通商部が運営主体となっている制度で、韓国国籍の企業が生産する製品で一定の条件を満たした商品のうち産業資源通商部長官が「現状、世界で一流の商品」又は「次世代に世界で一流となる商品」であると認定した商品を意味する

(1) 産業財産権を活用した R&D 受注の有無	R&D 受注に産業財産権を活用した経験あり				活用経験なし
	政府 R&D に活用		民間 R&D に活用		
	①		②		③
(2) 産業財産権を活用した 主要な認証獲得の有無	主要な認証獲得に産業財産権を活用した経験あり				活用経験なし
	NET 認証獲得	NEP 認証獲得	世界一流商品認証獲得	その他認証獲得	
	①	②	③	④()	⑤

43. 産業財産権を活用していない主な理由(該当する欄に V を記入、又はその他意見を記入)

- 1 (自社実施、他社実施)活用には当該産業財産権の他に後続の研究開発を通して関連する産業財産権を獲得する必要があるが、当該の後続活動が不十分
- 2 (他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が困難
- 3 (他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が困難
- 4 既存の産業財産権との利用・抵触関係により紛争の素地があるため活用できない
- 5 その他(_____)

44. 企業などへの移転や実験室での起業、研究院での起業などに用いられている産業財産権のうち、これを通して売上(技術料収入)が発生した権利の割合(回答時を基準として該当する欄に数字を記入)

	特許権	実用新案権	デザイン権	商標権
外部の他機関への移転、又は実験室や研究院での起業、現物出資などに用いられている権利の数(質問45番の活用件数(A)と同じ)	件	件	件	件
→売上(技術料収入)が発生した権利の数	件	件	件	件

■政府による政策支援及びその必要性

45. 国内の大学及び公共研究機関の効果的な知的財産創出を助ける政策支援

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
	1	2	3	4	5
(1) 個別機関が職務発明補償制度の導入や補償水準の拡大を行えるように支援(例:特許などの出願/登録に伴う金銭的、非金銭的補償に関する規定の整備及び広報など)	1	2	3	4	5
(2) 特許情報活用拡散事業の拡大等を通して、より掘り下げた先行特許(技術)調査と特許情報活用を支援	1	2	3	4	5
(3) 専門家派遣、知的財産権コンサルティング事業の拡大等を通して大学と公共研究機関の知的財産創出活動を支援	1	2	3	4	5
(4) 様々な技術分野に対する特許マップの構築支援	1	2	3	4	5
(5) 研究者などが対象の知的財産関連教育の支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	1	2	3	4	5
(6) その他()	1	2	3	4	5

46. 国内の大学及び公共研究機関の効果的な知的財産活用を助ける政策支援

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
	1	2	3	4	5
(1) 保有特許技術に対する価値評価の支援	1	2	3	4	5
(2) 新技術事業化に向けた研究所企業/実験室での起業支援	1	2	3	4	5
(3) 特許技術の取引、流通システムの改善	1	2	3	4	5
(4) 技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援	1	2	3	4	5
(5) 優秀な技術の輸出支援	1	2	3	4	5
(6) その他()	1	2	3	4	5

IV. 知的財産保護活動

■ 知的財産保護の方向と戦略

47. 産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権)出願などに先立つ社内予備評価※の実施状況(該当する欄にV、及び数字を記入)

実施状況	
実施している (V、及び数字を記入後、48番の質問へ)	1 申告された全発明のうち ___ %
実施していない (Vを記入後、49番の質問へ)	2

※「予備評価」とは、提出された発明申告書について、職務発明委員会等を通して発明に対する評価、及び継承や出願、審査請求などをするかどうかを決めることを意味する

48. (予備評家を実施している場合)実行している人材(該当するもの全てにVを記入後、49番の質問へ)

内部の人材			外部の人材	
知的財産専任人材	R&D人材	その他(審議委員会など)の人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関
1	2	3	4	5

49. 研究開発活動の成果を専有(専有:模倣者などからの保護又は独占的活用)するために用いる戦略(該当する欄にVを記入)

	用いていない	利用度 低い←中間→高い				
		0	1	2	3	4
(1)特許など産業財産権の出願/登録	0	1	2	3	4	5
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	0	1	2	3	4	5
(3) (事業化をしようとする)企業などとの排他的契約締結	0	1	2	3	4	5

50. 発明申告(Invention disclosure)件数に対する特許など産業財産権の出願比率(2017年基準)

発明申告(Invention disclosure)の件数	件
(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保又は断念	件
(営業秘密として維持するなど)非公式的な権利保護手続きを実施	件
産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを実施	件

■ 知的財産の管理及び保護に対する認識

51. 現在の国内における知的財産の保護水準※に対する意見(該当する欄にVを記入)

大幅緩和が必要	漸進的緩和が必要	現水準が適正	漸進的強化が必要	大幅強化が必要
1	2	3	4	5

※知的財産の保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と、知的財産権が他人に侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がいかに備わっているかを意味する

52. 産業財産権の海外出願/登録実績(該当する欄に数字を記入)

※同一の産業財産権を複数の国家に個別で出願、又は登録した場合は、これを全て合算して記入してください。例えば、Aという特許をアメリカ、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3と記入してください。

※※但し PCT 出願の場合は、出願書に記載された指定国の数に関係なく1件と記入してください。

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録
2017年 実績	(個別国家の)出願件数※	(件)	(件)	(件)
	→ アメリカなど北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)
	PCT 出願※※	(件)		
2017年 実績	登録件数※	(件)	(件)	(件)
	→ アメリカなど北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)

■ 産業財産権出願についての今後の計画

53. 2018年の産業財産権の国内出願予想件数(該当する欄に数字、及びVを記入)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2018年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2019年 以降	縮小	1	1	1	1
	維持	2	2	2	2
	拡大	3	3	3	3

54. 産業財産権国内出願の増減に影響する要因(該当する欄にVを記入)

産業財産権の国内出願増減に影響する主な要因		重要度 低い←中間→高い				
機関の 内部的 要因	1 研究開発投資又は予算の増減に伴う研究成果の変化	1	2	3	4	5
	2 機関の産業財産権戦略の変化(量又は質中心の知的財産出願戦略、維持費用に対する収益性の変化など)	1	2	3	4	5
	3 産業財産権に対する成果評価割合の変化又は評価方向の変化(論文などその他成果に対する産業財産権実績評価の比重拡大又は縮小、量的成果評価を抑えて質的成果評価を指向するなど)	1	2	3	4	5
外部の 環境的 要因	4 市場及び技術競争環境の変化(市場拡大又は縮小、新技術又は新市場の出現など)	1	2	3	4	5
	5 国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など)	1	2	3	4	5
	6 産業財産権の出願環境改善及び支援制度強化(出願手数料減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	1	2	3	4	5

55. 出願・審査・維持費用(□2017年、又は□会計年度基準)

	国内出願	海外出願(PCT出願含む)
出願・審査費用*	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の維持費用	%	%

*出願・審査費用とは、産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分を不服として請求する審判)に要した費用などを含む金額である
 **維持費用とは、産業財産権の登録と権利維持に要する金額で、登録料と年次料を含む金額である

56. 国内の大学及び公共研究機関の効果的な知的財産管理及び保護を助ける政策支援

	政府政策の必要性 低い←中間→高い				
(1) 産業財産権の出願と登録に要する費用の減免	1	2	3	4	5
(2) 海外出願関連の情報提供	1	2	3	4	5
(3) 企業などとの共同/委託研究契約時に(発明の所有権、実施権許与について決定する権利、技術事業化収益配分などにおいて)不平等契約を防ぐためのガイドラインの策定/広報	1	2	3	4	5
(4) 出願前、又は出願後の知的財産評価の費用支援	1	2	3	4	5
(5) その他()	1	2	3	4	5

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございました。

2018年度知的財産活動実態調査

発 行 特許庁

調 査 機 関 韓国知識財産研究院

発 行 日 2018年

住 所 大田市西区庁舎路189（特許庁）
042) 481 - 5154

印 刷 キョンソン文化社

ソウル市永登浦区国会大路66通り-11 総会ビル 1/5階

電話:02) 786-2999（代表） FAX:02) 782-1391